

一般廃棄物処理基本計画

令和8年2月

館山市

目次

第1章	総論	1
第2章	館山市の概況	7
第1節	人口動態	7
第2節	地域特性（産業の動向等）	10
第3節	市政の基本方針（総合計画との関係）	15
第3章	ごみ処理の現況及び課題	21
第1節	ごみ処理フロー	21
第2節	ごみ処理体制	22
第3節	ごみ処理の実績と推計	29
第4節	ごみ処理の評価	43
第5節	課題の抽出	48
第4章	ごみ処理行政の動向	51
第1節	国外の動向	51
第2節	国内の動向	51
第3節	千葉県動向	56
第5章	ごみ処理基本計画	58
第1節	基本方針・数値目標	58
第2節	ごみの排出の抑制のための方策	64
第3節	分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	68
第4節	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	69
第5節	ごみの処理施設の整備に関する事項	72
第6節	その他ごみの処理に関し必要な事項	74
第6章	生活排水処理基本計画	77
第1節	生活排水処理の現況の把握と整理	77
第2節	生活排水処理の予測	81
第3節	生活排水処理施設等の現況の把握と整理	83
第4節	生活排水処理の課題	85
第5節	生活排水処理基本計画	86

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和46年施行。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項で、市町村は“当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。”と定められている。

館山市（以下「本市」という。）では、平成24年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定（令和4年3月一部変更）し、住民・事業者・行政の3者が一体となり、資源循環社会形成の推進及び適正な処理体制の整備に向けた様々な取り組みを行ってきた。

現在までの発生抑制・再使用の推進に係る取り組みにより、本市のごみの排出量は減少傾向にあるものの、過去10年間に於いて事業系ごみ排出量が横ばいとなっていることや再資源化率が伸び悩んでおり、資源循環社会形成のさらなる推進にあたり課題となっている。

さらに、本市の中間処理施設（焼却施設）は、稼働開始後41年を経過しており、令和3年度から令和5年度にかけて、基幹的設備改良（長寿命化）工事を実施し、令和20年度まで稼働する計画となっているが、その間も適切な整備及び維持管理が必要となっている。

国においては、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定したほか、「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）」や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」等、循環型社会の実現に向けた様々な法律の整備が進められている。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）」が令和7年2月に改正され、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進を含む令和5年の見直しに加え、「第五次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた目標値の改定が行われた。

千葉県においては、「千葉県廃棄物処理計画」（令和3年3月策定）を定め、各主体が相互に連携した排出抑制と資源の適正な循環的利用の推進や、食品ロスの削減や災害廃棄物の処理等、多様化する新たな課題に対して、千葉県として目指すべき循環型社会の在り方を示している。

本市では、第5次館山市総合計画（令和8年3月策定）において、まちの将来像を「みんなが主役 住んで楽しい 来て楽しい まち・館山」としており、豊かな自然がいつもある、快適で安全なまちの実現のために、「脱炭素による持続可能な社会の実現」及び「資源循環型社会の構築」をあげている。

このような背景から、本市では一般廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中・長期的な視点に立って、計画的に一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理施策を推進するための基本的な方針として、新たな「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し、循環型社会の実現を目指す。

2. 計画対象区域

本計画の対象区域（計画処理区域）は、館山市全域とする。

3. 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は図 1-1 に示す通り、一般廃棄物を対象とする。

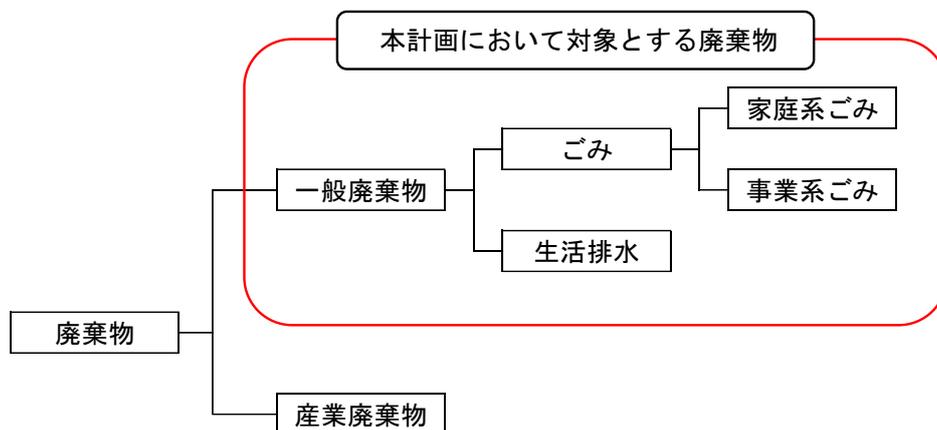


図 1-1 計画の適用範囲

4. 計画期間

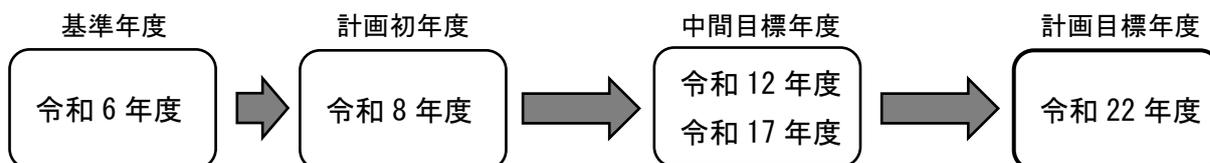
ごみ処理基本計画策定指針では、計画目標年度は計画策定時より 10～15 年後程度とされている。したがって、本計画は令和 8 年度を初年度とし、15 年後の令和 22 年度を計画目標年度とする。なお、計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととする。

また、社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律の整備、施設整備事業の進捗状況など、必要に応じて、計画期間内であっても計画の見直しを行うものとする。

本計画の計画目標年度 令和 22 年度
(中間目標年度：令和 12 年度、令和 17 年度)

なお、本計画の基準年度は、令和 6 年度とする。

そのため、本計画では中間目標年度及び目標年度における減量化、再資源化等の計画目標数値は、令和 6 年度を基準とした値を用いる。



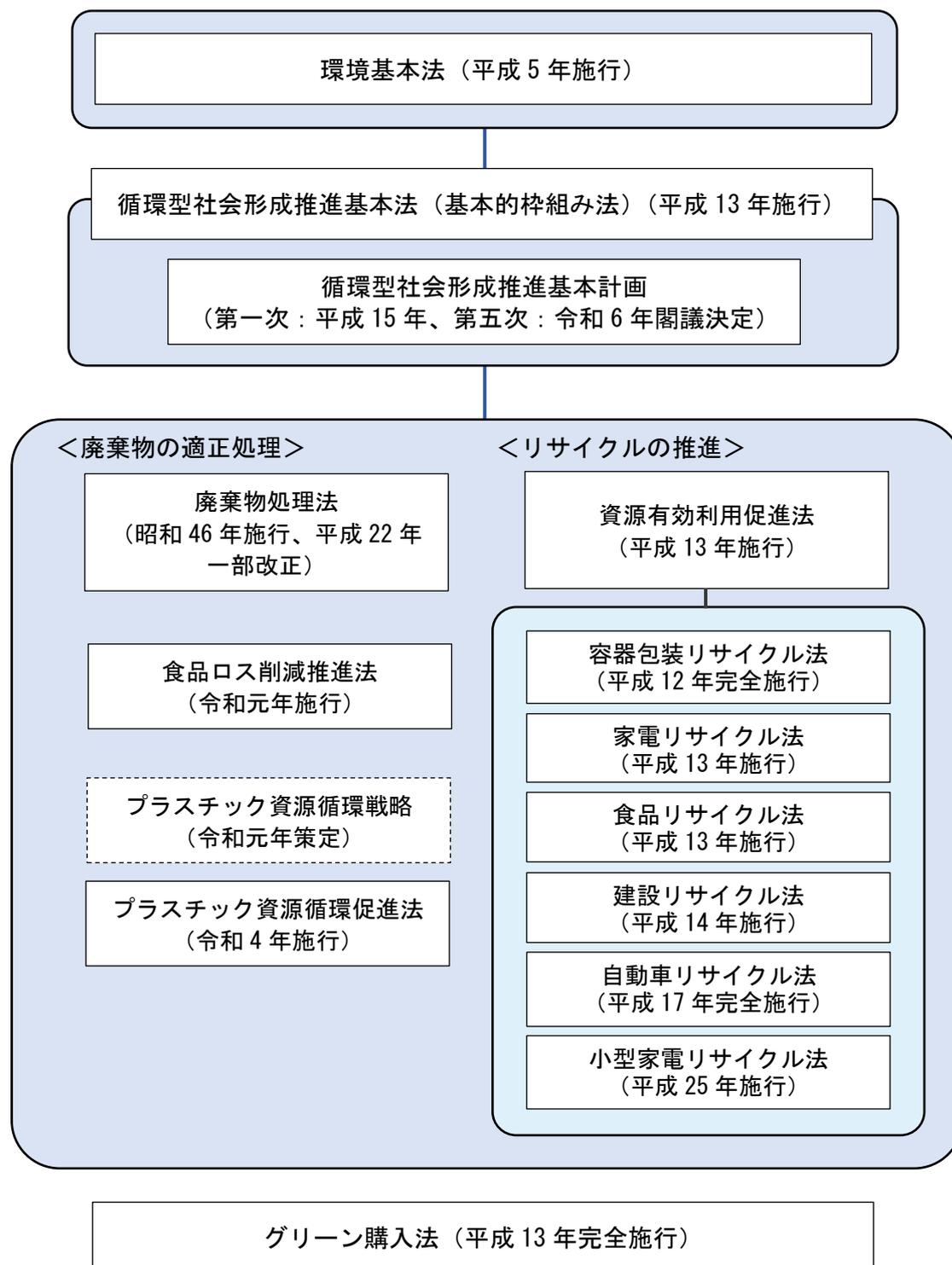
5. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、国の「ごみ処理基本計画策定指針」において、「国や都道府県の計画等を踏まえたものとする。」とされており、以下に本計画の位置づけを示す。

1) ごみ処理に係る計画の位置づけ

①各種法体系の整理

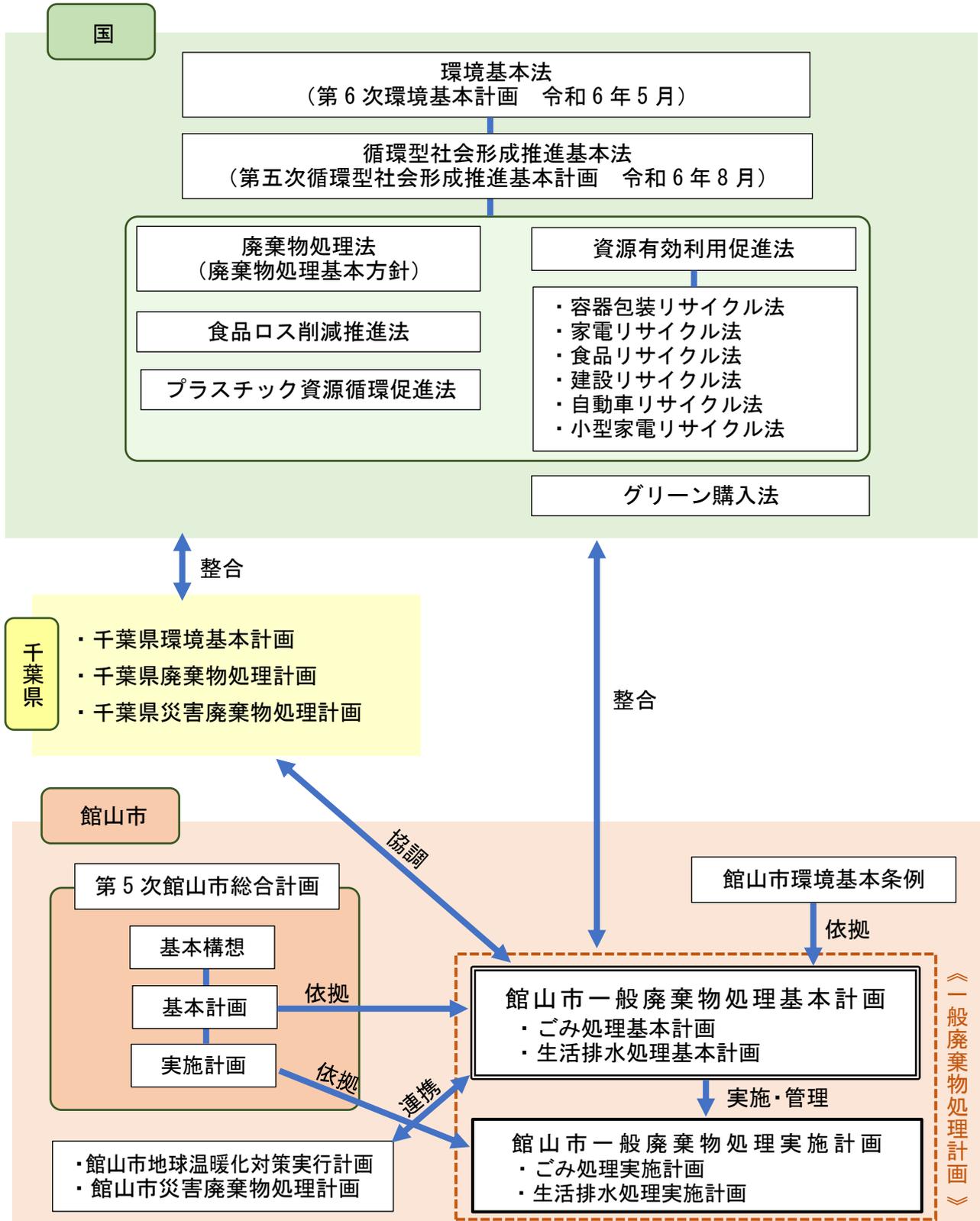
令和7年度に改定される本計画に係る、循環型社会の構築に向けた法体系は以下のとおりである。



②館山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の位置づけ

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、各種リサイクル関連法に基づき本市における一般廃棄物の処理に関する基本方針を示している。

なお、各種法律や国の計画及び方針を踏まえるとともに、本市の上位計画（館山市総合計画等）との整合を以下に示すとおり図るものとする。循環型社会形成推進基本計画及び千葉県廃棄物処理計画の概要は参考として次のページに示す。



【第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）の概要】

＜重点分野＞

- ・循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ・事業者間連携によるライフサイクル¹全体での徹底的な資源循環
- ・多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ・資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

＜目標値＞

指標（目標）	数値目標	目標年度
1人1日当たりごみ焼却量	約580g	2030年度

＜持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み＞

- ・ネット・ゼロ²、ネイチャーポジティブ³との統合的施策
- ・廃棄物の適正処理の確保、有害廃棄物対策
- ・環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大
- ・バリューチェーン⁴循環性等の国際ルール形成主導
- ・輸入した鉱物・食料等の資源を最大限循環利用
- ・鉱物等の国内外一体的な資源循環を強化
- ・地域の特性を活かした資源循環システムの構築
- ・地方公共団体が連携協働を促進
- ・再生材を利用した製品、リユース・リペア、食品ロス・ファッションロス⁵削減等でライフスタイルを転換 等

【第10次千葉県廃棄物処理計画（令和3年3月）の概要】

＜計画策定の趣旨＞

県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示す。

＜計画期間＞

令和3年度から令和7年度までの5年間

＜計画目標（一般廃棄物）＞

指標（目標）	基準年度：平成30年度	数値目標 （目標年度：令和7年度）
排出量	206万t	183万t以下
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	507g/人・日	440g/人・日以下
出口側の循環利用率	22.4%	30%以上
最終処分量	14.3万t	12万t以下

＜展開する施策＞

3Rの推進・適正処理の推進・適正処理体制の整備・万全な災害廃棄物処理体制の構築

¹ 製品やサービスの製造から廃棄・リサイクルまで一連の過程

² 温室効果ガスについて、様々な吸収・固定する取り組みにより、活動全体の排出量は差し引きゼロになっている状態を示す。

³ 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを指す。

⁴ 企業における各事業活動を価値創造のための一連の流れとして捉える考え方。

⁵ 新品や中古品に係らず、まだ着られるが廃棄されてしまう衣類を指す。

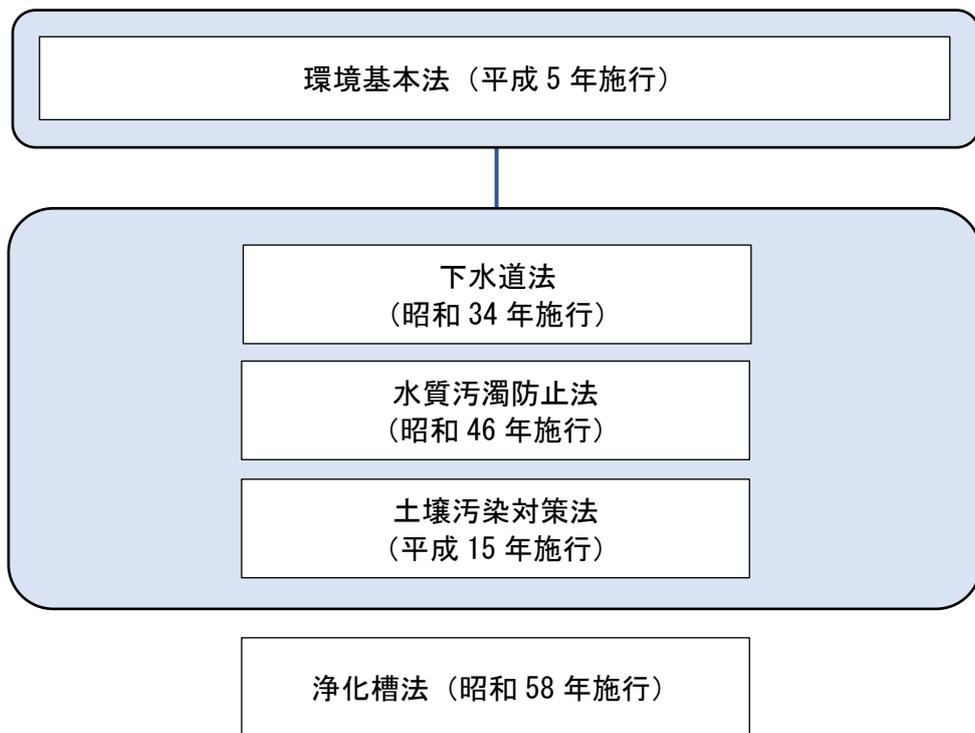
<新たな取り組み>

「ちばマイボトル・マイカップ推進エコスタイル」の展開

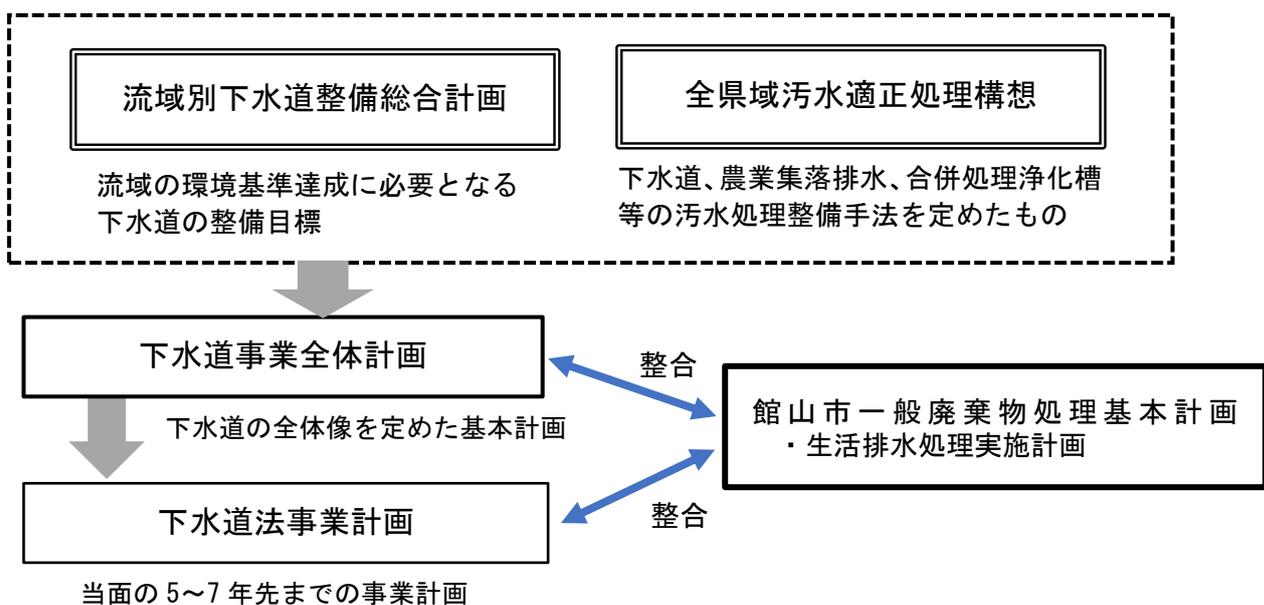
2)生活排水処理に係る計画の位置づけ

①各種法体系の整理

本計画の策定に係る、適正な生活排水処理に向けた法体系は以下のとおりである。



②館山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の位置づけ



第2章 館山市の概況

第1節 人口動態

1. 直近の人口及び世帯数

平成27年度～令和6年度の人口及び世帯数の推移を表2-1及び図2-1に示す。

本市の人口は減少傾向にあり、平成27年度と比べて令和6年度の人口は約10%減となった。世帯数は増加傾向にあり、平成27年度と比べて令和6年度の世界帯数は約2%増となった。よって、1世帯あたりの人口は減少しつつある。

また、総人口のうち外国人登録人口数は増加傾向にある。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

年度	住民基本台帳			
	人口 (人)	(うち外国人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人/世帯)
H27	48,460	(372)	22,801	2.13
H28	48,090	(410)	22,954	2.10
H29	47,467	(361)	23,001	2.06
H30	46,934	(392)	23,073	2.03
R1	46,296	(382)	23,081	2.01
R2	45,895	(390)	23,207	1.98
R3	45,367	(431)	23,309	1.95
R4	44,866	(499)	23,340	1.92
R5	44,328	(563)	23,399	1.89
R6	43,672	(634)	23,363	1.87

出典：館山市HP「人口・世帯数」より

※各年10月1日

※住民基本台帳人口は外国人を含む

※「1世帯あたりの人口」＝「人口(人)」÷「世帯数(世帯)」

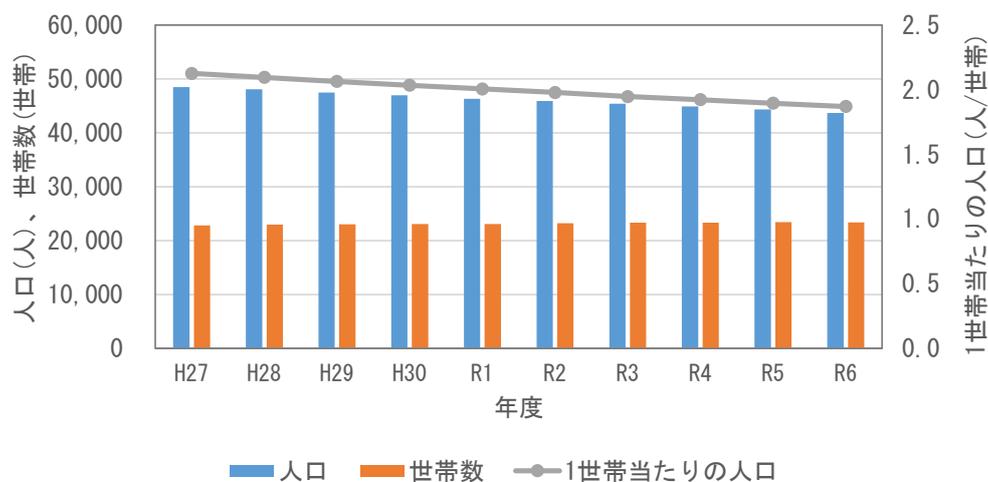


図 2-1 人口及び世帯数の推移

2. 年齢別・性別の構造

令和6年10月1日現在の年齢別及び性別の構造を図2-2に示す。

本市総人口に占める年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の割合はそれぞれ、8.5%、50.8%、40.7%となった。

また、各性別においては、男女ともに生産年齢人口の割合が最も大きく、特に75～79歳が男女別各総人口の約10%を占めていた。

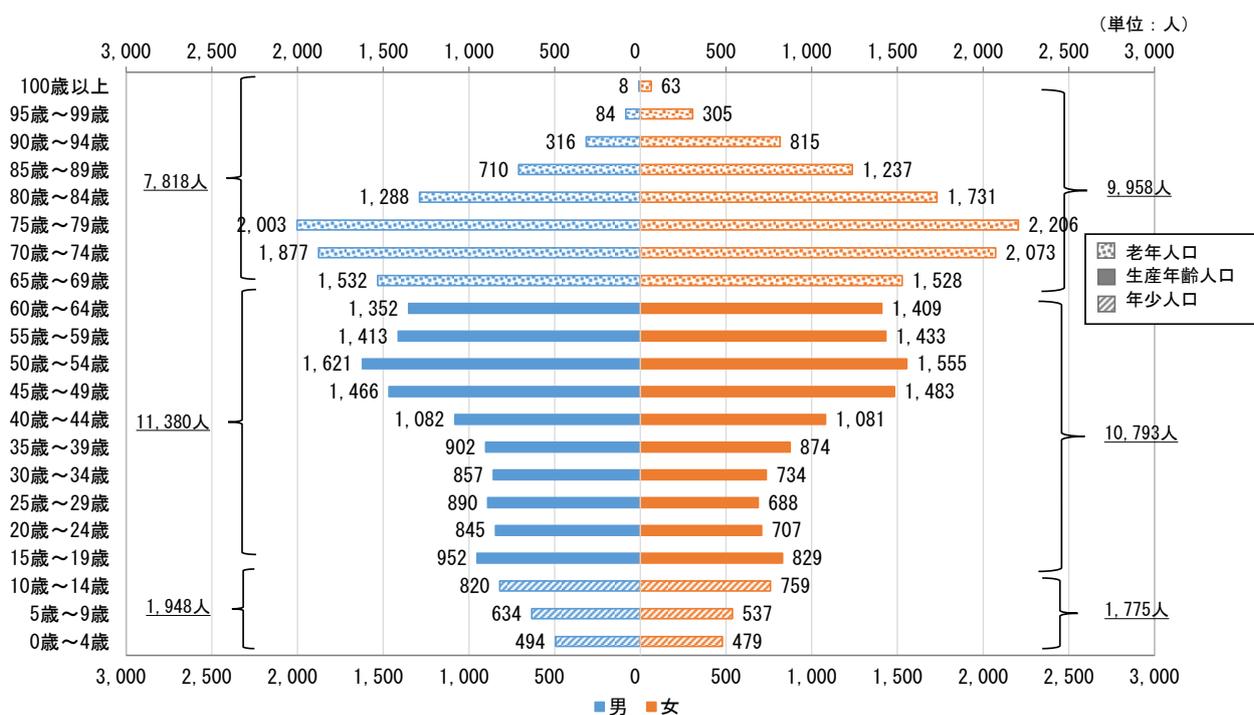


図 2-2 年齢別人口及び性別の構造

3. 将来人口の予測

本計画期間における将来人口については、市の最新の推計人口を参考とする。

1) 本市推計

本市における、将来人口推計について表 2-2 に示す。なお、以下推計値については、5 年ごとの値が定められている。

表 2-2 将来人口の推計（令和 2～32 年度）

年	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
市推計人口（人）	45,153	42,603	40,457	38,402	36,348	34,275	32,368

参考：第 5 次館山市総合計画

2) 本計画期間内の人口予測

表 2-2 に示す 5 年ごとの本市推計値から、多項式近似により、本計画期間内の各年における推計人口の補完を行った。計画期間内の推計人口は、表 2-3 に示す通りである。

なお、令和 7 年、令和 12 年、令和 17 年、令和 22 年の推計値においては、表 2-2 に示す本市推計値を採用している。

表 2-3 計画期間内の推計人口（令和 7～22 年）

年	推計人口(人)
R7	42,603
R8	42,218
R9	41,763
R10	41,316
R11	40,875
R12	40,457
R13	40,012
R14	39,589
R15	39,170
R16	38,756
R17	38,402
R18	37,939
R19	37,535
R20	37,134
R21	36,734
R22	36,348

第2節 地域特性（産業の動向等）

1. 本市内の産業構造

1) 就業者数

国勢調査年における産業別就業者数の推移について、表 2-4 及び図 2-3 に示す。

全産業の就業者数は年々減少を続けており、平成 12 年に対し令和 2 年は約 21% 減となった。

また、令和 2 年における産業 3 部門別の就業者数は第 1 次産業が 7.1%、第 2 次産業が 13.0%、第 3 次産業が 77.7% と第 3 次産業が最も大きい割合を占めている。第 1 次産業及び第 2 次産業の就業者数の割合は年々縮小傾向にあり、第 3 次産業の割合は拡大傾向にある。

表 2-4 産業別就業者数の推移

(単位：人)

産業分類	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	2,730 (10.8%)	2,372 (9.8%)	1,777 (7.7%)	1,682 (7.7%)	1,400 (7.1%)
農業	2,435	2,166	1,588	1,528	1,253
林業	8	6	23	12	13
漁業	287	200	166	142	134
第2次産業	4,992 (19.8%)	4,307 (17.8%)	3,733 (16.3%)	2,998 (13.7%)	2,579 (13.0%)
鉱業、採石業、砂利採取業	22	13	13	5	7
建設業	2,346	1,973	1,792	1,702	1,445
製造業	2,624	2,321	1,928	1,291	1,127
第3次産業	17,420 (69.1%)	17,284 (71.5%)	17,193 (74.9%)	16,843 (77.0%)	15,365 (77.7%)
電気・ガス・熱供給・水道業	150	118	123	106	89
情報通信業	1,374	177	149	143	146
運輸業、郵便業	—	927	1,052	870	744
卸売業、小売業	5,985	4,443	4,116	3,655	3,116
金融業、保険業	640	522	504	468	374
不動産業、物品賃貸業	170	217	293	286	279
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	477	466	456
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	1,059	973	890
宿泊業、飲食サービス業	—	2,110	2,283	2,092	1,728
教育、学習支援業	—	1,119	1,085	1,071	1,030
医療、福祉	7,195	2,479	2,963	3,507	3,583
複合サービス業	—	354	231	323	272
サービス業(他に分類されないもの)	—	2,841	1,135	1,207	1,141
公務(他に分類されるものを除く)	1,906	1,977	1,723	1,676	1,517
分類不能の産業	72 (0.3%)	212 (0.9%)	265 (1.2%)	340 (1.6%)	420 (2.1%)
総数	25,214	24,175	22,968	21,863	19,764

参考：館山市の統計 2023 (10) 産業別(大分類) 就業者数

※括弧内は総数に占める割合であり、端数処理の関係で合計が 100.0% にならない場合がある。

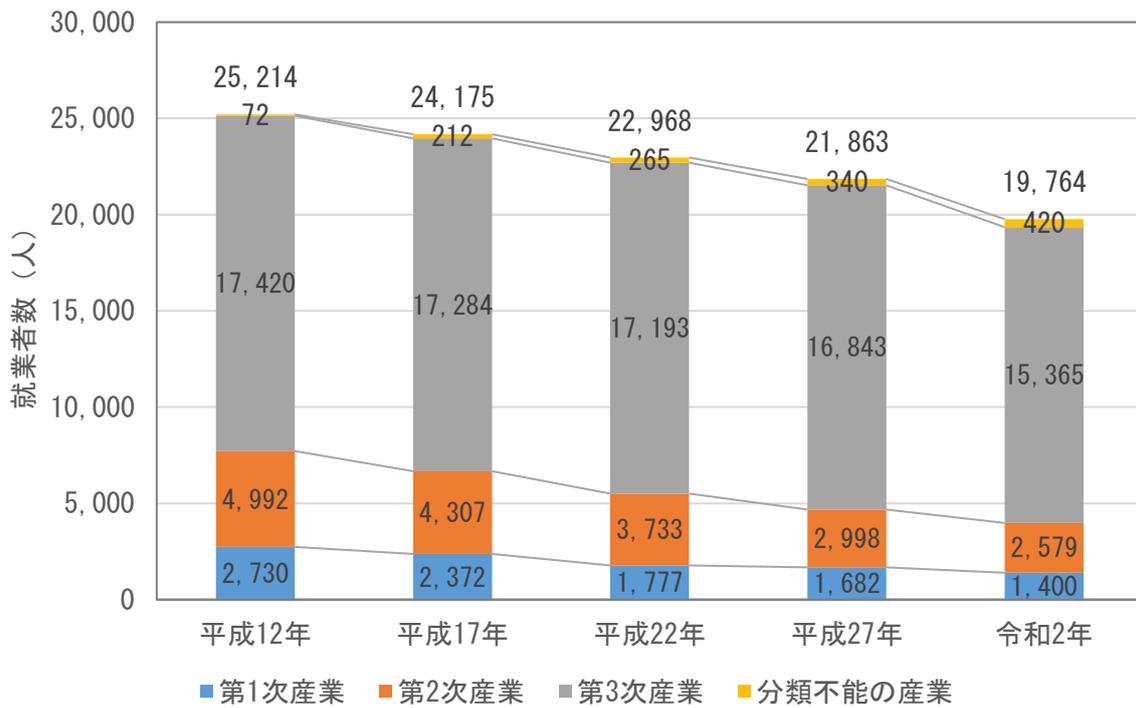


図 2-3 産業別就業者数の推移

2) 事業所数

経済センサス調査年における事業所数の推移について、表 2-5 及び図 2-4 に示す。

事業所数の総数は減少傾向となっており、産業 3 部門別では、第 1 次産業の事業所数が増加傾向、第 2 次産業及び第 3 次産業が減少傾向となっている。

令和 3 年の第 3 次産業の事業所数は総数の約 85%となっている。

表 2-5 事業所数の推移

(単位：事業所)

産業分類	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
第1次産業	15	17	19	20	24
農業					
林業	15	17	16	20	24
漁業			3		
第2次産業	448	423	408	365	334
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	323	289	277	250	222
製造業	125	134	131	115	112
第3次産業	2,645	2,484	2,499	2,391	2,104
電気・ガス・熱供給・水道業	4	2	1	1	5
情報通信業	18	15	16	18	12
運輸業、郵便業	52	48	45	41	38
卸売業、小売業	866	777	745	712	597
金融業、保険業	61	54	57	52	49
不動産業、物品賃貸業	139	125	132	127	109
学術研究、専門・技術サービス業	105	93	98	88	78
宿泊業、飲食サービス業	626	593	590	566	427
生活関連サービス業、娯楽業	308	301	296	280	244
教育、学習支援業	89	87	91	88	107
医療、福祉	168	174	205	213	219
複合サービス業	22	22	23	20	20
サービス業(他に分類されないもの)	187	193	200	185	199
総数	3,108	2,924	2,926	2,776	2,462

参考：館山市の統計 2012・2016・2023 III.1. 産業（大分類）別、民営事業所等の推移

※事業内容等不詳を含まない

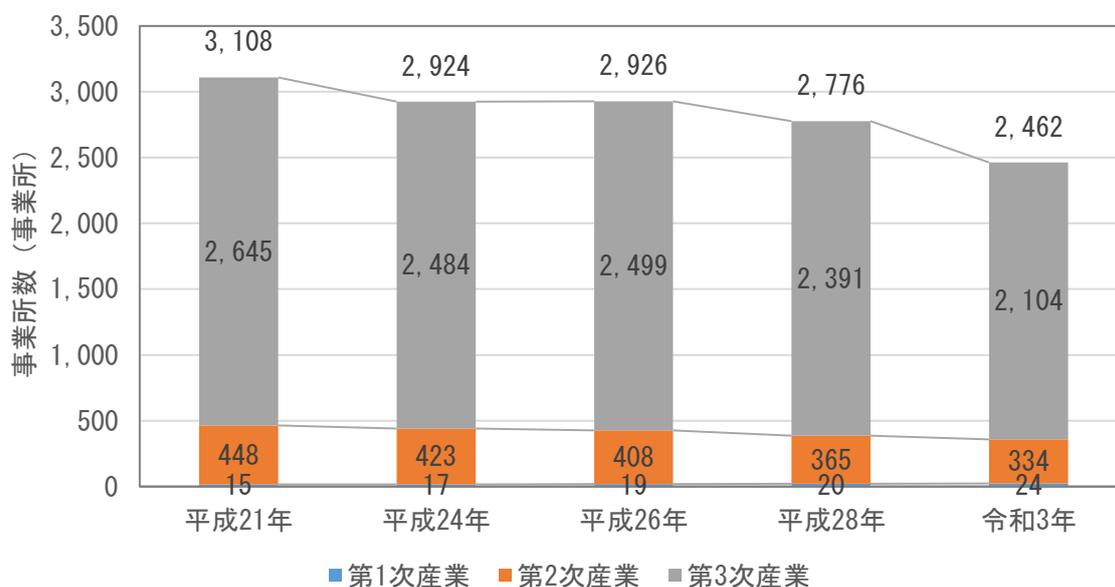


図 2-4 事業所数の推移

3) 従業者数

経済センサス調査年における従業者数の推移を表 2-6 及び図 2-5 に示す。

従業者数の総数は微減傾向となっており、産業 3 部門別では、第 1 次産業の従業者数は増加傾向、第 2 次産業は年々減少を続けているが、第 3 次産業は 17,000 人前後で推移している。

令和 3 年の第 3 次産業の従業者数は総数の約 89%となっている。

表 2-6 従業者数の推移

(単位：人)

産業分類	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
第1次産業	140	171	182	230	203
農業			143		
林業	140	171		230	203
漁業			39		
第2次産業	3,243	3,284	2,393	2,064	1,922
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—
建設業	1,484	1,262	1,203	1,105	1,049
製造業	1,759	2,022	1,190	959	873
第3次産業	16,922	16,733	17,321	17,057	16,897
電気・ガス・熱供給・水道業	104	64	51	98	79
情報通信業	118	98	94	117	103
運輸業、郵便業	1,015	931	800	744	704
卸売業、小売業	5,642	5,068	5,046	4,929	4,509
金融業、保険業	705	858	745	618	637
不動産業、物品賃貸業	350	380	442	377	353
学術研究、専門・技術サービス業	450	407	429	380	439
宿泊業、飲食サービス業	3,256	3,364	3,173	3,106	2,295
生活関連サービス業、娯楽業	1,130	1,025	950	968	848
教育、学習支援業	355	420	450	365	1,145
医療、福祉	2,378	2,804	3,560	3,858	4,286
複合サービス業	322	198	515	497	445
サービス業(他に分類されないもの)	1,097	1,116	1,066	1,000	1,054
総数	20,305	20,188	19,896	19,351	19,022

参考：館山市の統計 2012・2016・2023 III.1. 産業（大分類）別、民営事業所等の推移

※事業内容等不詳を含まない

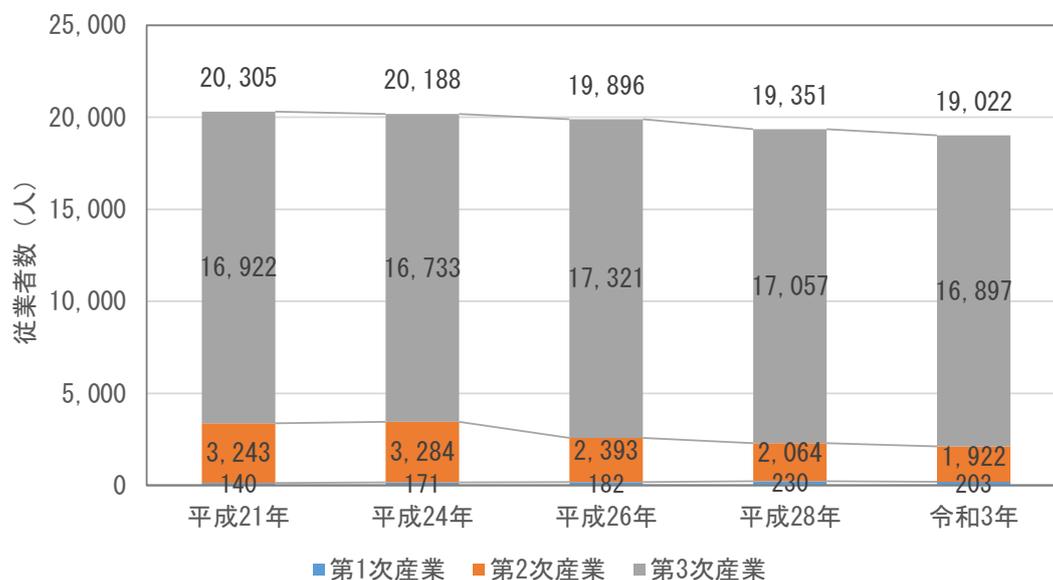


図 2-5 従業者数の推移

2. 地理的条件

1) 本市の地勢

本市は千葉県房総半島の南端に位置し、東京の中心部からは100km圏、県都・千葉市からは直線距離で約70kmにある。面積は110.05km²であり、西は波の穏やかな館山湾、南は黒潮が流れる太平洋に面し、内陸部には緑豊かな田園や照葉樹林の丘陵が広がる。年間平均気温は16℃以上となっており、冬季にも温暖な気候に恵まれている。

南房総国立公園にも指定される34.3kmの海岸線には、別名「鏡ヶ浦」とも呼ばれる館山湾越しに望む富士山など、数多くの景観地が存在する。また、貴重な海洋生物資源を有し、さらに、マリンスポーツや夏の海水浴の適地としても知られている。

半島という地理的特性を有しながら、東京湾アクアラインと東関東自動車道館山線の全線開通により、東京都心からのアクセスは飛躍的に向上した。また、「館山夕日栈橋（館山港多目的観光栈橋）」や交流拠点「“渚の駅” たてやま」の完成により、海の玄関口としての整備も進み、海路・陸路の交流拠点としての発展が期待されている。

一方、房総半島の南端という立地特性から、自然災害への備えも重要となっており、特に近年では、令和元年房総半島台風などにより大きな被害を受けたことから、防災力のさらなる強化に向けた取組が進められている。

2) 本市の位置と面積

本市の位置と面積を表 2-7 及び図 2-6 に示す。

表 2-7 本市の位置と面積

位置		広ぼう (km)		海岸線	総面積
東 経	北 緯	東 西	南 北	km	km ²
東経 139 度 52 分	北緯 34 度 59 分	17	16	34.3	110.05

出典：館山市の統計 2023 I 1. 位置



出典：館山市 HP 「千葉県での位置」

図 2-6 千葉県内の本市の位置

第3節 市政の基本方針（総合計画との関係）

1. 第5次館山市総合計画「前期基本計画」（令和8年3月）【計画期間：令和8年度～令和12年度】

1) 脱炭素による持続可能な社会の実現

①持続可能な地域づくりの推進

- ・館山市特有の豊かで多様な自然環境を未来につないでいくために、自然環境の保全を推進するとともに、生物多様性についても維持保全を推進する。
- ・行政が率先して地球温暖化防止対策と脱炭素化を進め、温室効果ガスの排出量の削減に努める。
- ・市民・事業者の自主的なCO₂削減に向けたエネルギー利用の効率化・最適化を促進し、住宅用省エネルギー設備等への支援を通じて、脱炭素化を推進する。
- ・再生可能エネルギーの地域内循環について、先進事例等を注視しつつ、研究していく。

〈評価指標〉

評価指標	基準値	目標値
公共施設のCO ₂ 排出量（減少）	16,366.1 t - CO ₂	14,402.1 t - CO ₂
住宅用省エネ設備等の設置件数	47件	60件
「環境・衛生対策の充実」に満足（「満足」と「やや満足」の合計）と回答した市民の割合	21.2%	41.2%

2) 資源循環型社会の構築

①4Rの一層の普及

- ・資源の有効活用を進めるため、家庭ごみや事業ごみの分別や適正搬出に向けた意識啓発を図る。
- ・環境負荷を軽減し、資源ごみ再資源化率を高めるため、より効率的な再資源化処理技術の導入を検討する。

②地域ぐるみで進める清潔な環境の維持

- ・市民の協力を得ながら、地域全体で環境美化を推進する。
- ・美しい自然環境を次世代に引き継ぐため、環境学習に取り組む。

〈評価指標〉

評価指標	基準値	目標値
1人1日当たりごみ排出量	1,125 g	1,059 g
資源ごみ再資源化率	13.3%	17.2%
「資源循環型社会の構築」に満足（「満足」と「やや満足」の合計）と回答した市民の割合	12.4%	32.4%

2. 館山市国土強靱化地域計画（令和3年10月）【計画期間：令和3年度～令和7年度】

〈事前に備えるべき目標〉

- ・目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）。
- ・目標 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ・目標 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

〈施策推進方針〉

基盤整備
施策：災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の整備 災害廃棄物を一時的に集積する仮置き場の候補地の選定を推進する。
環境共生
施策：ごみ及びし尿収集運搬体制の確立 市民（利用者）の衛生的な生活環境の確保のため、発災後もごみ及びし尿等の継続的な収集が可能となる体制の確立を推進する。
施策：合併処理浄化槽への転換促進 老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い、合併処理浄化槽への転換を促進する。
環境共生
施策：衛生センターの適切な維持管理 平時から衛生センターの設備・機器の定期点検や補修を実施し、適正な維持管理と施設の延命化に努める。
施策：清掃センターの適切な維持管理 「館山市清掃センター長寿命化総合計画」に基づき、日常の適正な運転管理と定期点検整備を実施するとともに、延命化対策工事を実施していくことにより、清掃センターのさらなる長期活用、ごみの適正処理を図る。
施策：ごみの減量化 家庭系ごみの適正搬出と分別、事業系ごみの適正搬出を促進し、さらなるごみの減量化・再資源化に取り組む。
施策：最終処分場の適切な維持管理 がれき類等の安定した最終処分を図るとともに、周辺環境の保全のため、適正な浸出水処理と施設の機能確保に努める。

〈成果指標・目標〉

事業名（計画名）等	KPI(重要業績評価指標)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
合併処理浄化槽普及事業	合併処理浄化槽への転換補助 基数	8 基	150 基(5 か年累計)
衛生センター運営事業	処理能力	100 kL/日	100 kL/日
清掃センター運営事業	焼却能力	65 t/日	80 t/日
清掃センター長寿命化対策 事業			
ごみ減量化・再資源化事業	1 人 1 日あたりごみ排出量	1,266 g/人・日	1,090 g/人・日
環境美化推進事業			
粗大ごみ処理施設運営事業	処理能力	50 t/日	50 t/日
最終処分場運営事業	水処理能力	35 m ³ /日	35 m ³ /日

3. 第五次館山市地球温暖化対策実行計画（令和5年4月）【計画期間：令和5年度～令和9年度】

〈削減目標〉

館山市の事務事業等に伴う温室効果ガスの排出量を、最終計画年度（令和9年度）までに基準年度（令和3年度）比で10%削減する。

〈基本方針〉

- ・循環型社会の形成
- ・省エネルギーの推進

〈取り組み内容〉

資源循環型社会の形成	
項目	具体的な取組
ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業、施設の管理運営により排出される廃棄物の分別を徹底する・職場での食事等で使用する箸、カップを持参し、割りばしや紙コップなどの使い捨てを減らすことを目的とする「マイ箸・マイカップ」を推進する。 ・イベント行事等で排出される廃棄物の削減及び適正処理を図る。 ・調理作業工程等を工夫し、調理くずなどの減量化を図る。 ・生ごみ処理機の導入を検討する。 ・バイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋を導入する。
省資源・リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・原則両面印刷・裏紙の使用を促進する。 ・印刷誤りによる無用な用紙利用を削減する。 ・事務用品の再利用、再使用を促進する。 ・送付・配布物の発行部数の見直しをする。 ・電子媒体の使用によるペーパーレス化を促進する。（デジタル化） ・4R（Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）、Repair（修理））を推進する。 ・館山市清掃センターマテリアルリサイクル設備を用いて、搬入された廃棄物の再生処理を行う。
省エネルギーの推進	
項目	具体的な取組
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備の高効率化を図る。（機器の性能を維持するためのフィルターや熱交換器等の定期的なメンテナンス、日常的な点検） ・省エネルギーに配慮した機器（LED等）への切り替えを積極的に検討する。
エネルギー使用量の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・使用していない電子機器の電源オフを徹底する。 ・業務や健康上の支障がない範囲で蛍光灯の間引きを行う。 ・電子機器を節電モードの設定に切り替える。 ・冷暖房の適切な温度設定を行う。 ・服装などを工夫し、自ら温度調整する。 ・事務の効率化、時間外勤務の縮減等により照明等の電気使用量の抑制を図る。 ・燃料や電気使用量を精査し、過剰な使用量又は費用でないかを確認する。 ・会議や説明会等のオンライン化を促進する。

4. 館山市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）【計画期間：定めなし】

〈災害廃棄物処理の基本方針〉

- ・ 衛生的な処理
- ・ 迅速な対応・処理
- ・ 計画的な対応・処理
- ・ 環境に配慮した処理
- ・ リサイクルの推進
- ・ 安全作業の確保

〈災害廃棄物への対策（事前の備え）〉

一般廃棄物処理施設の強靱化	
対策	内容
廃棄物処理システムとしての強靱化	本市は、一般廃棄物処理施設が災害によって稼働不能とならないよう、施設の延命化による基幹施設の改修や災害時の必要資機材の量について把握して、事前準備を行う等、廃棄物処理システムとしての強靱化を推進する。
風水害対策	津波や洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害を想定し、浸水対策を行う。施設の運転に必要な燃料・薬剤や施設の補修に必要な資機材等の備蓄は、浸水しない場所を選定する。
一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の廃棄物処理施設が被災した場合に対処するため、補修等に必要な資機材の備蓄を行う。また、災害時に移動手段の燃料が不足することを想定し、ガソリン等の備蓄を行う。 ・ 施設や補機類の燃料について、市全体として優先調達の協定締結等の対応を検討する。 ・ 点検、修復に備え、当該施設のプラントメーカー等との協力体制を確立する。
BCP（事業継続計画）の策定等	BCP（業務継続計画）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。

5. 館山市清掃センター長寿命化総合計画書（令和2年3月）【計画期間：令和3年度～令和20年度】

長寿命化総合計画に基づいて、館山市清掃センターにおいてストックマネジメントの考え方を採用し、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、定期の延命化対策を実施することにより、施設の延命化、財政の支出の削減を図る。

〈施設保全計画〉

設備・機器の健全度及び劣化予測の結果を基に作成した、今後の整備スケジュールを踏まえて施設整備を実施する。

〈延命化計画〉

- ・目標とする性能水準の設定

項目	具体的な取組
機能回復	設備・機器の耐用年数や劣化状況等を踏まえ、延命化工事を実施することで、各設備の機能回復を図る。
信頼性・安定性向上	燃焼設備の機能向上により、効率的な燃焼と稼働率の向上を図る。
省エネルギー化	省電力機器及び高効率電動機への交換等により、電力使用量の削減を図る。 電力使用量の削減により、二酸化炭素排出量の削減を図る。

- ・延命化効果のまとめ

「延命化する場合」と「施設更新する場合」を廃棄物処理LCC⁶により定量的に比較した結果、「延命化する場合」の方が、「施設更新する場合」より廃棄物処理LCCを約37億円低減することが期待できる。

また、二酸化炭素排出量の削減については、高効率電動機の採用やインバータ化等の改良を行うことで、延命化対策前に比べて二酸化炭素排出量を8.1%程度、削減することが期待できる。

延命化計画における年次計画を踏まえて、延命化工事を実施する。

⁶ ライフサイクルコスト。施設が建設～稼働～廃止されるまでに費やされる建設費、運営管理費、解体費などの生涯費用総計を指す。

第3章 ごみ処理の現況及び課題

第1節 ごみ処理フロー

本市のごみの収集、処理・処分フローについて図 3-1 に示す。

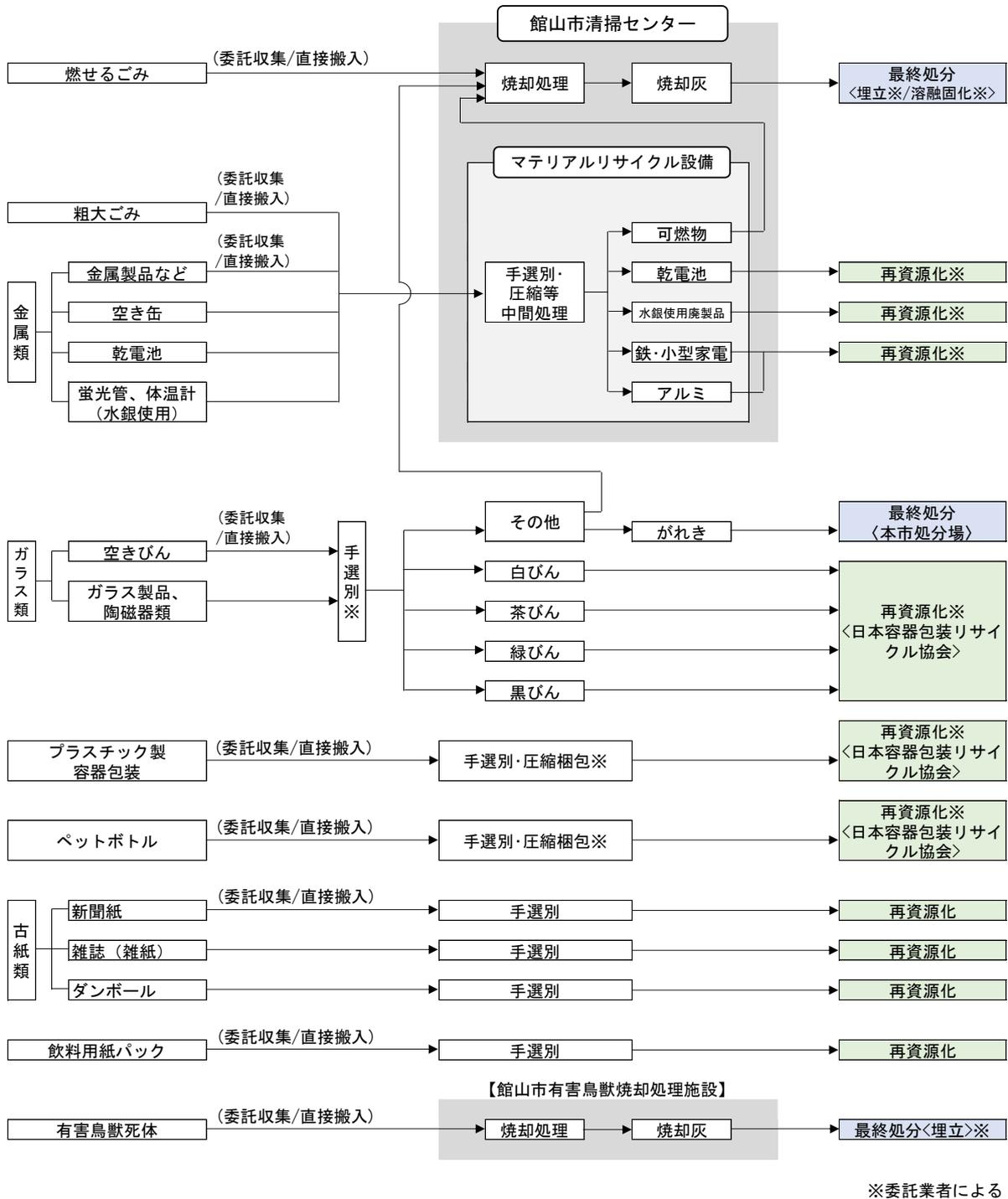


図 3-1 本市のごみの収集、処理・処分フロー図

参考：館山市 HP 「ごみの処理工程」、清掃事業概要（令和6年度版）

第2節 ごみ処理体制

1. ごみの排出抑制

本市において以下の取り組みを実施し、ごみの排出を抑制している。

表 3-1 本市のごみの排出抑制への取り組み

取り組み	内容
有料化	平成 29 年 4 月から、ごみ指定袋の料金を値上げした。現在は、ごみ指定袋を 15L あたり 200 円として、15L・30L・45L の単位で 1 組 10 枚入りとして販売している。 また、令和 5 年 4 月から、館山市清掃センターに自己搬入する際のごみ処理手数料について、重量による無料区分を廃止し、排出量に応じた手数料を定めている。
家庭における排出抑制と再使用の推進	家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制に努め、ごみを出さないライフスタイルを実践する。 ・マイバッグ運動と過剰包装の辞退 ・フリーマーケット・バザー等の活用 ・生ごみの減量化と堆肥化 ・集団回収への積極的参加 宴会時の最初と最後は料理を食べ、食べ残しを減らす 30・15 運動を推進している。
事業者における排出抑制と再使用等の推進	事業者は、自らの事業活動に伴って生じるごみについて自らの責任における適正処理を行うと共に、排出抑制、再資源化等によりその減量に努める。 ・排出者や拡大生産者責任に基づく 3R に Repair を加えた 4R と適切な処理 ・排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用 ・従業員意識の高揚
行政における排出抑制と再使用等の推進	本市における住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、ごみに対する総合的かつ計画的な施策の推進を図り、互いに協力し合える体制の整備を行う。 ・住民への情報提供…広報、ホームページ、SNS 等により、ごみの分別方法を周知し、対象となるものは資源ごみとして出すよう促している。 ・事業者への情報提供 ・公共施設での施策 ・生ごみ処理機の普及促進

取り組み	内容
環境教育の推進	<p>教育委員会、社会教育団体、小・中学校等と連携して幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進する。特に環境教育は学校教育の一環として位置づけられていることもあり、地球・生活・ごみの関係性等について、一人ひとりがすべきことを、次世代を担う子供たちが理解をする機会を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設見学会の実施 ・環境学習の提供…生涯学習出前講座により、ごみの減量化や適正処理について啓発している。 <p>館山市内小学校に在学する児童を対象に、清潔で美しいまちづくりの啓発を目的とした館山市環境美化ポスターコンクールを実施している。ごみの減量、分別、再資源化の推進といった環境美化や地球温暖化防止等をテーマとして作品を募集し、応募全作品を展示会で掲載し、また、入賞作品はごみカレンダー等に掲載している。</p>
非定住者に対する施策	<p>本市の地域特性として、夏には海水浴観光、冬から春にかけては花観光と多くの観光客が訪れ、観光客から発生するごみは地域的な特質した問題となっている。</p> <p>ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進などを積極的・継続的に行い、協力を呼びかける。</p>

2. 分別区分

現在の本市の分別区分について表 3-2 に示す。

令和 5 年 4 月 1 日より、陶磁器類（茶碗、お皿、土鍋など）の分別区分をガラス類に変更している。また、金属類が 4 種類、ガラス類が 2 種類に細分化した。

表 3-2 ごみの分別区分、品目（例）及びごみの出し方

分別区分		品目（例）	出し方
燃 せ る ご み	燃せるごみ	台所ごみ・衣類・シーツ・履物・プラスチック製品(プラスチック製容器包装を除く)・ゴム・革製品・木くず・庭木・草・紙くず(新聞・雑誌・ダンボールは除く)など	指定袋に入れる
	粗大ごみ	カーペット、自転車、ストーブ、タンス、机、ソファ、金属製トタン、ふとん、毛布、座布団、本棚、マットレス、こたつ(天板を含む)など	粗大ごみ処理券を貼って出す
燃 ご せ み な い	金属類	金属製品(なべ・やかんなど)、小型家電製品、鏡、傘など	透明・半透明袋に入れる
		空き缶	
		乾電池	
		蛍光管・体温計(水銀使用)	
ガラス類	空きびん	透明・半透明袋に入れる	
	ガラス製品、陶器類、植木鉢など		
資 源 ご み	プラスチック製容器包装	プラマークが付いたボトル、包装用フィルム、レジ袋、ポリ袋、色付きトレイ、プラスチック容器・カップ類、白色の発泡スチロール製の食品用トレイ、発泡スチロール製の箱、家電製品等の保護材	透明・半透明袋に入れる
	ペットボトル	飲料用・しょうゆ用・みりん用の容器のみ	透明・半透明袋に入れる
	古紙類	新聞	ひもで縛って出す
		雑誌(雑紙)	
		ダンボール	
飲料用紙パック	牛乳・ジュース・コーヒーなどの紙パック(内側にアルミがあるものは除く)	ひもで縛って出す又は透明・半透明袋に入れる	

参考：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画、館山市 家庭ごみの分け方・出し方(令和 5 年 4 月～)

3. 収集・運搬

1) 収集・運搬の状況

市全域を収集区域としており、収集運搬の状況を表 3-3 に示す。

表 3-3 本市の収集運搬の状況

分別区分		収集回数	収集体制	収集方法	ごみ搬出場所の数
燃せるごみ	燃せるごみ	2回/週	委託	ごみ搬出場所	約1,700箇所
	粗大ごみ	2～3回/月			
燃せないごみ	金属類	2～3回/月			
	ガラス類	2回/月			
資源ごみ	プラスチック製容器包装	1回/週			
	ペットボトル	2～3回/月			
	古紙類	2回/月			
	飲料用紙パック	2回/月			

参考：令和6年度一般廃棄物処理実施計画、館山市 家庭ごみの分け方・出し方（令和5年4月～）

2) 収集車両台数、受入時間等

本市の収集車両台数、収集人員、直接搬入の時間帯等を表 3-4 に示す。

表 3-4 本市の収集車両台数、受入時間等

収集区域		館山市全域			
家庭系ごみ	収集	収集形態	委託		
		収集物	可燃ごみ、不燃ごみ（金属類、粗大ごみ、ガラス類）、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類、飲料用紙パック		
		収集車両	パッカー車 2～3 t 車×24台 ダンプトラック 1.5～2 t 車×9台、3 t 車×1台 トラック・運送トラック 2 t 車×3台		
		収集人員	82名		
	直接搬入	ごみの種類	一般家庭系ごみ、事業系一般廃棄物、産業廃棄物（木くず・紙くず）		
		受入日	月曜日～土曜日（祝日は利用不可、年末年始を除く）		
		受入時間※1	平日 8:45～12:00、13:00～16:00 土曜日 8:45～11:00		
	動物死骸	収集	収集形態	市直営	委託
収集物			市道上の動物死骸		
収集車両			パッカー車 2 t 車×2台 ダンプトラック 2 t 車×2台	パッカー車 2 t 車×9台※2 ダンプトラック 2 t・3 t 車×各1台※2 トラック・運送トラック 2 t 車×2台※2	
収集人員			6名	24名※2	
収集時間			開庁時間	8:00～18:00	

参考：令和6年度一般廃棄物処理実施計画、館山市 家庭ごみの分け方・出し方（令和5年4月～）、市資料

※1 令和7年7月から受入時間は9:00～に変更

※2 家庭系ごみの車両及び人員と共通

4. 中間処理、最終処分場等に係る運営管理体制

1) 中間処理施設、最終処分場の概要

本市の中間処理施設及び最終処分場の概要について表 3-5 及び表 3-6 に示す。

表 3-5 本市の中間処理施設

名称	館山市清掃センター
所在地	館山市出野尾 538 番地
・可燃ごみの処理	
竣工年月	昭和 59 年 10 月 排ガス高度処理等施設整備（平成 14 年度）
総工事費	建物等 17 億円 排ガス高度処理等施設整備 13 億円（平成 14 年度）
処理能力	100 t / 日（50 t / 16 h × 2 炉）
処理方式	准連続焼却式（ストーカー炉）
主要設備	受入・供給設備：ピットアンドクレーン方式 燃焼ガス冷却設備：水噴射式
備考	無公害の施設で、悪臭は熱分解して飛散を防止 煙に含まれるばいじんは、バグフィルターにて除去
・不燃ごみの処理	
施設名称	マテリアルリサイクル施設（令和 7 年度より「マテリアルリサイクル設備」から名称変更）
竣工年月	令和 5 年 4 月
総工事費	5,013 万 1 千円
処理能力	2.6 t / 5 h
処理方式	選別圧縮梱包
備考	アルミ缶、スチール缶、小型家電、金属類、分解選別を要する粗大ごみ、水銀使用廃棄物、ガラスびん、ガラス陶磁器等がれき類に分別

参考：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画

名称	館山市有害鳥獣焼却処理施設
所在地	館山市出野尾 534 番地 1
竣工年月	令和 5 年 3 月

参考：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画、個別施設計画〈有害鳥獣焼却処理施設〉

表 3-6 本市の最終処分場

名称	館山市一般廃棄物最終処分場
所在地	館山市西長田 1153 番地
竣工年月	昭和 60 年 3 月
総工事費	8,942 万 6 千円
埋立容量	60,000 m ³ (当初)
嵩上工事	平成 6 年度 : 嵩上後容量 74,200 m ³ 平成 11 年度 : 嵩上後容量 119,200 m ³
処理方法	生物処理
水処理能力	35 m ³ /日
水処理方式	既設生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋ キレート吸着＋滅菌処理

参考：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画、清掃事業概要（令和 6 年度版）

2) 中間処理施設、最終処分場の運営管理体制

本市の中間処理施設及び最終処分場については、市直営で運営・管理されている。施設別人員配置について表 3-7 に示す。

表 3-7 施設別人員配置

施設	人員
衛生センター	7 名
清掃センター	20 名
マテリアルリサイクル設備	1 名
最終処分場	1 名
有害鳥獣焼却処理設備	2 名
合計	31 名

参考：市資料

5. 処理施設のハード面を含めた状況等

1) 館山市清掃センター

① 焼却施設

可燃性の一般廃棄物（家庭系、事業系共）の焼却施設について、本市が直営で運営している。昭和 59 年 10 月に稼働を開始後、平成 15 年にダイオキシン対策のためバグフィルターを設置。劣化や老朽化の進行状況を鑑み、可燃ごみの安定した継続処理のため、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて、基幹的設備改良（長寿命化）工事を実施した。

令和 6 年 3 月に工事が完了し、完了後 15 年間（令和 20 年度まで）稼働する計画となっており、その間も適切な維持補修を行う。

② マテリアルリサイクル施設

不燃ごみの処理施設として令和 5 年 4 月に稼働を開始、民間業者に管理運営業務を委託している。清掃センターの敷地内に磁選機付圧縮設備や作業スペースを設置して金属・ガラス類等の不燃ごみの受入れを行っている。

隣接している安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設（令和 5 年 3 月廃止）の解体工事を令和 7 年度から令和 8 年度に実施しており、解体工事と並行して不燃ごみの受入・選別・圧縮作業を継続する必要がある、必要な作業スペースの確保や車両動線の変更が課題となっている。

解体工事終了後は作業スペースの拡張を予定しており、より効率的な受入れ・選別処理が実施可能になる予定である。

2) 館山市最終処分場

館山市清掃センターの焼却処理により発生する焼却灰及び不燃物のがれきを埋め立てる施設であるが、平成 22 年度以降、延命化のため焼却灰は民間業者に処理委託をして外部搬出している。

現在は金属類残渣・ガラス類残渣を埋立処分し、平成 29 年度末の現地測量結果を踏まえ、現在令和 15 年度までの埋立計画を千葉県に届出ている。

第3節 ごみ処理の実績と推計

1. ごみ排出量の実績

1) 排出形態別のごみ排出量の推移

本市の過去10年間の排出形態別のごみ排出量の推移を表3-8及び図3-2に示す。

本市のごみの排出形態は、家庭から排出される“生活系ごみ”及び事業者から排出される“事業系ごみ”に分けられ、生活系ごみは再資源化可能な“資源ごみ”及びそれ以外の“家庭系ごみ”に分けられる。

表 3-8 排出形態別のごみ排出量の推移

(単位: t/年)

年度		H27	H28	H29	H30	R1 [※]	R2 [※]	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	家庭系ごみ	12,459	12,429	12,000	11,890	11,668	10,744	10,337	9,870	9,308	9,139
	資源ごみ	2,357	2,224	2,144	2,077	3,652	3,551	3,291	3,102	2,877	2,839
事業系ごみ		6,314	6,387	6,394	6,255	6,076	5,733	6,018	5,796	5,935	5,959
総排出量		21,130	21,040	20,538	20,222	21,396	20,028	19,646	18,768	18,120	17,937

出典：館山市HP「館山市の排出形態別のごみ排出量」、市資料

※令和元年度に発生した令和元年房総半島台風等による災害ごみにより、ごみ排出量が一時的に増加した。

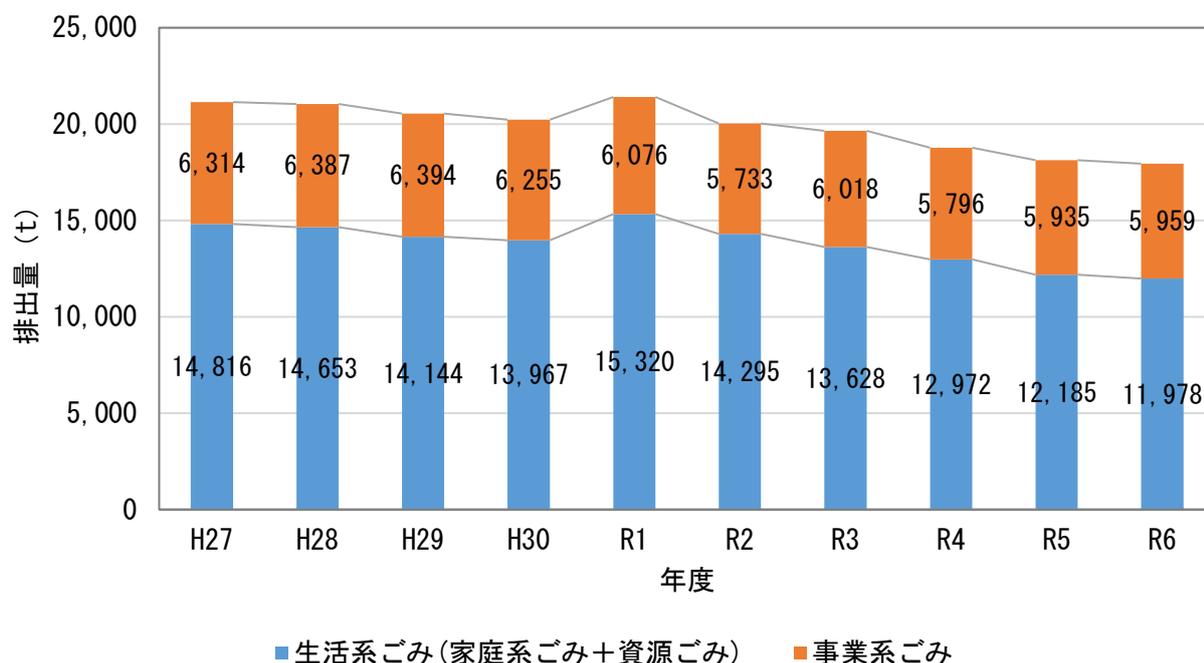


図 3-2 生活系ごみ（家庭系ごみ+資源ごみ）及び事業系ごみの排出量の推移

2) 種類別ごみ排出量

本市の過去10年間の種類別ごみ排出量の推移を表3-9及び図3-3に示す。

表 3-9 種類別ごみ排出量の推移

(単位: t/年)

年度		H27 ^{※1}	H28	H29	H30	R1 ^{※2}	R2 ^{※2}	R3	R4	R5	R6
項目											
	可燃物	17,369	17,445	17,019	16,751	17,744	16,477	16,355	15,666	15,243	15,098
	金属類・粗大ごみ	885	894	908	943	1,157	1,142	924	822	646	649
	ガラス類	520	478	467	451	479	450	418	404	443	469
資源ごみ	古紙類	1,828	1,709	1,627	1,560	1,492	1,415	1,399	1,328	1,260	1,198
	飲料用紙パック	11	11	11	11	10	10	11	11	10	10
	ペットボトル	194	198	199	207	213	221	225	226	218	218
	プラスチック製容器包装	324	307	307	300	301	313	315	312	300	295
	総排出量	21,131	21,042	20,538	20,223	21,396	20,028	19,647	18,769	18,120	17,937

出典：館山市 HP「館山市の種類別ごみ排出量」、市資料

※1 平成27年度から、「白色トレイ」「発泡スチロール」を「プラスチック製容器包装」と合わせて収集、処理

※2 令和元年度に発生した令和元年房総半島台風等による災害ごみにより、ごみ排出量が一時的に増加した。

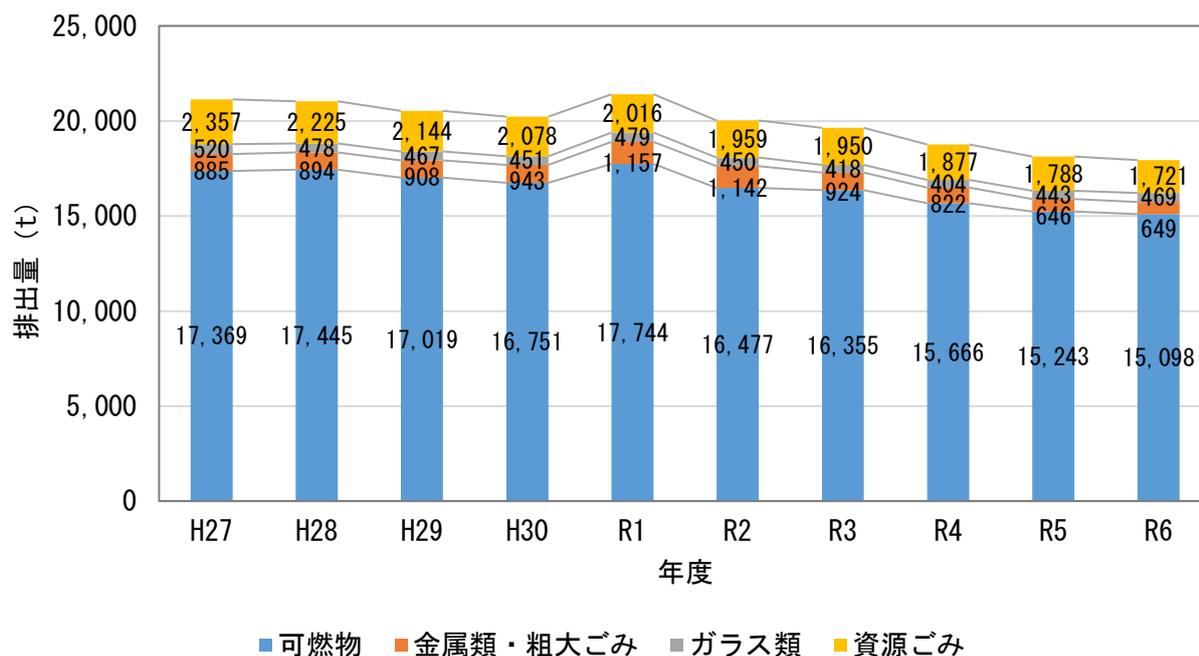


図 3-3 種類別ごみ排出量の推移

2. ごみ減量化の実績

1) ごみ排出量

ごみの総排出量が 15.1%、生活系ごみ排出量が 19.2%減少したが、事業系ごみ排出量は 5.6%の減少にとどまった。

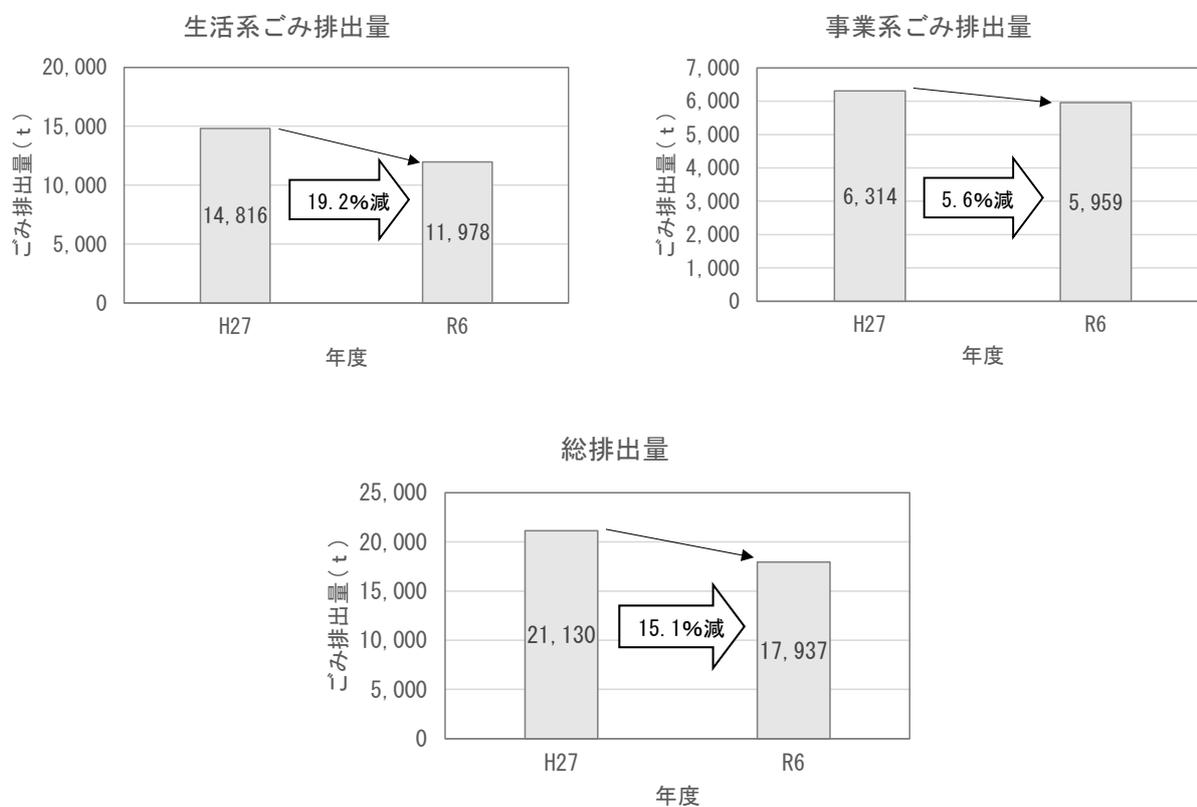


図 3-5 ごみ排出量の減量化実績

2) ごみ排出量原単位

ごみの総排出量原単位が 5.5%、生活系ごみ排出量原単位が 10.0%の減少となったが、事業系ごみ排出量原単位は 5.0%の増加となった。

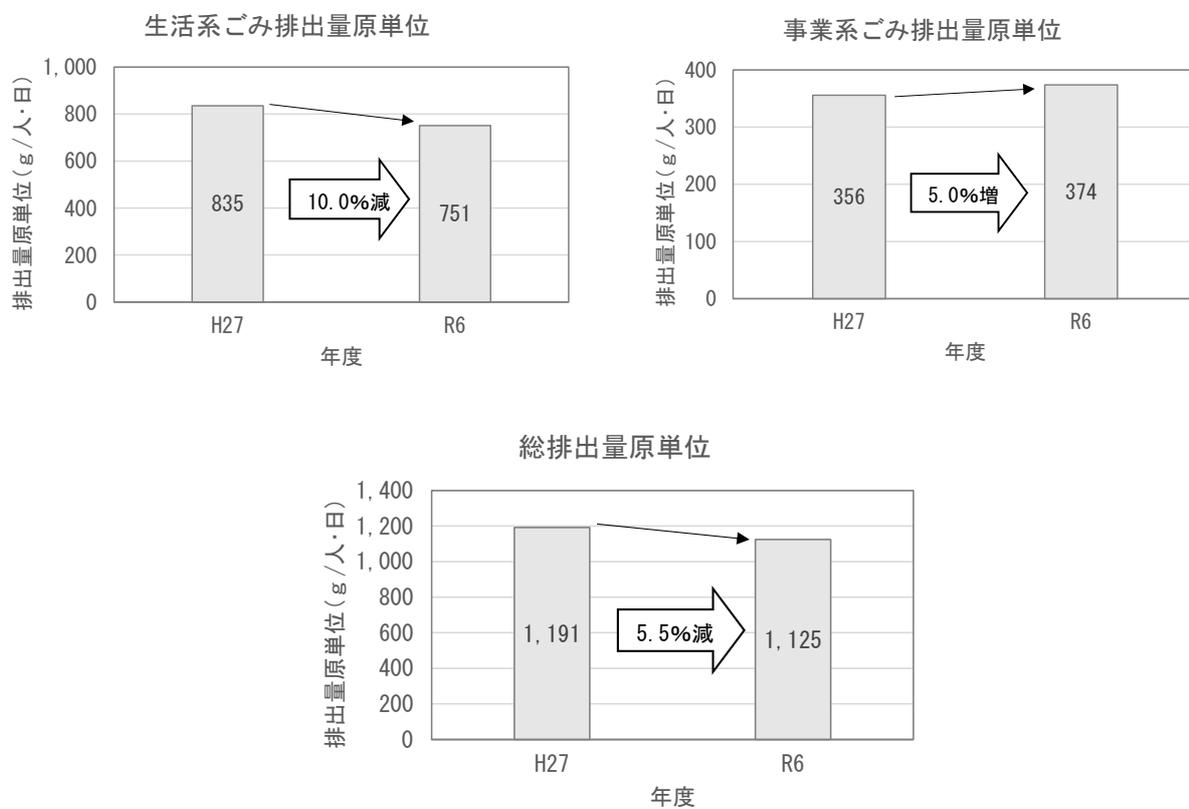


図 3-6 ごみ排出量原単位の減量化実績

3. 再資源化・再生処理量の実績

本市の過去10年間の再資源化量及び再資源化率の推移を表3-11及び図3-7に示す。

表 3-11 再資源化量及び再資源化率の推移

(単位: t/年)

項目		年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 [※]	R6	
再資源化量	ガラス		432	369	378	357	347	338	336	365	300	300	
	鉄		255	241	238	244	278	276	238	208	48	48	
	アルミ		107	105	105	106	118	115	108	103	87	90	
	古紙類		1,828	1,709	1,627	1,559	1,492	1,415	1,399	1,328	1,260	1,198	
	飲料用紙パック		11	10	11	11	10	10	11	11	10	10	
	ペットボトル		175	174	172	188	183	193	190	193	192	190	
	プラスチック製容器包装		270	265	246	272	241	262	249	259	227	238	
	水銀使用廃製品・乾電池		—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	23
	不適物金属		—	—	—	—	—	—	—	—	—	212	210
	小型家電		—	—	—	—	—	—	—	—	—	85	86
	木くず		—	—	—	—	—	—	—	—	—	154	0
	合計		3,078	2,873	2,777	2,737	2,669	2,609	2,531	2,467	2,592	2,393	
総排出量			21,131	21,042	20,538	20,223	21,396	20,028	19,647	18,769	18,120	17,937	
再資源化率 (%)			14.6%	13.7%	13.5%	13.5%	12.5%	13.0%	12.9%	13.1%	14.3%	13.3%	

出典：館山市HP「館山市の資源ごみ再資源化率」、市資料

※金属類及び粗大ごみについて、令和5年度より破碎処理から手選別処理に変更したことにより、前年度に比べ選別される鉄量が減少し、不適物金属量が増加した。

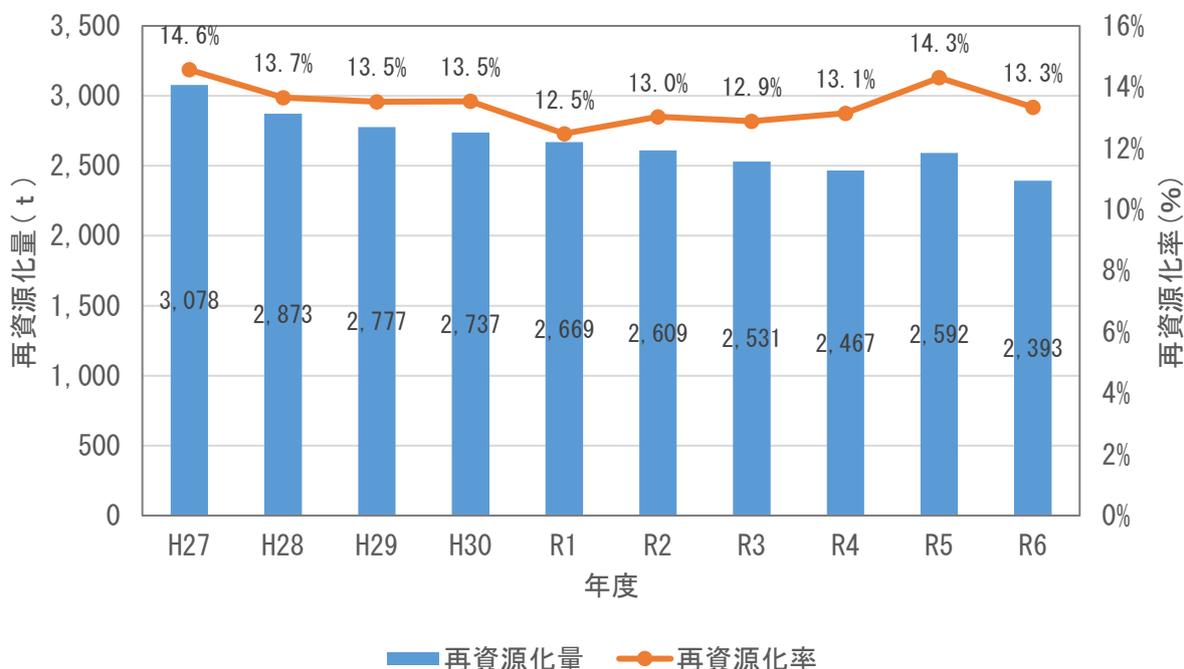


図 3-7 再資源化量及び再資源化率の推移

4. ごみの処理及び処分量の実績

1) 行政回収量、直接搬入量の実績

本市の過去 10 年間の搬入量の推移について表 3-1 2 に示す。

表 3-1 2 搬入量の推移

(単位: t/年)

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
不 燃 物	可燃物	17,369	17,445	17,019	16,751	17,744	16,477	16,355	15,666	15,243	15,098
	金属類・粗大ごみ	885	894	908	943	1,157	1,143	924	822	646	649
	ガラス類	520	478	467	451	479	450	418	404	443	469
	小計	1,405	1,372	1,375	1,394	1,636	1,593	1,342	1,226	1,089	1,118
	ペットボトル	194	198	199	207	213	221	225	226	218	218
	プラスチック製容器包装	324	307	307	300	301	313	315	312	300	295
古 紙 類	新聞	873	811	744	691	593	522	518	488	442	409
	雑誌	495	438	420	417	461	439	377	346	330	318
	ダンボール	461	460	463	452	464	484	503	494	488	471
	小計	1,829	1,709	1,627	1,560	1,518	1,445	1,398	1,328	1,260	1,198
	飲料用紙パック	11	11	11	11	10	10	11	11	10	10
	総搬入量	21,132	21,042	20,538	20,223	21,422	20,059	19,646	18,769	18,120	17,937

出典：館山市「清掃事業概要 令和 6 年度版（令和 5 年度実績）」、「清掃事業概要 令和元年度版（平成 30 年度実績）」、市資料

※平成 27(2015)年度から、「白色トレイ」「発泡スチロール」を「プラスチック製容器包装」と合わせ収集、処理

※各項目の搬入量においては、kg 単位の数値を t 単位の数値に調整(小数点以下四捨五入)している。そのため、総搬入量について実績と表中の数値が一致しない場合がある。

2) 中間処理量の実績

本市の過去 10 年間の中間処理量の推移について表 3-1 3 に示す。

表 3-1 3 中間処理量の推移

(単位: t/年)

項目		年度										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 ^{※1}	R6	
処 焼 理 却	搬入	17,369	17,445	17,019	16,751	17,744	16,477	16,355	15,666	15,089	15,098	
	粗大他 ^{※2}	251	238	243	248	296	316	296	297	234	242	
	計	17,620	17,683	17,262	16,999	18,040	16,793	16,651	15,963	15,323	15,340	
再資源化	草木	—	—	—	—	—	—	—	—	154	—	
処 破 理 砕	金属 類・粗 大ごみ	委託・個人	885	894	908	943	1,157	1,143	924	822	—	—
		他	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—
		がれき	294	163	162	167	197	178	154	144	—	—
	計	1,180	1,058	1,071	1,111	1,355	1,322	1,079	967	—	—	
手 選 別	金属 類・粗 大ごみ	委託・個人	—	—	—	—	—	—	—	—	646	649
		他	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
		がれき	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	648	651	
	ガラス類	委託・個人	520	478	467	451	479	450	418	404	443	469
		施設直接搬入	226	65	84	86	81	77	81	117	22	81
	計	746	543	551	537	560	527	499	521	465	550	
ペットボトル	194	198	199	207	213	221	225	226	218	218		
プラスチック製容器包装	324	307	307	300	301	313	315	312	300	295		
再資源化	古紙類・飲料用紙 ^{パツ}	1,839	1,720	1,638	1,570	1,528	1,455	1,409	1,339	1,270	1,208	
総処理量		21,903	21,509	21,028	20,724	21,997	20,631	20,178	19,328	18,378	18,262	

出典：館山市「清掃事業概要 令和 6 年度版（令和 5 年度実績）」、「清掃事業概要 令和元年度版（平成 30 年度実績）」、市資料

※1 令和 5 年度から金属類・粗大ごみについて手選別処理に変更

※2 可燃物（粗大他）：粗大 No. 1 + 粗大 No. 2 + その他ふとん + 委託処理残渣（平成 31 年度～令和 4 年度）

※3 各項目の処理量においては、kg 単位の数値を t 単位の数値に調整（小数点以下四捨五入）している。そのため、処理量について実績と表中の数値が一致しない場合がある。

3) 最終処分量の実績

本市の過去 10 年間の最終処分量の推移について表 3-1 4 に示す。

表 3-1 4 最終処分量の推移

(単位: t/年)

項目		年度									
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最 終 処 分 場 搬 入	焼却残渣 ^{※1}	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	がれき	543	423	434	453	548	546	468	421	156	239
	その他	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0
	覆土	1,384	1,214	1,125	1,147	693	790	655	555	655	646
	計	1,927	1,638	1,559	1,600	1,241	1,336	1,124	976	812	885
外 部 委 託	埋立委託	3,295	1,950	2,109	2,089	2,296	2,380	2,228	1,914	1,533	1,803
	エコセメント溶融固化	795	695	698	601	486	514	505	415	201	37
	計	4,090	2,645	2,807	2,690	2,782	2,894	2,733	2,329	1,734	1,840
最終処分量 合計 ^{※2}		6,017	4,283	4,366	4,290	4,023	4,230	3,857	3,305	2,546	2,725

出典：館山市「清掃事業概要 令和 6 年度版（令和 5 年度実績）」、「清掃事業概要 令和元年度版（平成 30 年度実績）」、市資料

※1 焼却残渣は平成 14 年度から外部委託処理

※2 各項目の処分量においては、kg 単位の数値を t 単位の数値に調整（小数点以下四捨五入）している。そのため、処分量の合計について実績と数値が一致しない場合がある。

4) 焼却量、再資源化量、最終処分量の推移

本市の過去 10 年間の焼却量、再資源化量及び最終処分量の推移について表 3-15 及び図 3-8 に示す。

表 3-15 焼却量、再資源化量及び最終処分量の推移

(単位: t/年)

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
排出量	21,130	21,040	20,538	20,222	21,396	20,028	19,646	18,768	18,120	17,937
焼却量	17,620	17,683	17,262	16,999	18,040	16,793	16,651	15,963	15,323	15,340
焼却率(%)	(83.4%)	(84.0%)	(84.0%)	(84.1%)	(84.3%)	(83.8%)	(84.8%)	(85.1%)	(84.6%)	(85.5%)
再資源化量	3,078	2,873	2,777	2,737	2,669	2,609	2,531	2,467	2,592	2,393
再資源化率(%)	(14.6%)	(13.7%)	(13.5%)	(13.5%)	(12.5%)	(13.0%)	(12.9%)	(13.1%)	(14.3%)	(13.3%)
最終処分量	6,017	4,283	4,366	4,290	4,023	4,230	3,857	3,305	2,546	2,725
最終処分率(%)	(28.5%)	(20.4%)	(21.3%)	(21.2%)	(18.8%)	(21.1%)	(19.6%)	(17.6%)	(14.1%)	(15.2%)

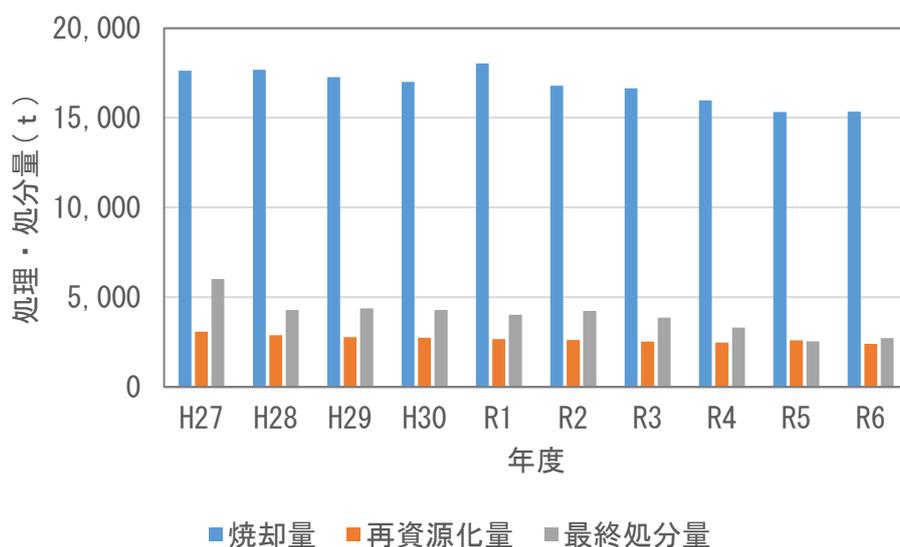


図 3-8 焼却量、再資源化量及び最終処分量の推移

5. ごみの性状（組成、発熱見込量）

本市の過去10年間のごみ質分析結果について表 3-16 及び図 3-9、図 3-10 に示す。

表 3-16 ごみ質分析結果（各年度平均値）

項目		年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
種類組成 (乾ベース)	紙・布類	(%)	35.3	34.9	35.9	30.8	43.8	35.8	30.3	49.4	37.5	36.3	37.0
	ビニル・ゴム・合成樹脂・皮革類	(%)	20.1	22.6	25.6	23.7	19.4	21.9	21.7	22.0	21.6	30.8	22.9
	木・竹・藁類	(%)	24.1	23.9	25.7	31.0	17.3	20.8	18.1	13.6	20.4	20.8	21.6
	厨芥類	(%)	11.7	11.4	7.5	8.0	9.6	9.4	17.5	7.1	14.4	9.7	10.6
	不燃物類	(%)	0.4	0.1	0.3	0.0	5.3	4.3	5.2	5.4	2.4	1.0	2.4
	その他	(%)	8.4	7.1	5.0	6.5	4.7	7.8	7.2	2.5	3.7	1.7	5.5
単位容積重量		(kg/m ³)	182.0	183.5	171.3	170.5	150.3	123.0	168.3	142.0	164.8	90.3	154.6
三成分	水分	(%)	59.8	55.5	51.7	50.0	42.7	41.8	48.4	39.2	47.3	40.0	47.6
	灰分	(%)	5.8	6.1	5.3	5.6	10.4	10.6	9.7	9.2	7.0	5.0	7.5
	可燃分	(%)	34.5	38.4	43.0	44.4	46.9	47.6	42.0	51.6	45.8	55.1	44.93
低位発熱量(計算値)		(kcal/kg)	1,193	1,398	1,625	1,695	1,855	1,890	1,598	2,083	1,774	2,235	1,735
低位発熱量(実測値)		(kcal/kg)	1,543	1,433	1,608	1,723	2,152	2,418	1,855	2,418	2,112	2,485	1,975

※種類組成分析結果は、各年度6回の平均値であるため、合計は100を前後する。

※低位発熱量とは、ごみの全発熱量から水分の蒸発量等の値を引いた値を表す。計算値は、ごみの組成から一定の式で計算された値で、実測値とは、ごみの一部を燃やして測定した値である。

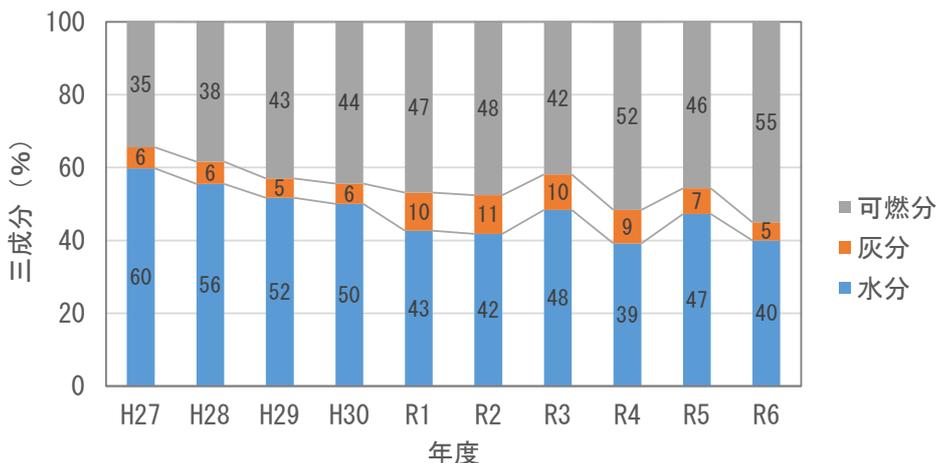


図 3-9 ごみの三成分（水分・灰分・可燃分）の推移（各年度平均値）

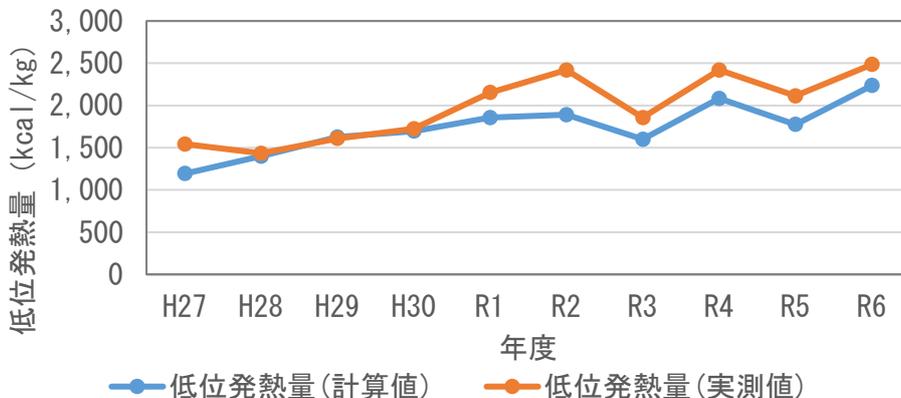


図 3-10 ごみの低位発熱量の推移

6. 一般廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出見込量

1) ごみの焼却による温室効果ガス排出見込み量

本市の過去10年間のごみの焼却による温室効果ガス排出見込量について表3-17に示す。

表 3-17 温室効果ガス排出見込量（焼却）の推移

項目				年度							
				H27	H28	H29	H30	R1	R2		
活動量	焼却量			t	17,620	17,683	17,262	16,999	18,040	16,793	
	ごみ質 分析結果	可燃分及び灰分		%	40.3	44.5	48.3	50.0	57.3	58.2	
		種類組成(乾へース) [ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類]		%	20.1	22.6	25.6	23.7	19.4	21.9	
	推定プラスチック類量(乾へース) ^{**2}			t	1,257	1,567	1,880	1,775	1,767	1,886	
	A重油使用量			kL	43.5	47.5	44.0	44.0	39.0	48.0	
電気使用量			kWh	2,135,802	2,127,547	2,116,462	2,123,701	2,215,602	2,217,562		
ガス排出 効果	CO ₂	エネルギー 起源	燃料の使用 (単位発熱量: 38.9GJ/kL)	排出係数	tCO ₂ /kWh					0.0193	
			排出量	tCO ₂		120	131	121	121	107	132
		他人から供給さ れた電気の使用	排出係数 ^{**4}	tCO ₂ /kWh					0.000408		
		排出量	tCO ₂		871	868	864	866	904	905	
	非エネルギー 起源	廃プラスチック類の 焼却	排出係数	tCO ₂ /t					2.76		
			排出量	tCO ₂		3,470	4,324	5,189	4,898	4,876	5,204
	CH ₄	廃棄物の焼却 (準連続燃焼式)	排出係数	tCH ₄ /t					0.000021		
			排出量	tCH ₄		0.37002	0.371343	0.362502	0.356979	0.37884	0.352653
	N ₂ O	廃棄物の焼却 (準連続燃焼式)	排出係数	tN ₂ O/t					0.000073		
			排出量	tN ₂ O		1.28626	1.290859	1.260126	1.240927	1.31692	1.225889
CO ₂ 換算	CH ₄	地球温暖化係数:28	排出量	tCO ₂		10	10	10	9	10	9
	N ₂ O	地球温暖化係数:265	排出量	tCO ₂		340	342	333	328	348	324
温室効果ガス算定排出量 合計				tCO ₂	4,811	5,675	6,517	6,223	6,245	6,574	

項目				年度					
				R3	R4 ^{*1}	R5 ^{*1}	R6	算出式	
活動量	焼却量			t	16,651	15,963	15,323	15,340	a
	ごみ質 分析結果	可燃分及び灰分		%	51.7	60.8	52.8	60.1	b
		種類組成(乾へース) [ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類]		%	21.7	22.0	21.6	30.8	c
	推定プラスチック類量(乾へース) ^{**2}			t	1,646	1,881	1,540	2,502	d=a*b*c*(1-付着物割合 ^{**3})
	A重油使用量			kL	39.0	20.5	18.0	38.0	e
電気使用量			kWh	2,187,510	1,909,256	1,685,689	1,998,044	f	
ガス排出 効果	CO ₂	エネルギー 起源	燃料の使用 (単位発熱量: 38.9GJ/kL)	排出係数	tCO ₂ /kWh			0.0193	g
			排出量	tCO ₂		107	56	50	105
		他人から供給さ れた電気の使用	排出係数 ^{**4}	tCO ₂ /kWh			0.000408	h	
		排出量	tCO ₂		893	779	688	815	A2=f*h
	非エネルギー 起源	廃プラスチック類の 焼却	排出係数	tCO ₂ /t			2.76	i	
			排出量	tCO ₂		4,542	5,191	4,249	6,904
	CH ₄	廃棄物の焼却 (準連続燃焼式)	排出係数	tCH ₄ /t			0.000021	j	
			排出量	tCH ₄		0.349671	0.335223	0.321783	0.32214
	N ₂ O	廃棄物の焼却 (準連続燃焼式)	排出係数	tN ₂ O/t			0.000073	k	
			排出量	tN ₂ O		1.215523	1.165299	1.118579	1.11982
CO ₂ 換算	CH ₄	地球温暖化係数:28	排出量	tCO ₂		9	9	9	C=X*28
	N ₂ O	地球温暖化係数:265	排出量	tCO ₂		322	308	296	D=Y*265
温室効果ガス算定排出量 合計				tCO ₂	5,873	6,343	5,291	8,129	A1+A2+B+C+D

参考) 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.6.0)」(令和7年3月)

※1 令和4、5年度は基幹改良工事を行っており、焼却量及び電力使用量が本市清掃センターからの排出量とは一致しないため、参考値として排出見込量を算出している。

※2 推定プラスチック類量は、各年度の焼却量及びごみ質分析結果年平均値をもとに以下のように算出している。推定プラスチック類量(t) = 焼却量(t) × ごみの可燃分及び灰分(%) × ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類の割合(%) × (1-付着物割合^{**3})

※3 付着物割合…「一般廃棄物の廃プラスチック類の付着物割合(プラスチックに残留している、食品などの生物由来廃棄物の割合)」については、測定していないため、算定マニュアルにおける付着物割合(11.9%)を採用する。

※4 東京電力エナジーパートナー: 令和5年度調整後排出係数(固定価格買取制度に基づき国から配分された環境価値(余剰非化石価値相当量)や電力会社が調達した非化石証書の環境価値等による調整を反映した後のCO₂排出係数)

2) ごみの収集・運搬による温室効果ガス排出見込み量（参考）

本市のごみの収集・運搬による温室効果ガス排出見込量について表 3-18 に示す。なお、走行距離については令和 3 年度から記録しているため、過去 4 年間の排出見込量を算定している。

また、燃料使用量については走行距離の概算値に仮定した燃費を除して算出しているため、以下に算定される温室効果ガスの排出見込み量はあくまで参考値となる。

表 3-18 温室効果ガス排出見込量（収集・運搬）の推移

項目				年度				算出式	
				R3	R4	R5	R6		
1台あたり 走行 距離	パッカー車	3t以下	24台	km/台	3,925	3,882	3,941	3,763	a
		1.5～2t車	12台	km/台	3,925	3,882	3,941	3,763	
	トラック等	2～3t車	1台	km/台	3,925	3,882	3,941	3,763	
走行 距離 計	パッカー車	3t以下(燃費:1.92km/L) ^{※1}		km	94,200	93,168	94,584	90,312	b=a*各台数
		1.5～2t車(燃費:11.93km/L) ^{※2}		km	47,100	46,584	47,292	45,156	
	2～3t車(燃費:10.59km/L) ^{※2}		km	3,925	3,882	3,941	3,763		
燃料使用量				kL	53.4	52.8	53.6	51.2	X=b/各燃費/1000
温室効果 ガス排出 量	CO ₂	単位発熱量：33.4GJ/kL 排出係数：0.0187tC/GJ		tCO ₂	122	121	123	117	Y=X*33.4*0.0187 *44/12
温室効果ガス算定排出量 合計				tCO ₂	122	121	123	117	Y

参考) 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和 7 年 3 月)

※1 建設廃棄物協同組合「収集運搬データ 2015 平均燃費」1 台当たりの平均燃費 (パッカー、3t 以下)

※2 国土交通省 HP 自動車燃費一覧 (令和 7 年 3 月)「自動車の燃費基準値」(トラック等、最大積載量～1.5t 及び 1.5～2t、測定方法 JH25 モード)

7. ごみ処理の推計

1) 排出量の推計

①直近の排出量原単位

過去5年間の排出量原単位の平均を直近の排出量原単位として算出する。

表 3-19 直近の排出量原単位

(単位:g/人・日)

項目		年度					平均
		R2	R3	R4	R5	R6	
生活系 ごみ	家庭系ごみ	641	624	603	574	573	603.1
	資源ごみ	212	199	189	177	178	191.1
事業系ごみ		342	363	354	366	374	359.8
総排出量		1,196	1,186	1,146	1,117	1,125	1,154

②排出量の推計

①により算出した直近の排出量原単位及び表 2-3 に示す人口推計より、排出形態別のごみ排出量について算出する。排出形態別のごみ排出量の推計結果について表 3-20 及び図 3-11 に示す。

表 3-20 排出形態別のごみ排出量推計

(単位:t/年)

項目		年度															
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
生活系 ごみ	家庭系ごみ	9,378	9,294	9,219	9,095	8,998	8,906	8,832	8,715	8,623	8,531	8,477	8,352	8,263	8,174	8,108	8,001
	資源ごみ	2,972	2,945	2,921	2,882	2,851	2,822	2,799	2,761	2,732	2,703	2,686	2,646	2,618	2,590	2,569	2,535
事業系ごみ		5,595	5,544	5,500	5,426	5,368	5,313	5,269	5,199	5,144	5,090	5,057	4,982	4,929	4,877	4,837	4,773
総排出量		17,945	17,783	17,639	17,403	17,217	17,041	16,900	16,675	16,499	16,324	16,220	15,980	15,810	15,641	15,515	15,310

※各ごみ排出量(t) = 推計人口(人) × 各原単位(5か年平均、g/人・日) × 365日(R9、R13、R17、R21年度は366日) ÷ 10⁶
 ※総排出量は、端数の関係により家庭系ごみ、資源ごみ及び事業系ごみの合計と合わない場合がある。

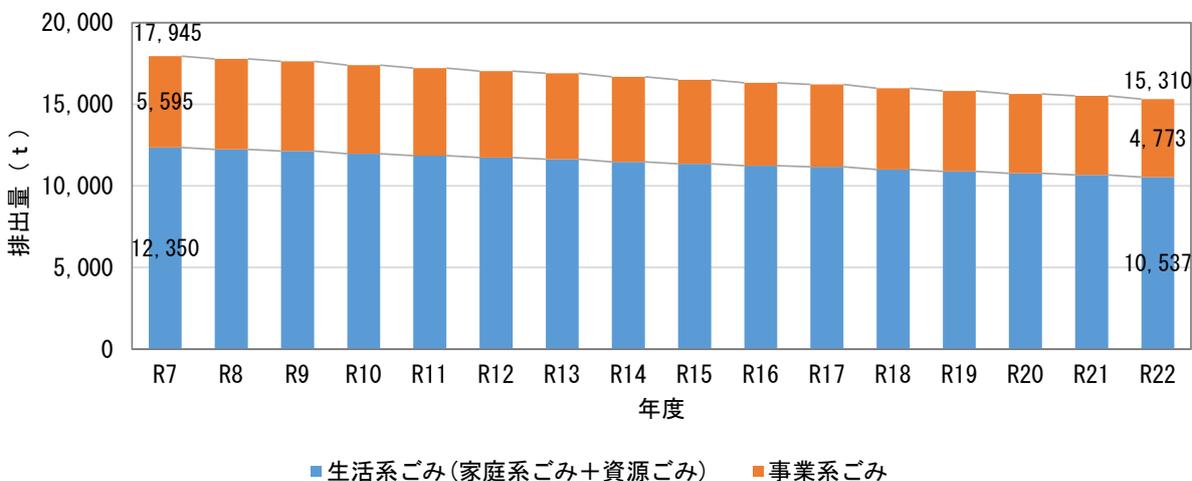


図 3-11 排出形態別のごみ排出量推計 (生活系ごみ及び事業系ごみ)

2) 処理処分量の推計

①直近のごみの処理及び処分量の割合

過去5年間の焼却率、再資源化率及び最終処分率の平均を直近のごみの処理及び処分量の割合として算出する。

表 3-2 1 直近のごみの処理及び処分量の割合

項目	年度					
	R2	R3	R4	R5	R6	平均
焼却率	83.8%	84.8%	85.1%	84.6%	85.5%	84.7%
再資源化率	13.0%	12.9%	13.1%	14.3%	13.3%	13.3%
最終処分率	21.1%	19.6%	17.6%	14.1%	15.2%	17.5%

②処理処分量の推計

表 3-2 0 に示すごみ排出量の推計結果に、①により算出した直近のごみの処理及び処分量の割合を乗じて、処理処分量を算出する。焼却量、再資源化量及び最終処分量の推計結果について表 3-2 2 及び図 3-1 2 に示す。

表 3-2 2 焼却量、再資源化量及び最終処分量の推計

(単位: t/年)

項目	年度															
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
排出量	17,945	17,783	17,639	17,403	17,217	17,041	16,900	16,675	16,499	16,324	16,220	15,980	15,810	15,641	15,515	15,310
焼却量	15,199	15,062	14,940	14,740	14,583	14,434	14,314	14,124	13,974	13,827	13,738	13,535	13,391	13,248	13,141	12,968
再資源化量	2,387	2,365	2,346	2,315	2,290	2,266	2,248	2,218	2,194	2,171	2,157	2,125	2,103	2,080	2,064	2,036
最終処分量	3,140	3,112	3,087	3,045	3,013	2,982	2,957	2,918	2,887	2,857	2,838	2,797	2,767	2,737	2,715	2,679

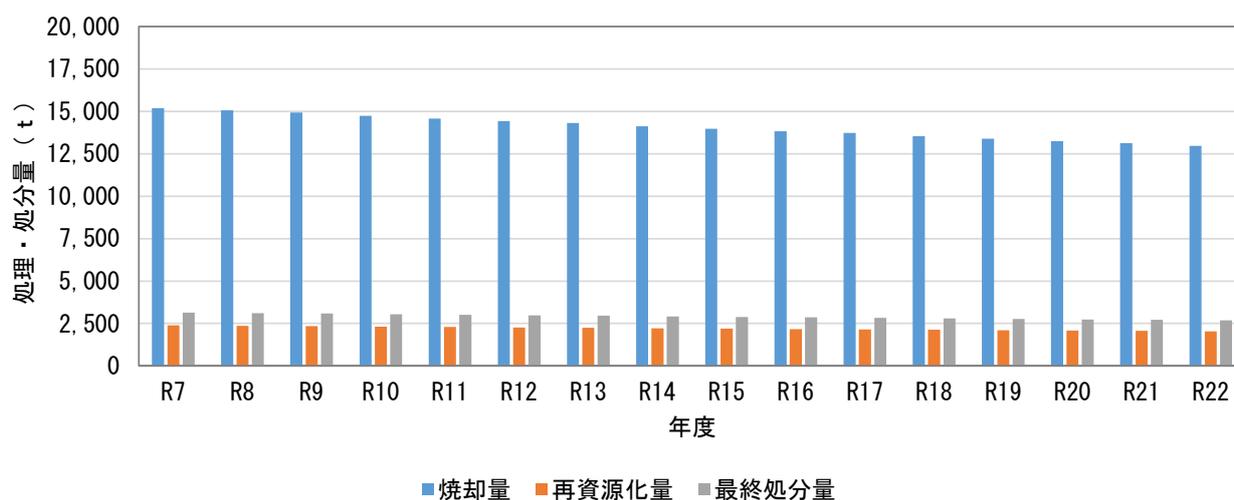


図 3-1 2 焼却量、再資源化量及び最終処分量の推計

第4節 ごみ処理の評価

1. 前回基本計画（平成24年3月策定）の達成状況

1) 数値目標

館山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成24年3月、令和4年3月一部変更。以下「前回基本計画」という。）の達成状況は、令和6年度現在において以下の通りである。

表 3-23 前回基本計画の数値目標（ごみ排出量）

項目		平成22年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (前回基本計画目標値)	達成状況
人口		人	50,388	49,382	—
総排出量	排出量	t	23,141	19,971	—
	1人1日当たり排出量 (H22年度比増減)	g/人・日	1,258	1,108 (-12%)	やや困難
家庭系ごみ [※]	排出量	t	15,888	13,699	—
	1人1日当たり排出量 (H22年度比増減)	g/人・日	864	760 (-12%)	達成
資源を除く 家庭系ごみ	排出量	t	13,195	10,598	—
	1人1日当たり排出量 (H22年度比増減)	g/人・日	717	588 (-18%)	達成
事業系ごみ	排出量	t	7,253	6,321	—
	1人1日当たり排出量 (H22年度比増減)	g/人・日	394	351 (-11%)	やや困難

※前回基本計画上の項目名。本計画における「生活系ごみ」と同義。

表 3-24 前回基本計画の数値目標（再資源化率、最終処分量）

項目		平成22年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (前回基本計画目標値)	達成状況
総排出量		t	23,141	19,971	—
再資源化率	再資源化量	t	3,783	3,994	困難
	再資源化率	%	16.3%	20.0%	
最終処分量	最終処分量 (H22年度比増減)	t	3,485	2,962 (-15%)	達成

2) 施策の取組状況

現時点での、前回基本計画（平成 24 年 3 月策定）における施策の取組状況は以下の通りである。

表 3-25 施策の取組状況 (1/2)

施策		内容	取組状況
・発生抑制・再使用の推進			
有料化		料金制度の設定及び料金体系の組合及び統一について、構成市町の実施している有料化によるごみの減量効果等を勘案して検討を行う。	平成29年度には、可燃ごみ用指定袋及び自己搬入に係る手数料の値上げを行い、令和5年度には、自己搬入に係る手数料の無料区分を解消するなど、随時料金の見直しを行った。
各家庭	マイバッグ運動と過剰包装の辞退	レジ袋の使用の抑制するため、住民にマイバッグ持参を奨励。さらに、過剰包装を断るなど、家庭内へのごみの持ち込みを極力減らすよう勧める。	マイバッグの持参や過剰包装の辞退など、ごみが出ないような工夫をするよう奨励した。
	フリーマーケット・バザー等の活用	地域や学校、民間団体が開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及び協力し、衣料や家庭用不用品の資源化に努める。	地域や民間団体が開催するフリーマーケット等の周知に協力し、不用品の資源化に努めた。
	生ごみの減量化と堆肥化	生ごみを排出する際は水切りを徹底してごみの減量化をする。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化に努める。	生ごみを排出する際は、水切りを徹底するよう住民に周知した。
	集団回収への積極的参加	地域や学校等で行う集団回収に積極的に参加、協力を呼びかけ、資源化の向上に努める。	地域や学校等で行う集団回収への積極的な参加、協力を呼びかけ、再資源化の向上に努めた。
事業者	排出者や拡大生産者責任に基づく3Rと適切な処理	ごみの適正な処理及び3Rの推進は事業者の方策を実行することはもとより、国、県及び地方公共団体の施策に連携・協力を行う。	排出方法等の指導を通じて、適正処理を推進した。
	排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用	ごみになりにくい製品、3Rに適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進する。また、生産事業者、流通事業者等のその販売過程において個々の方策を実行し減量化、資源化の促進を図る。	事業系廃棄物の処理方法や減量化・再資源に向けた取組の促進を事業者に対して周知した。
	従業員意識の高揚	従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図ると共に、消費者の目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努める。	店頭回収によるリサイクルの取組を周知することで、従業員・消費者のごみの減量化、資源化に関する意識の高揚を図った。
行政	住民への情報提供	環境にやさしい生活の実践などについての情報を、広報等を通じて行う。また、集団回収を活性化させるための支援を行う。	広報紙、ホームページ、SNS等により、随時住民にごみの減量や分別の徹底を周知した。
	事業者への情報提供	国、組合構成市町における減量化施策や適正処理について速やかに情報提供し、自主回収品目の指導等を行う。また、多量排出事業者自らが減量化・資源化計画を策定する場合には助言・指導を行う。	国、県が推進する減量化施策や適正処理について、速やかに情報提供し、自主回収・資源化を推進した。
	公共施設での施策	組合構成市町庁舎及び関係公共施設でのごみの排出抑制、分別徹底に加え、詰め替え製品や再生素材を使用した製品を優先して選定。また、ロビー等を活用したポスター掲示など環境啓発普及活動に努める。	市庁舎及び公共施設でのごみの排出抑制、分別徹底に加えて、再生素材を使用した商品を優先して選定した。また、市庁舎内でごみの適正処理に関するポスター等を掲示するなど、環境啓発普及活動に努めた。
	生ごみ処理機の普及促進	生ごみ処理機の設置補助を推進し、住民による生ごみの堆肥化を支援する。	令和4年度に生ごみ処理機の購入費に対する補助金の交付を行い、生ごみの減量化・再資源化を推進した。

表 3-25 施策の取組状況 (2/2)

施策		内容	取組み状況
・発生抑制・再使用の推進			
環境教育の推進	ごみ処理施設見学会の実施	ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。 また、小中学校単位で実施している社会科見学などの行先として積極的に選定してもらうように努める。	ごみの減量とリサイクル、ごみ処理施設の見学など、住民向けの出前講座を実施し、ごみの分別やリサイクル等の重要性の理解や意識向上を図った。
	環境学習の提供	組合構成市町の教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。また、ごみの処理方法の講習やリサイクルの体験学習などの講座の開催等の活動の推進を検討する。	市内の小学校から環境美化や温暖化防止等をテーマとした環境美化ポスターコンクールの作品を募集し、応募作品を市内の商業施設等に展示することにより、環境保全に対する意識の向上を図った。
非定住者に対する施策		観光客に対し、ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進などを積極的に・継続的に呼びかける。	観光客等によるボランティア清掃の実施について、市はボランティア袋の交付や収集対応を行った。
・処理体制			
家庭ごみの処理体制	広域ごみ処理	今後の広域ごみ処理について、構成市町と組合の役割を明確にする。その観点から本市ではごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの資源化及び住民の啓発活動を行い、組合では可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの中間処理と最終処分並びに中継施設を含む各施設の維持管理を行うこととする。	広域ごみ処理について、構成市町と協議をしながら、ごみの減量化や、収集・運搬、ごみの再資源化、市民への啓発活動を行った。
	ごみ分別方法の統一	リサイクル可能なごみの分別方法が組合構成市町で異なることから、今後は家庭系ごみの分別の種類を統一に向けて協議する。更にこれと並行して中間処理施設への搬入品目及び資源化品目の統一を協議していく。	分別の統一について、他の自治体の事例も参考にしながら、構成市町と協議を行った。
	新たな中間処理施設及び最終処分場	新たな中間処理施設及び新たな最終処分場は、平成32年度の稼働開始を目標とする。	広域化が見通せなくなったため、稼働中の処理施設の維持、修繕、整備等により、ごみ処理を行った。 焼却処理施設については、令和3年度から令和5年度にかけて、館山市清掃センターの基幹的設備改良工事を行い、令和20年度までの稼働が図られた。 粗大ごみ処理施設については、令和4年度末をもって稼働を終えることになった安房郡市広域市町村圏事務組合が管理・運営する粗大ごみ処理施設の代替施設として、不燃ごみを処理するマテリアルリサイクル推進施設を整備し、環境負荷の低い手法で資源の有効利用を推進した。 最終処分場については、適切に維持、管理を行った。
事業系一般廃棄物の処理体制		事業系一般廃棄物を排出している事業所に対して、事業系一般廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、市内の事業所に対しては、周知徹底を図る。 組合構成市町は、引き続き事業者に対し、減量化・資源化について徹底するよう啓発活動を推進する。	事業者に対する排出方法等の指導を行うとともに、減量化・再資源化を徹底するよう周知した。
一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物		本市では現在、紙・木類に限り、処理に支障のない範囲で産業廃棄物の処理を実施しており、組合を構成するその他の市町は、産業廃棄物は受け入れていない。 広域化施設においては、基本的には、産業廃棄物は受け入れないこととするが、「併せ産廃」と認定できる物に関しては組合構成市町と協議・検討を行い、受け入れの可否を検討する。ただし、事業者には、資源化を徹底した上で、受け入れることを条件とする。	事業者に再資源化を徹底することを条件に、製造業における木くず等の「併せ産廃」と認定できる廃棄物に関して受け入れを実施している。

2. 一般廃棄物処理システムによる評価

平成 19 年 6 月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表され、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。”とされている。

以上の指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行うこととする。なお、システム分析にあたっては、環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 5 年度実態調査結果）」（以下「評価支援ツール」という。）を用いて実施した。

1) 類似都市

本市の構造区分により、全国の 208 の類似市町村を抽出し比較を行った。類似都市の概要について表 3-26 に示す。

表 3-26 類似都市の概要

構造区分	都市 I・1（類似市町村数 208）
人口区分	類型 I：50,000 人未満
産業構造	類型 1：Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%未満、Ⅲ次人口比 55%以上

2) 各指標の算出方法

評価支援ツールによる分析における各指標の算出方法について表 3-27 に示す。

表 3-27 指標の算出方法

標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口 1 人 1 日当たり ごみ総排出量	ごみ総排出量 ÷ 年度日数 ÷ 計画収集人口 × 10 ³
廃棄物の再生 利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・ セメント原料化等除く)	再資源化量 ÷ ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される 割合	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
費用対効果	人口 1 人当たり年間処理経費	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
	最終処分減量に要する費用	(処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

3) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析表及びレーダーチャート

評価支援ツールを用いた、本市における類似都市との比較分析結果は表 3-28 及び図 3-13 に示す通りである。

本報告書においては偏差値指数により比較を行った結果を示しており、偏差値は数値が大きいほど良好な状態を示し、50 の値が平均を示す。

表 3-28 本市と類似都市の比較（令和5年度）

標準的な指標		人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年 間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要 する費用 (円/t)
類似 市町村 (208)	平均	0.914	0.168	0.106	18,019	61,182
	最大	1.762	0.756	0.959	44,793	716,848
	最小	0.373	0.041	0	3,199	10,005
	標準偏差 ^{※1}	0.161	0.084	0.122	6,199	50,974
館山市実績		1.117	0.154	0.093	24,899	59,605
偏差値 ^{※2}		37.4	48.3	51.1	38.9	50.3

※1 データのばらつきを示す指標：標準偏差 = $\sqrt{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n (\text{各データの値} - \text{データの平均値})^2}$ ※n = データの数

※2 大きい方が良好な指標：偏差値 = (実績値 - 平均値) ÷ 標準偏差 × 10 + 50 (廃棄物からの資源回収率)

小さい方が良好な指標：偏差値 = 100 - (実績値 - 平均値) ÷ 標準偏差 × 10 + 50 (人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用)

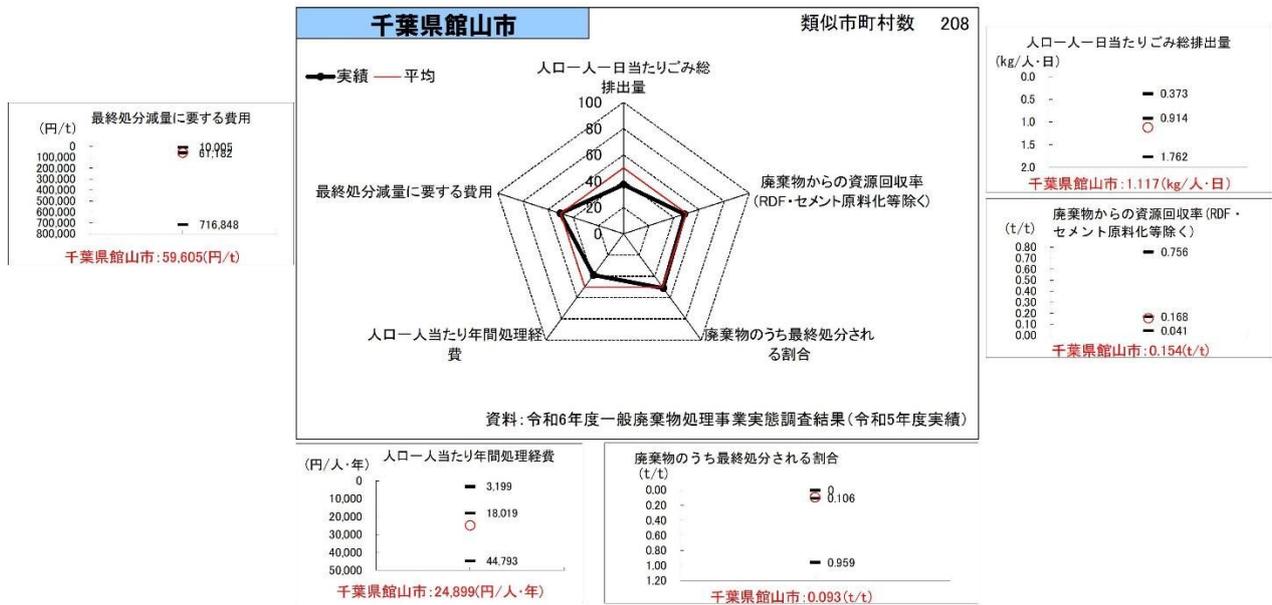


図 3-13 偏差値によるレーダーチャート

以上より、類似都市と比較すると、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用」は概ね平均的であるが、「人口1人1日当たりごみ総排出量」は比較的多くなっており、「人口1人当たり年間処理経費」についても類似都市の平均より高額になっていた。

本市は、事業所から排出されるごみの量が多いことや海岸漂着ごみが多いこと、また観光客の流入により排出される観光ごみにより、本市人口に対してごみ排出量が多くなっており、それにより、「人口1人1日当たりごみ総排出量」及び「人口1人当たり年間処理経費」が多くなっていると推測される。

第5節 課題の抽出

1. ごみの発生抑制と排出抑制

本市のごみ総排出量原単位（1人1日当たり総排出量）は、平成27年度に比べて令和6年度は5.5%減少した。しかし、千葉県及び国の平均原単位に比べて多い状況である（表3-10参照）。

また、生活系ごみの排出量原単位は、平成27年度に比べて令和6年度は10.0%ほど減少したが、事業系ごみの排出量原単位は、5.0%増となってしまうため、特に事業系ごみを重点的に減量化する必要がある（図3-6参照）。

住民及び事業者に対し、「ごみとなる物を発生させない」ことを主体として、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を進め、ごみの発生・排出抑制のための種々の施策を講じていく必要がある。

また、観光客により排出される観光ごみについても、適切な普及啓発及び指導を行い、ごみの発生・排出抑制を図る必要がある。

2. 住民・事業者・行政との協働

ごみの排出抑制及び再資源化率の向上を目指して住民、事業者及び行政の協働によるごみの発生・排出抑制及び再資源化に取り組む必要がある。

なお、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等については、排出者である住民や事業者の取り組みに負うところが大きいため、市は住民や事業者の自主的な減量、分別の徹底などの取り組みを支援していく必要がある。

3. 再資源化率の向上

1) 現在の分別区分

ごみの種類別の排出量を見ると、可燃ごみの割合が、令和6年度において84%程度を占めており（表3-9参照）、国の最新の「一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度実績）」における全国の可燃ごみ割合（74.4%）及び千葉県の可燃ごみ割合（78.8%）と比較して大きい値となっている。

理由として、可燃ごみの中には分別収集して再資源化している古紙類や布類も多く含まれており、再資源化が可能ながらも焼却されていると考えられる。そのため、住民や事業者に対して分別の徹底を啓発していく必要がある。

2) 今後の分別区分

本市の現在の分別区分において、燃せるごみとして排出されているプラスチック製品（プラスチック製容器包装を除く）について、令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」（令和3年法律第60号）に基づいて、今後、分別収集及び再商品化を検討し、プラスチック資源回収量の拡大を目指す必要がある。

また、そのほか資源ごみの分別区分の見直しなど現状に合わせた再資源化施策を講じる必要がある。

4. 収集・運搬

現在の収集運搬は、日々のごみ処理量に変動が生じないように市内を10地区に分け、収集・運搬を行っている。将来は、地域による人口の増減の変化に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直しを行う。

また、収集運搬は、ごみ処理行政において重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集運搬の効率を常に配慮することが必要である。

5. 中間処理

令和5年3月に安房郡市広域市町村圏事務組合が運営する粗大ごみ処理施設の稼働が終了し、令和5年4月に稼働が開始した本市清掃センターのマテリアルリサイクル設備にて粗大ごみ及び不燃ごみの処理を引き続き行っている。また、焼却施設においては令和3年度から令和5年度に基幹的設備改良工事を行い、延命化が図られた。

処理の内容においては、特に生ごみ・廃食用油・剪定枝等のバイオマス系廃棄物及び製品プラスチックの再資源化について、関連法の施行や環境省からの指針もあるため、中間処理施設の整備を含めた今後の対応を検討する必要がある。

焼却施設については、令和3年度から実施した基幹的設備改良工事の対象とならなかった設備・機器や老朽化が進行している土木・建築設備等において、適切な整備等を計画的に実施していく必要がある。

また、令和7年度から令和8年度にかけて安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設の解体工事を実施しており、必要な作業スペースの確保等を含め、隣接するマテリアルリサイクル施設の運転に影響が出ないよう対策を行う。

6. 最終処分

本市の一般廃棄物最終処分場は昭和60年3月の竣工より、平成6年度及び平成11年度に実施された2回の嵩上工事を経て、埋立終了予定年度が令和15年度まで延長された。

最終処分場搬入量においては、過去10年間で減少傾向となっており、平成27年度に比べて令和6年度は50%ほど減少している（表3-14参照）。そのため、減少した量を見込んだ埋立終了予定について随時把握を行うとともに、さらなるごみ減量化及び再資源化の促進により、最終処分量の減少を目指す必要がある。

また今後、最終処分場の新設又は再度の嵩上工事について、埋立終了予定年度に応じて事前に検討を行う必要があるが、新たな施設の建設は用地の確保等を含め課題が多く、非常に困難であるため、現施設を可能な限り延命する必要がある。

7. ごみ処理経費の合理化

近年、人口及びごみの排出量は減少傾向となっているが、焼却施設等の維持管理費はほぼ一定である。そのため、人口1人当たり及びごみ1t当たりのごみ処理経費は、増加する傾向にある。

一方、安全かつ安定的なごみ処理を行うためには、必要以上にごみ処理経費を削減することは難しいため、様々な角度から経費の合理化に努める必要がある。

また、ごみ処理費用の合理化にあたっては、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」などの活用を検討し、コスト分析や処理システムの評価を行い、一層の経費削減に努める必要がある。

8. 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題につながるため、その対応が不可欠である。

廃棄物を焼却処理する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、その排出を抑制することが求められている。

焼却施設の温室効果ガス排出見込量においては、電気及び燃料由来のCO₂は微減傾向にあり、焼却量についても減少傾向にあるものの、推定プラスチック類量が減少せず、全体の温室効果ガス算定排出量は減少していない（表 3-17 参照）。

第4章 ごみ処理行政の動向

第1節 国外の動向

地球規模での環境問題の深刻化を踏まえ、平成27年9月の国連総会において、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（平成27年9月）が採択された。

その中で示された、「持続可能な開発目標（SDGs）」では、2030年までに達成すべき国際社会全体の目標として、17のゴールと具体的な169のターゲットが設定され、目標の達成に向けて国や地方自治体、企業等において様々な取組が進められている。



17のゴールの内、廃棄物分野と関わりが深い項目として以下が挙げられる。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 4 質の高い教育をみんなに | 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 12 つくる責任 つかう責任 | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさも守ろう |

第2節 国内の動向

1. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年改正）

1) 背景

令和5年の見直しでは、2050年カーボンニュートラル⁷に向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏⁸の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、廃棄物処理法に基づく基本方針に関し変更が行われ、今回の見直しでは令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値が改定された。

⁷ 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていること。

⁸ 地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

2) 基本的な方向

環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）⁹を目指し、デジタル技術も活用してトレーサビリティ¹⁰を確保しながら、ライフサイクル・バリューチェーン全体でロスゼロを推進するほか、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減等により脱炭素化を推進する。

3) 施策を推進するための基本的事項

- ・デジタル技術の活用等により静脈側・動脈側を含めたサプライチェーン¹¹全体で進める資源循環の取組を積極的に進めていく。
- ・一般廃棄物の処理体制の確保にあたっては、より環境負荷の少ない運搬車の導入や処分に関しては廃プラスチック類の排出抑制、再生利用の促進、熱回収の推進を行うほか、持続可能な適正処理の確保に向けて廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に係る計画を策定・更新する。

4) 処理施設の整備に関する基本的な事項

- ・食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組のさらなる促進が求められ、食品廃棄物の再生利用に係る施設について、処理能力の向上に取り組む。
- ・中間処理については、選別・圧縮等資源化処理、飼料化処理、堆肥化処理、メタンガス化処理、ごみ燃料化処理及び焼却処理（熔融処理を含む。）等の再生や熱回収の方法について、最適な処理方法を組み合わせることも含めて選択することが必要である。
- ・焼却施設においては、広域的かつ計画的な整備を推進するとともに、発電施設等の熱回収が可能な施設の導入や高効率化を検討し、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物の熱回収が図られるよう取組を推進する。
- ・最終処分場は、残余容量の予測を行いつつ、地域ごとに必要となる最終処分場を継続的に確保するよう整備する。

5) 基本方針改定後の目標値

指標	目標値	
①一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減（令和12年度）	
②一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	令和4年度	令和12年度（目標年度）
	496グラム	約478グラム
③一般廃棄物の出口側循環利用率	令和4年度	令和12年度（目標年度）
	約20%	約26%
④一人一日当たりごみ焼却量 ^{※1}	令和4年度	令和12年度（目標年度）
	679グラム	約580グラム
⑤一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減（令和12年度）	
⑥産業廃棄物の排出量	令和4年度比約1%増加に抑制（令和12年度）	

⁹ 従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

¹⁰ 製品やサービスがどのようなプロセスを経て消費者の手に届くのかを追跡し、記録するシステム。

¹¹ 製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ。

指標	目標値	
	⑦産業廃棄物の出口側循環利用率	令和4年度 約37%
⑧産業廃棄物の最終処分量	令和4年度比約10%削減（令和12年度）	
⑨廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合※2	令和2年度 約41%	令和9年度（目標年度） 46%
⑩一般廃棄物の最終処分場の残余年数	令和4年度 23.4年分	令和12年度（目標年度） 22.4年分
⑪産業廃棄物の最終処分場の残余年数	令和4年度 20.8年分	令和12年度（目標年度） 17年分
⑫家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	改定後削除 ※63自治体（H28年度）から180自治体（R4年度）に増加。 なお、食品リサイクル法に基づく基本方針において食品ロス削減目標等（R12年度に食品ロス量489万トン）を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	
⑬小売業者が家電法に基づく引取義務を負わない特定家庭用機器一般廃棄物の回収体制を構築している市町村の割合	改定後削除 ※58.7%（H24年度）から86.1%（人口ベースでは97.6%）（R2年度）に増加。なお、特定家庭用機器再商品化法に基づく基本方針において特定家庭用機器廃棄物の回収率の目標値（R12年度に回収率70.9%以上）を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	
⑭使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	改定後削除 ※約62%（H27年度）から約81%（人口ベースでは約94%）（R1年度）に増加。なお、小型家電リサイクル法に基づく基本方針において使用済小型電子機器等の再資源化量の目標値（R5年度に1年あたり14万トン）を設定しており、当該目標に基づき取組の進捗を確認する。	

※1 改定後に追加された指標

※2 改定前から目標値に変更なし

2. 廃棄物処理施設整備計画（令和5年閣議決定）【計画期間：令和5年度～令和9年度】

1) 基本理念

- ・廃棄物処理施設の整備に当たっては、3R + Renewable（持続可能な資源）の取組を推進する。
- ・施設の長寿命化・延命化を図るとともに、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進する。
- ・地域のエネルギーセンターとしての活用、防災拠点としての活用、リユース拠点としての活用や環境教育・環境学習の場の提供など、地域に多面的な価値を創出する施設を整備する。
- ・将来的には、廃棄物の焼却により発生するCO₂の回収・有効利用・貯留（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：CCUS）等の技術の導入により脱炭素化を推進することが期待されている。

2) 廃棄物処理施設の整備及び運営

- ・必要に応じてデジタル技術も活用し、選別システムや再資源化技術の高度化・効率化及び分散型の資源回収拠点の整備等により資源循環を推進。
- ・施設の大規模化が難しい地域においても地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入等の取組を促進することが求められる。
- ・広域化・集約化を図る際、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ることが重要であり、築年数が異なる複数の既存施設の集約化を行う場合にも、施設の更新時期を合わせるために長寿命化等を含めた検討が重要となる。
- ・近年では、生ごみ等を分別収集する湿式のメタンガス化施設に加え、可燃ごみとして収集し機械選別する乾式のメタンガス化施設と廃棄物焼却施設とを併設したコンバインド（ハイブリッド）方式の施設も整備されている。
- ・廃棄物の排出から最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減や、温室効果ガス排出削減等指針や建築分野におけるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）¹²関連技術等も踏まえ、温室効果ガス排出対策を講じる必要がある。

3. 食品ロス削減推進法（令和元年施行）

近年の国全体での食品の大量廃棄の現状や、食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、「食品ロス削減推進法」が令和元年10月1日に施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の関係者が相互に連携協力し、社会的な取組として食品ロスの削減を推進することが定められた。また、都道府県及び市町村は、政府の定める基本方針を踏まえ、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとされてる。

4. プラスチック資源循環促進法（令和4年施行）

近年のプラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている背景から、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R+Renewableの基本原則と、「2030年までにワンウェイプラスチック¹³を累積25%排出抑制する」などの6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げている。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和4年4月1日に施行され、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んでおり、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を目指す。

¹² 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことを示す。

¹³ 使い捨てのプラスチック製品を指す。

5. 再資源化事業等高度化法（令和6年公布）

近年、欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、国内においても再生材の質と量の確保を通じて、資源循環の産業競争力を強化することが重要となっている背景から、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業過程の高度化を促進することを目的とした「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下「再資源化事業等高度化法」という。）が令和6年5月に公布され、令和7年度に施行予定となっている。

再資源化事業等高度化法において、地方公共団体が、廃棄物の着実な適正処理等を引き続き行うこと、地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーターとして資源循環を促進すること、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るとともに高度な再資源化可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を推進することが求められている。

6. 災害廃棄物対策指針（平成30年改訂）

東日本大震災で得た経験や知見を踏まえて、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後発生した関東・東北豪雨災害や熊本地震等の近年の災害の知見を元にこれを平成30年3月に改訂した。

新たな指針では、災害廃棄物対策指針等の位置づけ、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記したほか、近年発生した災害時の対応を受け、平時、災害応急対応期、復旧・復興期における各ステージで必要とされる事項を具体化し、平時の備えの充実についても明記されており、併せて国、都道府県、市区町村、関係団体などの役割を明確化している。

7. 中央環境審議会答申

- ・脱炭素型資源循環システム構築に向け資源循環分野の取組の強化が求められており、使用済製品等の解体・破碎・選別等のリサイクルの高度化、素材のバイオマス化・再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R+Renewable確立、循環経済関連の新たなビジネスモデルの地域及び社会全体への普及等に向けて必要な技術開発などが実施されている。（令和6年2月16日答申）
- ・令和6年5月に「第6次環境基本計画」が閣議決定され、地域ニーズに応じた生活環境の保全に関する環境基準の在り方について検討を行うことが重要な課題のひとつとして挙げられ、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直しが検討されている。（令和7年1月27日答申）

第3節 千葉県の動向

1. 千葉県廃棄物処理計画（令和3年3月策定）【計画期間：令和3年度～令和7年度】

1) 背景

近年の県の廃棄物処理の現状から、再生利用率の伸び悩み、不法投棄や廃棄物処理施設の老朽化等の課題に引き続き対応する必要がある。

また、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、社会の変化に対応した廃棄物処理体制の確立が求められており、食品ロスの削減、廃プラスチックの使用削減・再資源化の促進、廃棄物エネルギーの利活用、災害廃棄物の処理などの新たな課題にも対応する必要がある。

2) 策定方針

3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2R（リデュース・リユース）の取組を推進し、環境への負荷も配慮しつつ、地域循環共生圏の考え方も含め、最適な再生利用及び熱回収（循環的利用）と適正な処分の確保を目指す。

また、「食品ロス削減推進法」第12条で規定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けるとともに、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画を盛り込む。

〈基本方針〉

- ・ みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築
 - … 県民、事業者、国、県、市町村等の各主体が取組を進めるとともに、相互に連携し、さらなる廃棄物の排出抑制と資源の適正な循環的利用を推進する。
- ・ 多様化する新たな問題への対応
 - … ごみの排出量の削減、不法投棄の防止といった従来からの問題に加え、食品ロスの削減、廃プラスチック問題への対応等、新たな課題に対し実効性のある施策の展開を図る。
- ・ 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化
 - … 自然災害により、大量に発生する災害廃棄物の処理について、国や県内市町村、事業者等と連携し、迅速な処理体制の強化を図る。

3)展開する施策

I	3Rの推進	    
1 リデュース・リユースの推進		
2 食品ロスの削減		
3 市町村と連携した3Rの推進		
4 排出事業者における自主的な廃棄物の排出抑制や資源化の取組推進		
5 循環資源等の利活用の推進		
6 効果的なリサイクルの推進(各種リサイクル法の遵守の指導)		
7 環境学習の推進		
II	適正処理の推進	   
1 排出事業者における適正処理の推進		
2 有害廃棄物の適正処理の推進		
3 再生土の適正利用の推進		
4 環境美化意識の向上と実践活動の推進		
5 海岸漂着物の処理の推進		
6 不法投棄等の監視指導及び支障除去対策の実施		
7 原発事故由来の放射性物質を含む廃棄物への対応		
8 処理困難物や高齢化社会等への対応		
III	適正処理体制の整備	  
1 一般廃棄物処理施設の計画的な整備と適正な維持管理		
2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化		
3 産業廃棄物処理施設の整備と適正な維持管理		
4 県全体における適正処理体制の整備		
5 施策や制度の実施に関する国への提案・要望		
IV	万全な災害廃棄物処理体制の構築	
1 平時からの備えの強化		
2 発災時の迅速な対応		

出典：「第10次千葉県廃棄物処理計画の概要」6.1 施策体系

2. 千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会

- ・近年の海洋プラスチックごみ問題や食品ロス問題への関心の高まり、関連する新たな法律の制定を受け、県が推進する“ごみ削減のために身の回りでできることを実践するライフスタイル”「ちばエコスタイル」を拡充・リニューアルした。(令和5年度開催結果)
- ・第10次千葉県廃棄物処理計画(計画期間：令和3～7年度)が令和7年度に終期を迎えることから、令和7年度中に千葉県食品ロス削減推進計画を含む第11次千葉県廃棄物処理計画(計画期間：令和8～12年度)を策定予定。(令和6年度開催結果)
- ・近年の地震や台風の被害状況、令和5年4月に国が示した点検ガイドライン等を鑑み、千葉県災害廃棄物処理計画について改定予定。(令和6年度開催結果)

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針・数値目標

1. 基本方針

本計画の基本方針は、第5次館山市総合計画を踏まえ、持続可能な循環型社会の構築を目指すものとして、以下に示すとおりとする。

方針1：市民・事業者・行政の協働によりごみの減量化を推進

方針2：ごみの適正処理、さらなる再資源化を推進

方針3：安全で安定したごみ処理体制の維持

2. 数値目標

持続可能な資源循環型社会の実現に向けて、計画目標年度（令和22年度）において、以下に示す目標値を設定する。

1) ごみ排出量原単位（1人1日当たり排出量）

①ごみ総排出量

ごみ総排出量原単位は過去10年間で減少傾向にあるものの、国及び県と比較すると原単位は未だ多い状況となっている（表3-10参照）。

本市と同様の構造区分である類似都市（表3-26参照）の総排出量原単位平均は914g/人・日（表3-28参照）となっており、これを参考とし、15年間で基準年度（令和6年度）の総排出量原単位（1,125g/人・日）から200g/人・日削減した925g/人・日を目標に設定する。

目標1	ごみ総排出量原単位		
	基準年度(令和6年度)	200g/人・日削減 (18%削減)	目標年度(令和22年度)
	1,125 g/人・日	→	925 g/人・日

②生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量原単位については、総排出量原単位と同様に18%減を目標とし、目標値を設定する。

目標2	生活系ごみ排出量原単位		
	基準年度(令和6年度)	18%削減	目標年度(令和22年度)
	751 g/人・日	→	618 g/人・日

また、資源物（資源ごみ）を除く家庭系ごみ排出量原単位については、総排出量原単位と同様の18%減に加えて今後の資源化品目の追加を考慮し、28%減を目標とする。

目標3	資源物を除く家庭系ごみ排出量原単位	
	基準年度(令和6年度) 573 g/人・日	28%削減  目標年度(令和22年度) 413 g/人・日

③事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量原単位については、総排出量原単位と同様に18%減を目標とし、目標値を設定する。

目標4	事業系ごみ排出量原単位	
	基準年度(令和6年度) 374 g/人・日	18%削減  目標年度(令和22年度) 307 g/人・日

2)再資源化率

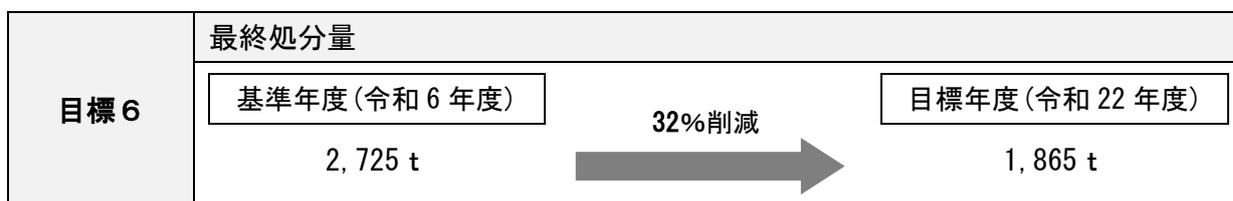
再資源化率については、県の数値目標（「第10次千葉県廃棄物処理計画」参照）である『出口側の循環利用率¹⁴』目標値（30%）及び本市と同様の構造区分である類似都市（表3-26参照）のうち県内において最も『廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）』が高かった富津市の資源回収率（21.5%）を参考とし、今後、再資源化品目の追加や、再資源化処理技術の導入などによる、さらなる再資源化を目指し15年間で基準年度（令和6年度）の資源化率（13.3%）から11.7ポイント増加した25.0%を目標に設定する。

目標5	資源化率	
	基準年度(令和6年度) 13.3%	11.7ポイント 引き上げ  目標年度(令和22年度) 25.0%以上

¹⁴廃棄物発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用（再資源化）量）の占める割合。

3)最終処分量

最終処分量については、目標1においてごみ総排出量原単位を18%削減した場合の、ごみ総排出量の削減率(32%減)を考慮し、32%減を目標とする。



3. 中間目標年度の目標値の設定

中間目標年度である令和12年度及び令和17年度の目標値を次のように定める。

表 5-1 中間目標年度の目標値

・ごみ排出量原単位(1人1日当たり排出量)

項目			基準年度	中間年度		目標年度
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
目標1	総排出量 (R6年度比増減)	g/人・日	1,125	1,059 (-6%)	992 (-12%)	925 (-18%)
目標2	生活系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	751	707 (-6%)	662 (-12%)	618 (-18%)
目標3	資源物を除く家庭系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	573	520 (-9%)	466 (-19%)	413 (-28%)
目標4	事業系ごみ (R6年度比増減)	g/人・日	374	352 (-6%)	330 (-12%)	307 (-18%)

・再資源化率及び最終処分量

項目			基準年度	中間年度		目標年度
			令和6年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
目標5	再資源化率	%	13.3%	17.2%	21.1%	25.0%
目標6	最終処分量 (R6年度比増減)	t	2,725	2,375 (-13%)	2,118 (-22%)	1,865 (-32%)

4. ごみの発生量及び処理量の見込み

本章2.及び3.において設定した数値目標を達成した場合のごみの発生量及び処理量の推計について以下に示す。

なお、排出量原単位を用いた排出量の算出には表2-3に示す人口推計値を参照し、循環型社会形成に向けた改善を行わずに推移した場合(以下「未改善時」という。)のごみの発生量及び処理量の推計値については、表3-19から表3-22及び図3-11から図3-12に示す値を参照している。

①ごみ排出量原単位

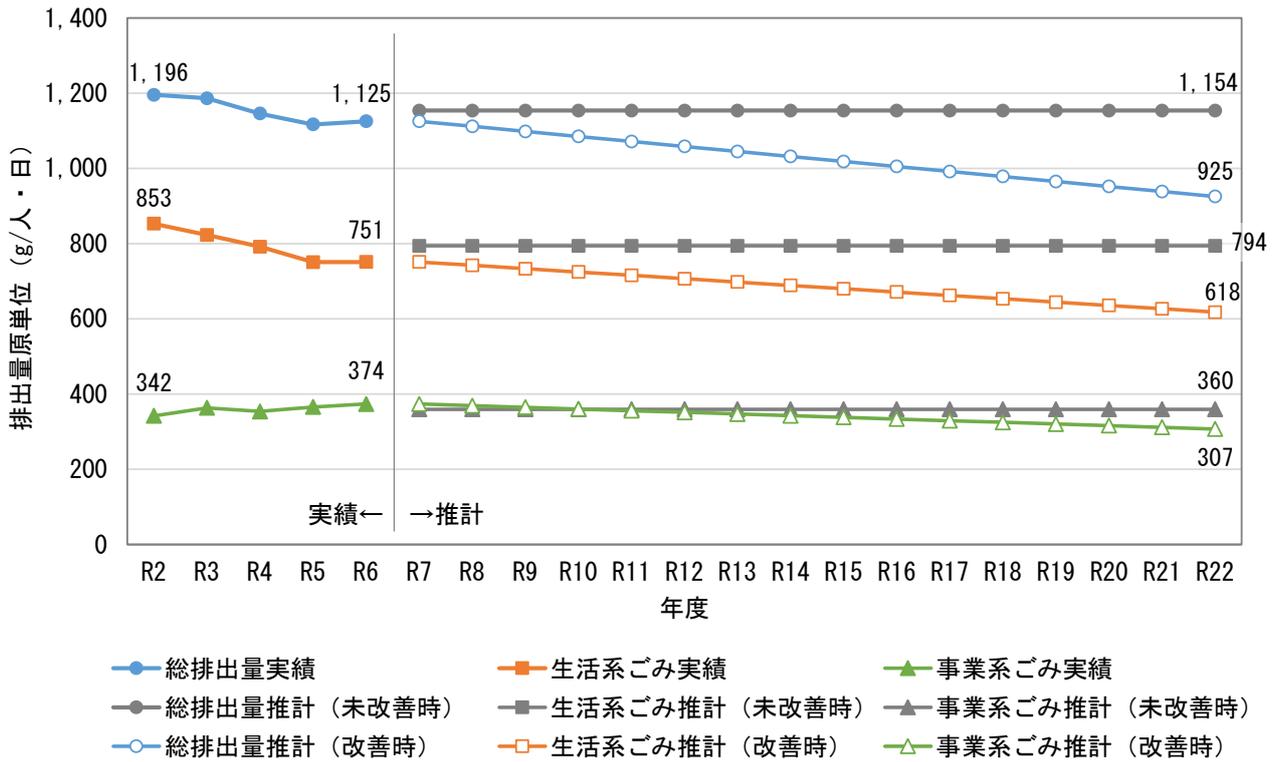


図 5-1 ごみ排出量原単位の推計

②ごみ総排出量

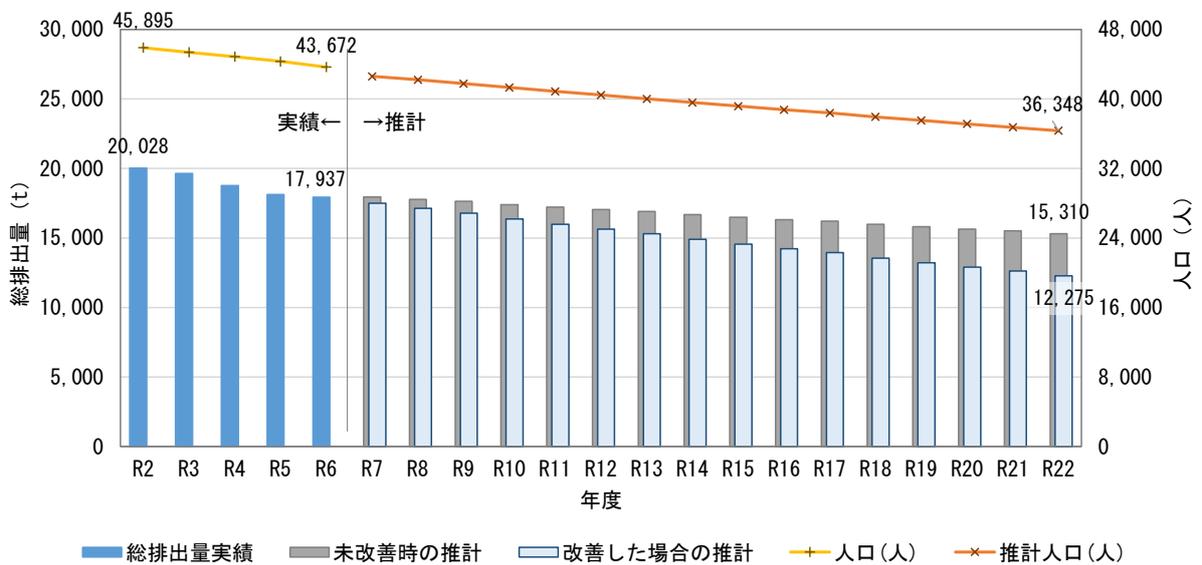


図 5-2 ごみ総排出量の推計

③再資源化量及び最終処分量

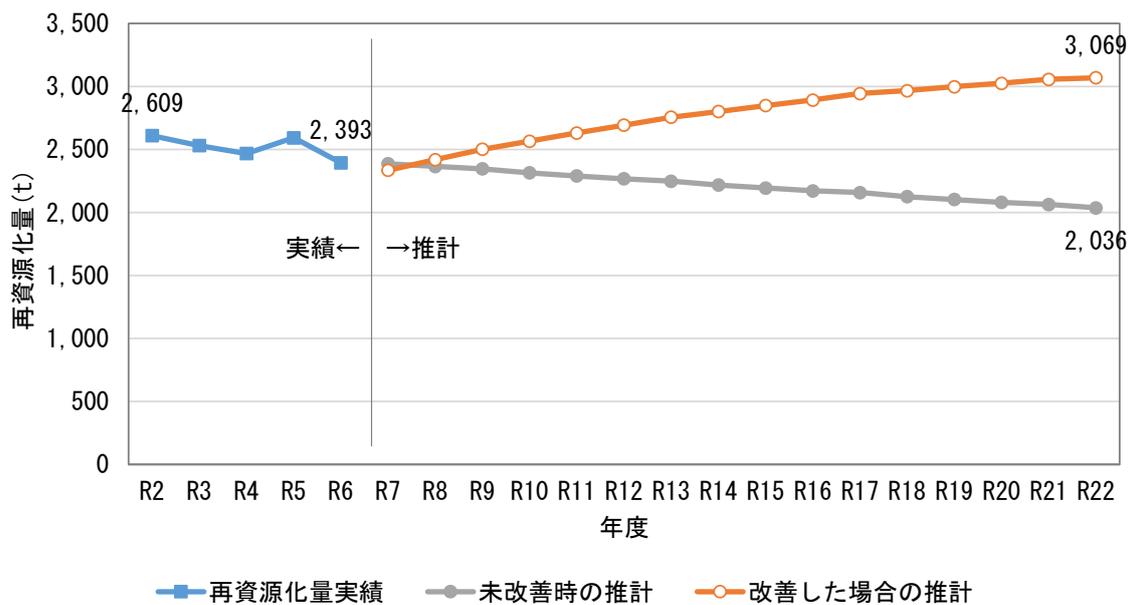


図 5-3 再資源化量の推計

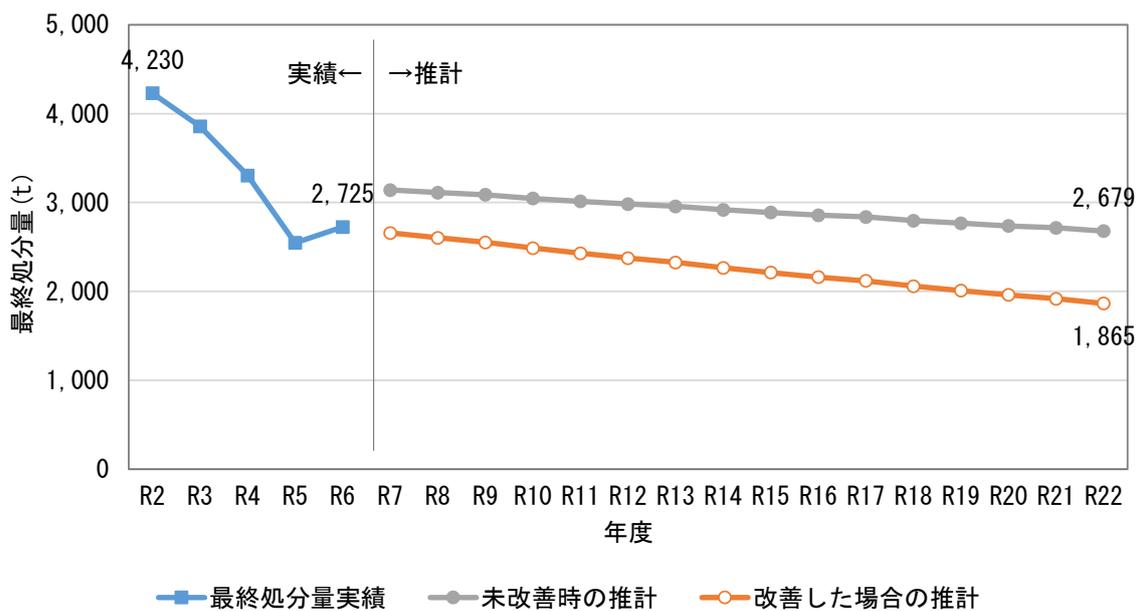


図 5-4 最終処分量の推計

④温室効果ガス排出量の推計

目標年度（令和 22 年度）における、未改善時及び改善を行った場合の温室効果ガスの推計を表 5-2 に示す。

なお、目標年度の各活動量については以下の仮定を行うものとする。

- ・総排出量に対し焼却率は、表 3-2 1 に示す 5 か年平均（84.7%）とし、焼却量を算出する。
- ・ごみ質の三成分及び種類組成は、基準年度（令和 6 年度）と同様の値とする。
- ・改善を行った場合の推定プラスチック類量は、現在焼却している製品プラスチックの再資源化により、プラスチック類の焼却量が 0 t になると仮定する。
- ・A 重油及び電気使用量は、基準年度（令和 6 年度）と同様の値とする。

表 5-2 温室効果ガス排出量の推計

項目	年度		基準年度	目標年度（令和22年度）		算出式		
				未改善時	改善を行った場合			
				R22	R22			
総排出量			t	17,937	15,310	12,275	α	
活動量	焼却量		t	15,340	12,968	10,397	$a = \alpha \times \text{表3-21焼却率平均}$	
	ごみ質 分析結果	可燃分及び灰分	%	60.1	60.1	—	b	
		種類組成(乾ベース) [ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類]	%	30.8	30.8	—	c	
	推定プラスチック類量(乾ベース) ^{※1}		t	2,502	2,115	0	$d = a * b * c * (1 - \text{付着物割合}^{\text{※2}})$	
	A重油使用量		kL	38.0	38.0	38.0	e	
電気使用量		kWh	1,998,044	1,998,044	1,998,044	f		
ガス排出量	CO ₂	エネルギー 起源	燃料の使用 (単位発熱量: 38.9GJ/kL)	排出係数	tCO ₂ /kWh	0.0193		g
				排出量	tCO ₂	105	105	105
			他人から供給された電気の使用	排出係数 ^{※3}	tCO ₂ /kWh	0.000408		h
			排出量	tCO ₂	815	815	815	$A2 = f * h$
		非エネルギー 起源	廃プラスチック類の 焼却	排出係数	tCO ₂ /t	2.76		i
				排出量	tCO ₂	6,904	5,836	0
	CH ₄	廃棄物の焼却 (准連続燃焼式)	排出係数	tCH ₄ /t	0.000021		j	
			排出量	tCH ₄	0.32214	0.272321479	0.218343903	$X = a * j$
	N ₂ O	廃棄物の焼却 (准連続燃焼式)	排出係数	tN ₂ O/t	0.000073		k	
			排出量	tN ₂ O	1.11982	0.946641333	0.759004997	$Y = a * k$
CO ₂ 換算	CH ₄	地球温暖化係数：28	排出量	tCO ₂	9	7	6	$C = X * 28$
	N ₂ O	地球温暖化係数：265	排出量	tCO ₂	296	250	201	$D = Y * 265$
温室効果ガス算定排出量 合計			tCO ₂	8,129	7,013	1,127	$A1 + A2 + B + C + D$	

参考) 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和 7 年 3 月)

※1 推定プラスチック類量は、各年度の焼却量及びごみ質分析結果年平均値をもとに以下のように算出している。推定プラスチック類量 (t) = 焼却量 (t) × ごみの可燃分及び灰分 (%) × ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類の割合 (%) × (1 - 付着物割合^{※2})

※2 付着物割合…「一般廃棄物の廃プラスチック類の付着物割合(プラスチックに残留している、食品などの生物由来廃棄物の割合)」については、測定していないため、算定マニュアルにおける付着物割合(11.9%)を採用する。

※3 東京電力エネルギーパートナー：令和 5 年度調整後排出係数(固定価格買取制度に基づき国から配分された環境価値(余剰非化石価値相当量)や電力会社が調達した非化石証書の環境価値等による調整を反映した後の CO₂ 排出係数)

第2節 ごみの排出の抑制のための方策

1. 発生抑制・再使用の推進

1) 有料化

ごみ排出量の減量化と手数料水準の適正化を目指し、必要に応じて可燃ごみの料金改定を検討する。

2) 家庭における排出抑制と再使用の推進

家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制に努め、ごみを出さないライフスタイルを実践する。

①マイバッグ運動と過剰包装の辞退

買い物時にはマイバッグを持参するとともに、過剰包装を断るなど、家庭内へのごみの持ち込みを極力減らすよう奨励する。

②プラスチックごみの削減

「プラスチック資源循環促進法」に基づくプラスチックごみの削減を推進し、プラスチック以外の素材を使用した代替製品、再生利用が可能な製品、再生プラスチック製品やバイオプラスチック製品の購入、コンビニのフォーク類やホテルの歯ブラシといったワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減に努める。

③フリーマーケット・バザー等の活用

地域や学校、民間団体で開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及び協力し、衣類や家庭用不用品の再資源化に努める。

④修理・修繕の推進

家具、電化製品等の修理・修繕などによる、再使用を推進する。

⑤生ごみの減量化と堆肥化

生ごみを排出する際は、水切りを徹底してごみの減量化をする。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化に努める。

⑥集団回収への参加

地域や学校等で実施される集団回収に参加、協力を行う。

3) 事業者における排出抑制と再使用等の推進

事業者は、自らの事業活動に伴って生じるごみについて自らの責任における適正処理を行うとともに、排出抑制、再資源化等によりその減量に努める。

①排出者や拡大生産者責任に基づく4Rと適切な処理

ごみの適正な処理及び4Rの推進は事業者の方策を実行することはもとより、国、県及び地方公共団体の施策に連携・協力を行う。

②排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用

消費実態に合わせた容器包装の簡易化・減量化を推進するとともに、ごみになりにくい製品、4Rに適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進し、再資源化に取り組む。

また、生産事業者、流通事業者等が個々の方策を実行することにより効果的な減量化、再資源化を促進する。

③従業員意識の高揚

従業員のごみの減量化・再資源化に関する意識の高揚を図るとともに、消費者の目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努める。

④生ごみの減量化

生ごみを排出する事業者は、可能な限り生ごみの減量化に努める。

4) 行政における排出抑制と再使用等の推進

本市における、住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、ごみに対する総合的かつ計画的な施策の推進を図り、互いに協力し合える体制の整備を行う。また、資源の有効活用を進めるため、家庭系ごみや事業系のごみの分別や適正処理に向けた意識啓発を行う。

①住民への情報提供

分別方法やごみ出しルール、環境にやさしい生活の実践、ごみ処理の状況及びごみの減量化方策などについての情報を、ホームページ、家庭ごみの分け方・出し方、家庭ごみ収集カレンダー等を通じて分かりやすい情報発信を今後も継続して行う。

また、令和6年度に実施した市民アンケート調査より、ごみに関する情報の入手先において、家庭ごみの分け方・出し方、家庭ごみ収集カレンダー含む紙の情報媒体が多かったことから、今後は当該媒体に加え、LINE等のSNSを含めた多様な媒体により年代や国籍を問わず市民が情報を受け取ることができる環境の構築に努める。

そのほか、集団回収を活性化させるための支援を行う。

②事業者への情報提供

他自治体における減量化施策や適正処理に関して速やかに情報提供を行い、自主回収品目の指導等を行う。

また、多量排出事業者自らが減量化、再資源化計画を策定する場合には、助言・指導を行う。環境に配慮した事業活動を実施している事業者を広報誌や市ホームページ等で紹介する。

③公共施設での施策

市庁舎及び関係公共施設でのごみの排出抑制、分別徹底はもちろんのこと、事務用品の購入等においては詰め替え製品や再生素材を使用した製品を優先して選定する。

また、ロビー等を活用したポスター掲示など環境啓発普及活動に努める。

④コンポスト・生ごみ処理機

コンポスト・生ごみ処理機の設置について家庭及び企業向けに推進し、生ごみの減量化及びたい肥化を支援する。

5) 環境教育の推進

教育委員会、社会教育団体、小中学校等と連携して幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進する。特に環境教育は学校教育の一環として位置づけられていることもあり、美しい自然環境を次世代に引き継ぐため、地球・生活・ごみに関係性等について、一人ひとりがすべきことを次世代を担う子供たちが理解する機会を拡充する。

①ごみ処理施設見学会の実施

ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理について現状や問題点を説明し、ごみの減量化や再資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。

②環境学習の提供

教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。また、ごみの処理方法の講習やリサイクルの体験学習などの講座の開催等の推進を検討する。

2. 処理体制

1) 家庭ごみの処理体制の現状と今後

現状の分別区分及び処理体制については、第3章第1節から第2節に示すとおりである。

①分別区分

分別区分についてはさらなる再資源化のため、現在燃せるごみとして排出されている製品プラスチック、衣類、剪定枝、廃食用油及び生ごみ等について今後の分別区分の追加を検討する。また、回収方法については、一度に多品目の回収が行える分散型資源回収拠点（専用の敷地等を設けてコンテナ等により、一定の時間内に住民が多品目を排出できるもの）の活用も併せて検討する。

特に、製品プラスチックはプラスチック製容器包装を除いたプラスチック資源のさらなる再資源化に向け、当該品目の分別開始及び再商品化を令和13年度までに実施する。

②資源物品目を含む分別徹底

ごみの分別区分について周知を行い、分別徹底を図るとともに、今後、分別品目に変更があった際は変更時に市民の混乱が無いよう、適切な周知の実施や収集・運搬体制の整備を行う。

2) 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物を排出している事業所に対して、排出されるごみの減量化・再資源化について指導を行い、周知徹底を図る。

また、清掃センターへの直接搬入時に定期的な搬入物検査を実施し、ごみが適正に排出されているか確認を行う。

3) 埋立ごみの再資源化

現在、中間処理後に埋め立てを行っているガラスくず及び陶磁器類について、令和8年度から委託先で再資源化を行う。

4) 効率的な再資源化処理技術の導入検討

今後の循環型社会形成の推進に向け、環境負荷を軽減し、資源ごみの再資源化率を高めるため、より効率的な再資源化処理技術の導入を検討する。

5) 今後の社会を見据えた処理体制の整備

今後、超高齢社会の到来及び生産年齢人口の減少が予測されることから、廃棄物・リサイクルの仕組みを維持するため、ごみ排出時におけるサポート、デジタル化の促進及びアウトソーシング等による廃棄物処理の業務・処理プロセスの高度化・効率化を検討する。

6) 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本市では現在、紙くず・木くず（業種指定あり）に限り、処理に支障のない範囲で産業廃棄物の受け入れを実施している。今後も事業者には、再資源化を徹底することを条件として、受け入れを継続する。

第3節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

1. 家庭系一般廃棄物

現在、家庭系一般廃棄物については、燃せるごみ、粗大ごみ、金属類（金属製品等、空き缶、乾電池、蛍光灯・体温計）、ガラス類（空きびん、ガラス製品等）、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類（新聞、雑誌、段ボール）、飲料用紙パックと8分類14品目に分別され、排出されたごみを委託業者により収集する体制をとっているほか、直接搬入も行っている。

当面は、この分別区分等によるものとするが、令和13年度までに、現在は燃せるごみとして収集されている製品プラスチックの分別品目を追加する。

さらに、現行の分別区分における資源物のほか、衣類、剪定枝、廃食用油及び生ごみ等の一般廃棄物処理システムに示す品目の再資源化についても検討を行うこととする。

2. 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、許可業者による搬入及び事業者自ら持込を行うこととなっている。

事業系一般廃棄物については、排出実態の把握を行い、多量排出事業者に対する指導、減量化を引き続き推進していくこととし、清掃センターにて定期的な搬入物検査を実施し、ごみが適正に排出されているか確認を行う。

また、事業系一般廃棄物の運搬に加え処理を行っている事業者に対しては、処理方法などを適正に指導監督し、かつ実態を把握することにより減量化及び適切な処理を推進する。

3. 産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本市では、条例により、一般廃棄物処理施設で併せて処理することができる産業廃棄物については、一般廃棄物の処理に支障のない範囲で行うこととしている。

第4節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する目標

ごみの再使用（Reuse）や再生利用（Recycle）を推進するため、分別区分の見直しを適宜行い、循環型社会の推進を目指す。

また、各地区の人口の増減や高齢化に伴い、必要に応じた収集・運搬体制の見直しを行うことで、安定した収集を目指す。

2) 収集区域

収集区域は本市全域とする。

3) 収集・運搬体制

令和8年時点の計画目標年度（令和22年度）における収集・運搬体制を表5-3に示すが、今後さらなる再資源化品目の追加を目指す。

表 5-3 収集・運搬体制（令和22年度）

分別区分		収集頻度	収集体制	収集方法	収集主体	
燃せるごみ	燃せるごみ	定期収集	委託	ごみ搬出場所	市	
	粗大ごみ					
燃せないごみ	金属類					金属製品等
						空き缶
						乾電池
						蛍光管・体温計
ガラス類	空きびん					
	ガラス製品等					
資源ごみ	プラスチック製容器包装・製品プラスチック					
	ペットボトル					
	古紙類	新聞				
		雑誌（雑紙）				
		ダンボール				
飲料用紙パック						

4) 収集・運搬計画

① ごみ搬出場所の運営・管理

ごみ搬出場所は、自治会など設置者が管理しているが、搬出ルールが守られない場合があるので、分別区分や当日決められた時間に出すなど、分け方、出し方を守るよう徹底する。

②収集運搬車両の適正化

収集運搬車両の更新の際は、ハイブリッド車両、天然ガス車両等の導入を検討し、温室効果ガス排出量を削減する等環境負荷低減に努める。

③適正処理困難物等

市が収集・処理を行わないものは、以下のとおりであるが、これらの品目及び、「在宅医療廃棄物」に関しては、原則として販売店、購入店、専門業者等での引取りを引き続き指導していく。

[収集や処理ができないごみ]

館山市以外のごみ、木くず・紙くず以外の産業廃棄物、生丸太（太さ 10cm 以上）、雨どい、水道管（塩ビ管）、ビニールトタン、断熱材入りのたたみ、自動車部品、タイヤ、サーフボード、ボディボード、スノーボード、スキー板、耐火金庫、注射針、消火器、ステンレス・ホウロウ製品（調理器具、物干し竿を除く）、風呂釜、フロンを使用しているもの（除湿器、冷風機など）、農機具、農業用ビニール、かわら、コンクリート、ブロック、プロパンガスボンベ、ペンキ缶、石、砂、薬品、建築廃材、浴槽、土など

2. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

中間処理は、ごみの分別ごとに安全で安定した衛生的な適正処理を行い、併せて、ごみの減量化、効率的な再資源化に努め、最終処分量の軽減を目指す。

また、CO₂の発生をできるだけ抑え、周辺環境への影響を最小限にした処理を行うよう努める。

2) 中間処理体制及び処理方法

計画目標年度（令和 22 年度）における中間処理体制及び処理方法においては、現行（図 3-1 参照）を基本とする。

3. 最終処分計画

1) 最終処分に関する目標

ごみの排出抑制、再資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量のさらなる低減化を図り、最終処分場の延命化を目指す。

最終処分場は、安全かつ安定的な処分場計画により運営し、適正な管理により、埋立廃棄物の安定化・無害化を図る。

2) 最終処分の方法

最終処分場は、灰等の飛散を防止し、浸出水量をできるだけ少なくするなど、安全性を十分に考慮した施設とする。

3) 埋立ごみの再資源化

令和 8 年度以降、ガラスくず及び陶磁器類については、民間処理施設を活用するなどして、可能な限り再資源化を行う。

表 5-4 一部埋立ごみの処分方法の変更

種類	(現行)	(令和 8 年度以降)
ガラスくず、 陶磁器類	中間処理後、埋め立て処分	業者委託し、再資源化

第5節 ごみの処理施設の整備に関する事項

1. 整備に関する基本方針

環境負荷の低減や二酸化炭素排出量の削減に配慮した上で長期的に安定した施設運営を行うとともに、適正な維持管理による施設の延命化を図り、安定したごみ処理体制の維持に努める。

また、循環型社会形成に向けた環境学習の拠点や、災害時は、防災や避難場所として利用できるような施設整備を行う。

2. 中間処理施設

1) 館山市清掃センター

①焼却施設

可燃性の一般廃棄物（家庭系、事業系共）の焼却施設について、昭和59年10月に稼働を開始後、現在、稼働開始後41年を経過している。平成15年に排ガス高度処理対策を実施、その後劣化や老朽化の進行状況を鑑み、令和3年度から令和5年度にかけて、基幹的設備改良（長寿命化）工事を実施し、工事完了後15年間（令和20年度まで）稼働する計画となっている。

基幹的設備改良工事の対象とならなかった部分の設備・機器や土木・建築設備等については、老朽化が進行しており、延命化の目標年（令和20年度）までに今後さらに老朽化が進むことになるため施設保全計画を更新し、適切に管理を行っていく必要がある。また、延命化や施設整備を実施した設備・機器においても適切な維持管理を行っていく必要がある。

また、現在の焼却施設が延命化後の耐用年数を迎える令和20年度以降における、新施設建設予定等は現在未定であるが、ごみ処理施設の集約化・大規模化による施設の省エネルギー化や効率的な再資源化、施設整備費等の低コスト化につながる可能性があることから、周辺地域との集約化・広域化の可能性についても鑑み、周辺地域の焼却施設の状況も把握しつつ、検討する必要がある。

②マテリアルリサイクル施設

令和5年3月に廃止した安房郡市広域市町村圏事務組合が運営する粗大ごみ処理施設に代わり、不燃ごみの処理施設として、令和5年4月に稼働を開始している。

安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設については、マテリアルリサイクル施設に隣接しており、令和7年度から令和8年度にかけて解体工事を実施している。そのため、解体工事と並行して当該設備の運転を継続する必要があり、必要な作業スペースの確保や車両動線の変更等の対策を適宜実施する。

解体工事終了後は作業スペースの拡大を予定しており、より効率的な受入れ・選別処理が実施可能になる予定である。

解体工事中及び解体工事後においても、安定した処理に努め、設備・機器の適切な維持管理を行う必要がある。

2) 館山市有害鳥獣焼却処理施設

令和5年3月に竣工し、有害鳥獣死体を焼却処理している。

施設の耐用年数は31年間（令和35年度まで）となっており、施設完成後、施設の状態は現在良好のため、日常点検の継続的な実施や法定点検を含む定期点検及び消耗品の交換を行い、維持保全を図る。

3. 最終処分場

1) 館山市最終処分場

館山市清掃センターの焼却処理により発生する焼却灰及び不燃物のがれきを埋め立てる施設であり、昭和60年3月に竣工した。平成6年度及び平成11年度に実施された2回の嵩上工事を行ったほか、平成22年度以降、延命化のため焼却灰を民間業者に処理委託をして外部搬出している。

現在は金属類残渣・ガラス類残渣を埋立処分し、平成29年度末の現地測量結果を踏まえ、現在令和15年度までの埋立計画を千葉県に届出ている。

最終処分場搬入量は過去10年間でおよそ半減しており、令和8年度から現在は埋め立てているガラスくず及び陶磁器類の再資源化を開始することから、今後埋立終了年度がさらに延長する見込みとなっており、埋立終了年度の再把握を行うとともに、さらなるごみ減量化及び再資源化の促進により、最終処分量の低減を目指し、現施設を可能な限り延命化する。

第6節 その他ごみの処理に関し必要な事項

1. 食品ロス対策

1)食品ロスとは

食品（フード）ロスとは、売れ残りや食べ残し、期限切れ食品など本来食べられるのにも関わらず、捨てられてしまう食べ物のことを指す。

食品の廃棄は、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に大量に発生しており、国際的な問題となっている。国内では、令和元年に「食品ロス削減推進法」が成立し、公布、施行された。

国内における令和5年度の食品ロス発生量は464万トンと推計され、国民1人当たりに換算すると、毎日お茶碗一杯分（約102g）のご飯を捨てている場合と同程度の量になるとされている。

2)本市の食品ロス発生量の推計

農林水産省の「国民1人当たりの食品ロス量」1日約102gから、本市の食品ロス量を単純に推計した場合、年間約1,654tとされる。

本市の食品ロス発生量（推計）： $0.102\text{kg}/\text{人}\cdot\text{日}\times 366\text{日}^{*1}\times 44,328\text{人}^{*2}=\underline{\text{約}1,654\text{t}}$

※1 令和5年度における年間日数

※2 令和5年10月時点の館山市人口

3)食品ロス削減に向けた取り組みの概要

①家庭における取り組み

- ・買い物の前に冷蔵庫の中身を確認し、必要な量だけ購入する。
- ・すぐに食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品ではなく、陳列順に購入する「てまえどり」を行う。
- ・食品の「賞味期限」を正しく理解し、期限が過ぎてもすぐに捨てずに食べられるかどうかの判断を行うことを心がける。
- ・調理の際には、食べられる分だけ作り、食材が余ったときには、使い切りレシピなどを活用し、食材を無駄なく使う。
- ・外食時には、食事量に応じ小盛りやハーフサイズメニューなどの積極的な活用、食べきってから次の注文を行うことや、残った料理の持ち帰りができるか確認する。
- ・「30・15（さんまる・いちご）運動」（宴会時の最初の30分、最後の15分は料理を食べることを推奨する運動）を実践し、外食時における食べきれぬ量の注文や、注文した料理を残さないように心がける。

②事業者における取り組み

- ・一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行の見直しや、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないような販売方法の実施を検討する。

- ・外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合のメリットを付与する等のサービスの実施や、実際の取り組み状況の発信を行うなど、食べ残し削減への積極的な取り組みを検討する。

③行政における取組

- ・本市における食品ロス発生量の把握
 - …ごみ組成調査時に厨芥類に含まれる食品ロス量（手つかずの食品及び食べ残し）の項目を今後追加し、本市で発生している食品ロス発生量について調査を行い、食品ロス関連の取り組みについて調査結果をもとに適宜見直しを行う。
- ・食品ロス削減の取り組みの情報提供
 - …環境教育や、各種 SNS、広報等を通して食品ロス削減の実態、必要性及び身近にできる取り組み等を周知・啓発し、住民、事業者、行政において、協働して食品ロス削減に取り組む基盤を作る。
- ・館山市食品ロス削減推進計画の策定
 - …令和2年に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」において、国の施策に加え、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であり、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれるとある。
千葉県では令和3年3月に「千葉県食品ロス削減推進計画」を策定しており、本市においても食品ロス削減の取り組みを推進するため、館山市食品ロス削減推進計画の策定を行う。

2. バイオマス等の再資源化の推進

再資源化の推進を目指し、現在再資源化されていない廃棄物系バイオマス（生ごみ、廃食用油、剪定枝）及び繊維製品について今後の再資源化を検討する。

各廃棄物の再資源化例について表 5-5 に示す。

表 5-5 再資源化例

廃棄物の種類	方法
生ごみ	堆肥化、飼料化、ガス化、エタノール化、燃料化
廃食用油	燃料化
剪定枝	チップ化、ガス化、エタノール化、燃料化、焼却による熱回収
繊維製品（衣類等）	再商品化（又はリユース）

参考：環境省 HP「サステナブルファッション」、「廃棄物系バイオマスの種類と利用用途」

3. 観光ごみ対策

本市は、花観光や海水浴観光により多くの観光客が訪れる特徴があり、観光客から発生するごみについて、ポイ捨てやごみの処理について課題となっている。

現在、ボランティア清掃の実施にあたり、ボランティア袋の交付や収集対応を行っているが、観光ごみに対するさらなる減量化、再資源化、マナーの向上のため、関係団体にも協力を仰ぎ、ポイ捨て防止運動や持ち帰り運動などをより一層推進する。

4. 災害時における廃棄物処理体制の構築

災害時において、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止する観点から、通常的生活ごみ等に加えて災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、速やかな地域の復興を目指すことが求められる。

本市では、国が策定した「災害廃棄物対策指針」及び「千葉県災害廃棄物処理計画」を踏まえ「館山市災害廃棄物処理計画」について令和3年3月に策定した。

今後は上記計画に従い、一般廃棄物処理施設の強靱化、災害廃棄物に係る仮置き場の確保や、人材の育成・確保を行うとともに、近年発生した大規模災害について把握し、分別及び処理方法、各所関係者との連携・協力体制の整備等に必要な事項について適宜見直しを行い、実効性の確保に努める。

なお、市内にある一般住宅が火災、災害その他特別な事情により被災し、その建物の解体等から排出されるごみは、ごみ分別基準により処理・処分を行っているが、天災その他特別な事情があると市が認めたときには、手数料を減免することができる。

第6章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況の把握と整理

1. 生活排水の処理体系

現在本市では、公共下水道、汚泥再生処理施設（し尿処理施設）、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽により生活排水の処理を行っている。

公共下水道では、し尿及び生活雑排水を併せて下水道管渠により集められ、公共下水道終末処理場（以下「鏡ヶ浦クリーンセンター」という。）において処理された後、公共用水域（湊字中芝地先排水路）に放流されている。

また、戸別に設置されている合併処理浄化槽ではし尿及び生活雑排水を、単独処理浄化槽ではし尿のみを処理し、最寄りの公共用水域に放流しているほか、各浄化槽から発生する浄化槽汚泥はバキューム車により収集し、汲み取りし尿と併せて館山市衛生センター（汚泥再生処理施設）で処理されている。

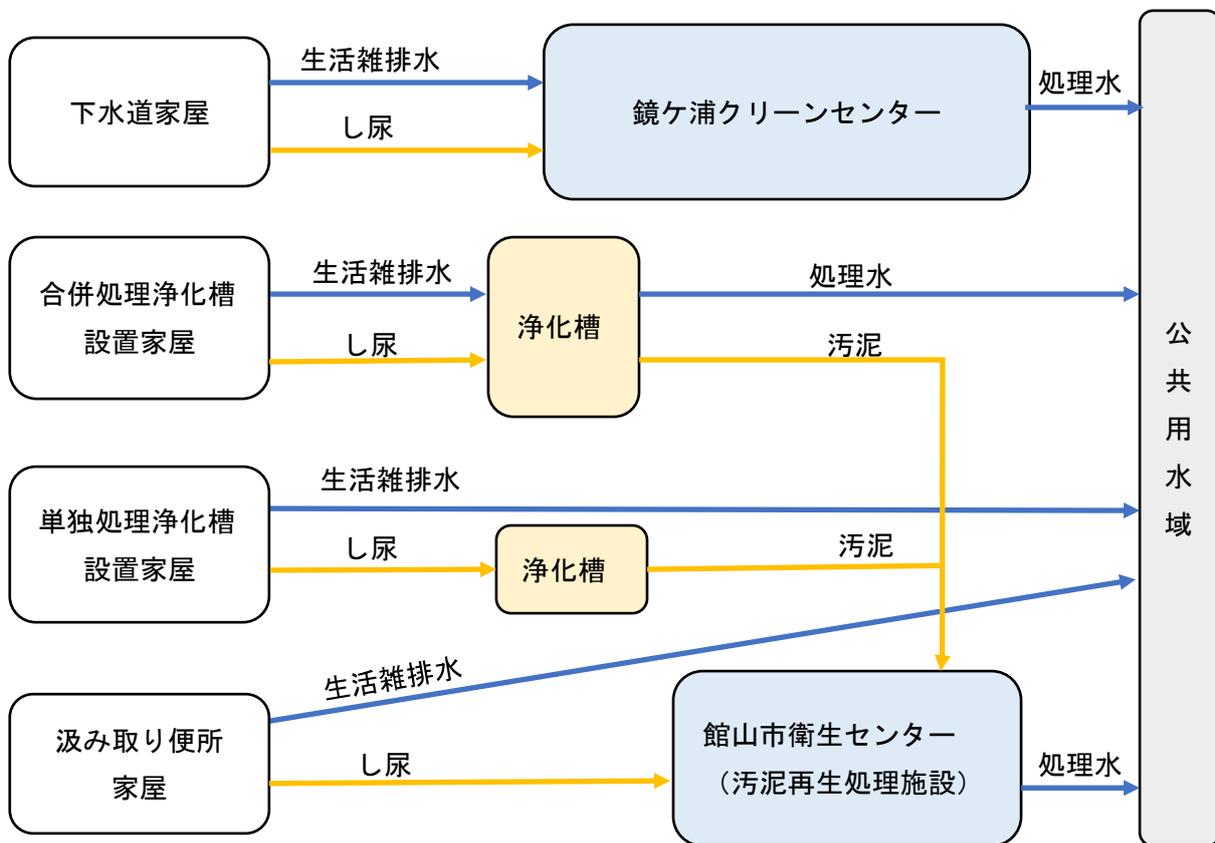


図 6-1 生活排水の処理フロー

2. 生活排水処理実績（人口、件数、処理量）

表 6-1 処理形態別人口実績

（単位：人）

項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
計画処理区域内人口		48,877	48,460	48,090	47,467	46,934	46,296	45,895	45,367	44,866	44,328
水洗化人口		40,638 (83.1%)	42,681 (88.1%)	42,104 (87.6%)	41,807 (88.1%)	41,458 (88.3%)	40,976 (88.5%)	40,808 (88.9%)	40,612 (89.5%)	40,302 (89.8%)	39,959 (90.1%)
生活排水処理人口		16,840 (34.5%)	17,300 (35.7%)	19,083 (39.7%)	19,453 (41.0%)	19,810 (42.2%)	20,871 (45.1%)	21,507 (46.9%)	21,797 (48.0%)	21,943 (48.9%)	23,258 (52.5%)
コミュニティ・プラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽		13,170	13,534	15,128	15,268	15,509	15,371	16,007	16,297	16,443	17,758
公共下水道		3,670	3,766	3,955	4,185	4,301	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
農業集落排水施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）		23,798 (48.7%)	25,381 (52.4%)	23,021 (47.9%)	22,354 (47.1%)	21,648 (46.1%)	20,105 (43.4%)	19,301 (42.1%)	18,815 (41.5%)	18,359 (40.9%)	16,701 (37.7%)
非水洗化人口		8,239 (16.9%)	5,779 (11.9%)	5,986 (12.4%)	5,660 (11.9%)	5,476 (11.7%)	5,320 (11.5%)	5,087 (11.1%)	4,755 (10.5%)	4,564 (10.2%)	4,369 (9.9%)
計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

※括弧内は計画処理区域内人口に対する割合

表 6-2 生活排水処理量実績

項目	年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
汲み取りし尿 (kL)		6,619	6,558	6,130	5,937	5,654	5,547	4,968	4,835	4,538	4,356
浄化槽汚泥 (kL)		19,219	19,646	19,968	19,885	19,815	19,942	20,015	20,205	20,277	19,734
合計 (kL)		25,838	26,204	26,098	25,822	25,469	25,489	24,983	25,040	24,815	24,090
処理残渣搬出量 (t)		8	7	9	9	9	8	6	7	6	5
再資源化量 (t)		1,578	1,576	1,566	1,485	1,355	1,296	1,312	1,316	1,253	1,203

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

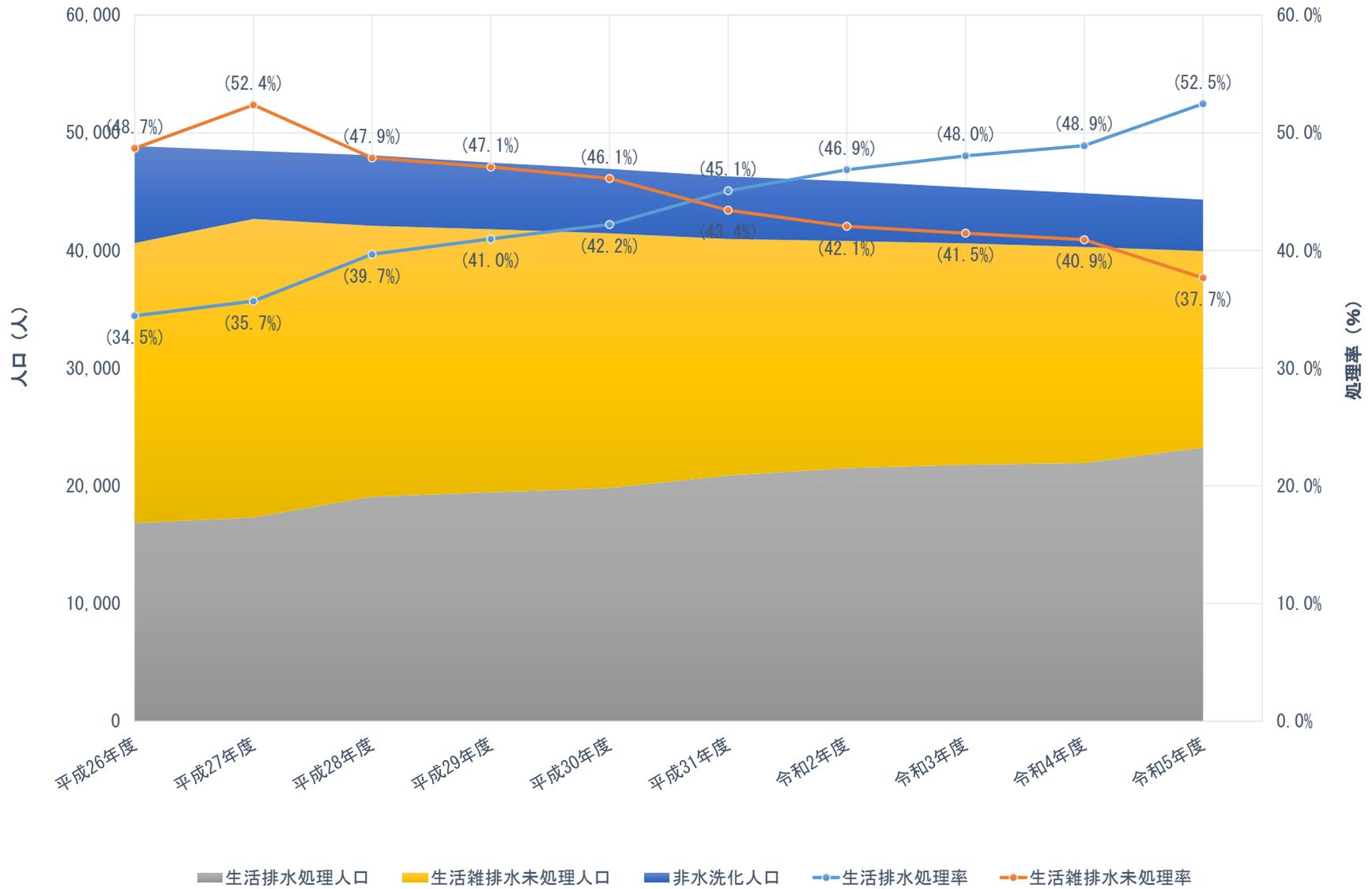


図 6-2 処理形態別人口実績

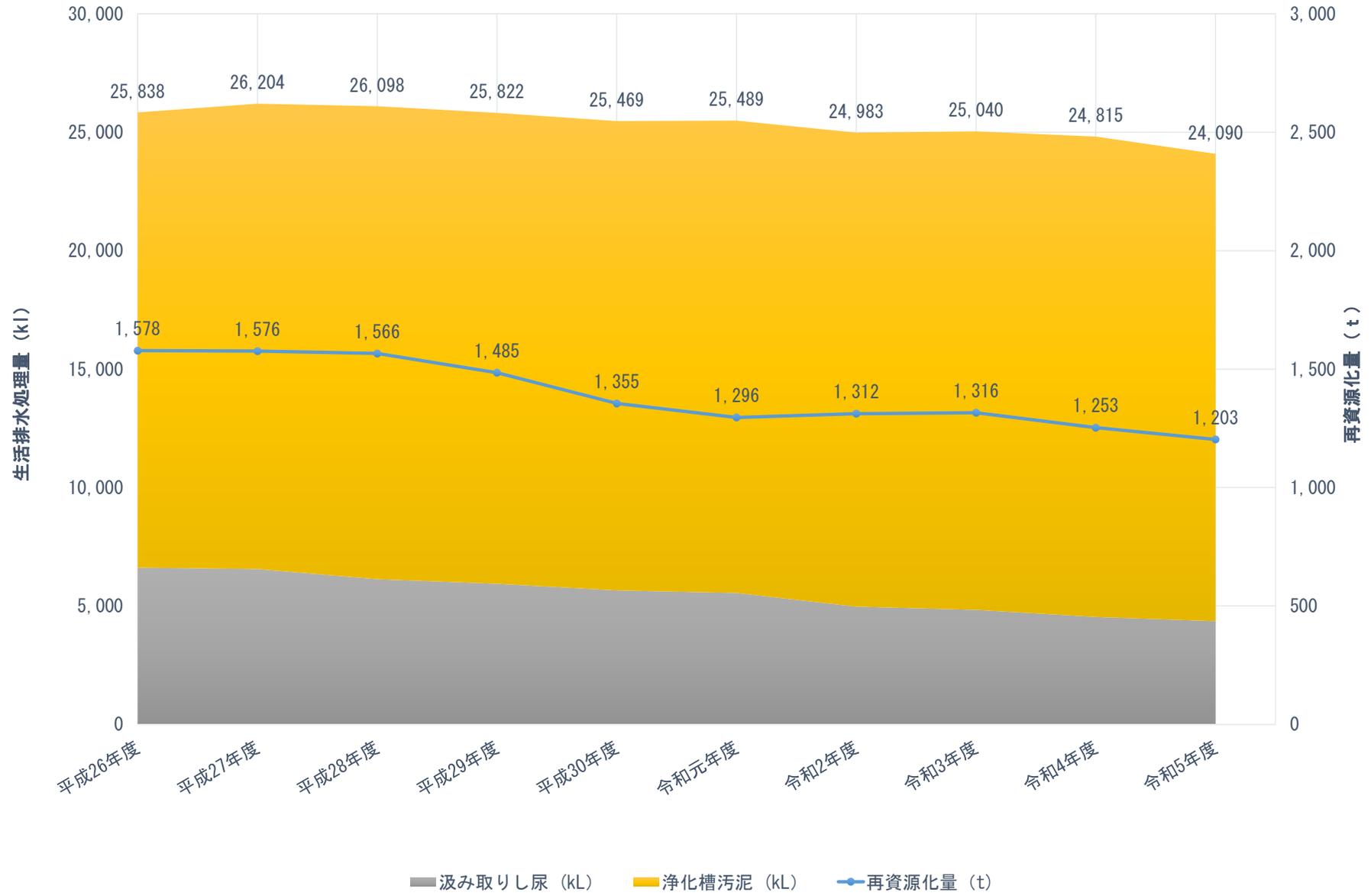


図 6-3 生活排水処理量実績

第2節 生活排水処理の予測

1. 処理形態別人口の推計

過去10年間の実績から推計した処理形態別人口の推移について表6-3に示す。

表6-3 処理形態別人口の推計

(単位：人)

項目	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
計画処理区域内人口		42,603	42,218	41,763	41,316	40,875	40,457	40,012	39,589	39,170	38,756	38,402	37,939	37,535	37,134	36,734	36,348
水洗化人口		37,965 (89.1%)	37,593 (89.0%)	37,157 (89.0%)	36,726 (88.9%)	36,300 (88.8%)	35,893 (88.7%)	35,463 (88.6%)	35,052 (88.5%)	34,644 (88.4%)	34,242 (88.4%)	33,893 (88.3%)	33,449 (88.2%)	33,058 (88.1%)	32,670 (88.0%)	32,284 (87.9%)	31,912 (87.8%)
生活排水処理人口		23,076 (54.2%)	23,302 (55.2%)	23,466 (56.2%)	23,611 (57.1%)	23,737 (58.1%)	23,855 (59.0%)	23,939 (59.8%)	24,018 (60.7%)	24,080 (61.5%)	24,130 (62.3%)	24,202 (63.0%)	24,191 (63.8%)	24,203 (64.5%)	24,202 (65.2%)	24,190 (65.9%)	24,174 (66.5%)
コミュニティ・プラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽		17,660	17,877	18,042	18,188	18,315	18,432	18,521	18,602	18,668	18,722	18,792	18,795	18,815	18,823	18,822	18,816
公共下水道		5,416	5,425	5,424	5,423	5,422	5,423	5,418	5,416	5,412	5,408	5,410	5,396	5,388	5,379	5,368	5,358
農業集落排水施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		14,889 (34.9%)	14,291 (33.9%)	13,691 (32.8%)	13,115 (31.7%)	12,563 (30.7%)	12,038 (29.8%)	11,524 (28.8%)	11,034 (27.9%)	10,564 (27.0%)	10,112 (26.1%)	9,691 (25.2%)	9,258 (24.4%)	8,855 (23.6%)	8,468 (22.8%)	8,094 (22.0%)	7,738 (21.3%)
非水洗化人口		4,638 (10.9%)	4,625 (11.0%)	4,606 (11.0%)	4,590 (11.1%)	4,575 (11.2%)	4,564 (11.3%)	4,549 (11.4%)	4,537 (11.5%)	4,526 (11.6%)	4,514 (11.6%)	4,509 (11.7%)	4,490 (11.8%)	4,477 (11.9%)	4,464 (12.0%)	4,450 (12.1%)	4,436 (12.2%)
計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※推計にあたっては、実績をもとに複数の近似式より算定、原則として相関係数が最も高い式の値を採用した。

※括弧内は計画処理区域内人口に対する割合

2. 生活排水処理量の推計

令和5年度の処理量原単位及びし尿・浄化槽汚泥の合計に対する割合をもとに、表6-3に示した処理形態別人口の推計結果から生活排水処理量の推計を行う。

生活排水処理量の推計結果について表6-5に示す。

表 6-4 令和5年度の処理量原単位及びし尿・浄化槽汚泥の合計に対する割合

生活排水処理量		人口(人)		原単位 (L/人・日)
汲み取りし尿 (kL)	4,356	非水洗化人口	4,369	2.72
浄化槽汚泥 (kL)	19,734	単独・合併処理浄化槽	34,459	1.56
し尿・浄化槽汚泥合計 (kL)		し尿・浄化槽汚泥の合計に対する割合		
処理残渣搬出量 (t)	5	処理残渣搬出量 (t/kL)	0.000208	
再資源化量 (t)	1,203	再資源化量 (t/kL)	0.0499	

※原単位は366日で算出

表 6-5 生活排水処理量の推計

項目	年度																
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	
汲み取りし尿 (kL)	4,612	4,599	4,592	4,564	4,549	4,538	4,535	4,511	4,500	4,488	4,496	4,464	4,451	4,439	4,437	4,411	
浄化槽汚泥 (kL)	18,589	18,372	18,173	17,878	17,635	17,402	17,206	16,926	16,695	16,468	16,312	16,022	15,803	15,586	15,414	15,165	
合計 (kL)	23,201	22,970	22,765	22,441	22,184	21,940	21,742	21,437	21,195	20,956	20,807	20,486	20,254	20,025	19,851	19,576	
処理残渣搬出量 (t)	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
再資源化量 (t)	1,159	1,147	1,137	1,121	1,108	1,096	1,086	1,071	1,058	1,046	1,039	1,023	1,011	1,000	991	978	

※汲み取りし尿・浄化槽汚泥処理量 (kL) = 処理形態別推計人口 (人) × 原単位 (R5年度、L/人・日) × 365日 (R9、R13、R17、R21年度は366日) ÷ 1000

※処理残渣搬出量・再資源化量 (t) = 汲み取りし尿・浄化槽汚泥処理量の合計 (kL) × し尿・浄化槽汚泥の合計に対する割合 (R5年度、t/kL)

第3節 生活排水処理施設等の現況の把握と整理

1. 処理施設

本市においては、昭和38年4月に藤原衛生処理場（処理能力45kL/日）の供用開始がし尿処理のはじまりである。

処理量は、生活水準の向上に伴い農村部における肥料化の減少と浄化槽の普及等により年々増加し、昭和53年度には1日平均処理量が73kLに達し、処理能力を超えた処理をしなければならない状況となり、消化促進剤等の使用によりなんとか処理する状況であった。そのため、昭和54年度から3ヵ年継続国庫補助事業により処理能力100kL/日で公害対策も万全な館山市衛生センターを建設し、現在のし尿処理体制が整備された。

館山市衛生センターの供用開始後、平成8年度に基幹整備工事を行い、高負荷脱窒素処理設備等を更新した。供用開始後40年（基幹整備工事完了後25年）が経過しており、施設建設当初に計画した処理量や処理水質の大幅な変動のほか、本施設を構成するプラント設備や土木・建築設備等の老朽化が進行している。

館山市衛生センターでは、必要に応じて点検、整備等を行い、施設の機能維持に努めているが、大型機械設備等をはじめ多くの設備・機器等が一般的な耐用年数を大きく超過している状況である。新施設の建設については検討中の段階であり、現施設でのし尿処理をできる限り継続するとともに、新施設への移行時期を検討する必要がある。

また、平成10年度より、鏡ヶ浦クリーンセンターを整備し、市内の一部区域において、市単独の公共下水道の供用を開始し、現在に至っている。

鏡ヶ浦クリーンセンターでは、機械設備や電気設備等の日常点検を行い、機能維持に努めている。機器の更新については、ストックマネジメント計画に基づき計画的な更新を行っている。

公共下水道区域外については、小型合併処理浄化槽の普及促進を行うことで衛生環境の向上を図っている。

2. 収集体制

昭和 48 年度以前は民間業者が各家庭からの依頼を受け収集を行っていたが、昭和 49 年 9 月に（公財）館山市環境保全公社が設立し、市内唯一の許可業者として生し尿の収集を開始した。

平成 27 年 3 月末で（一財）館山市環境保全公社が解散し、平成 27 年 4 月から新たに館山市環境保全協同組合（館山市環境保全協業組合 平成 31 年 1 月名称変更）が許可業者としてし尿の収集を行っている。

また、浄化槽清掃業者は平成 29 年度末現在では 9 社となった。

なお、浄化槽清掃業の新規許可申請に対しては、平成 26 年 6 月 30 日付け申請分を最後に、許可をしていない。

令和 7 年 7 月時点で登録されている市内収集運搬車両等について、表 6-6 に概要を示す。

表 6-6 市内収集運搬車両の概要

対象	種類	積載量(t)	台数	
し尿	バキューム車	0.3t	1台	計7台
		1.5t～2t未満	6台	
浄化槽 汚泥	バキューム車	1.5t～2t未満	3台	計19台
		2t～3t未満	1台	
		3t～4t未満	14台	
		4t以上	1台	
	小型	0.35t	1台	計3台
		1.5t～2t未満	2台	
	普通	1.5t～2t未満	1台	計16台
		2t～3t未満	3台	
		3t～4t未満	12台	
	糞尿車	1.5t～2t未満	1台	計5台
		2t～4t未満	4台	

出典) 市資料

第4節 生活排水処理の課題

1. し尿・浄化槽汚泥の処理量

平成26年度から令和5年度において、下水道人口の増加や非水洗化人口の減少等に伴い汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量は年々減少傾向にあるものの、下水道処理区域以外の地域については、今後も汲み取りし尿や合併処理浄化槽等での処理が行われるため、長期的にし尿等の適正処理を継続していく必要がある。

ただし、計画処理量については年々減少していくことが想定されるため、処理施設の整備を検討する場合には、適切な規模及び適切な処理方式を選定する必要がある。

2. 施設の整備状況

1) 館山市衛生センター

館山市衛生センターは、施設供用開始後40年（基幹整備工事完了後25年）が経過しており、当初計画時の処理量や処理水質の変動や、多くの機器・装置類について耐用年数を超過している状況、土木・建築設備等の老朽化等が確認されている。

既存施設を継続して長期使用していくためには、処理水槽の防食補修や構造補強、浸水対策改修工事等が必要であり、老朽化した設備や機器類の補修にあたっては、特に施設稼働時及び基幹的整備工事当初に設置した機器・装置類の部品調達等に苦慮する可能性がある。

2) 鏡ヶ浦クリーンセンター

鏡ヶ浦クリーンセンターは、施設供用開始後27年が経過しており、本計画期間において耐用年数を経過する設備もあるが、機械設備や電気設備等の日常点検を行い、機能維持に努めている。機器の更新についてはストックマネジメント計画に基づき計画的な更新を行っている。

3. 再資源化有効利用

現在、館山市衛生センターから発生する脱水汚泥については、肥料として搬出し、農地還元を行っているが、施設を更新する場合は、循環型社会形成の観点から、更新施設においても汚泥等の再資源化有効利用について検討する必要がある。

第5節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水の処理計画

1) 処理の目標

合併処理浄化槽の普及及び公共下水道区域内の処理人口増加により、汚水処理人口普及率の向上を目指すものとする。

具体的な目標については、本市の下水道事業及びし尿等の処理に係る個別の計画において目標等が定められているため、以下に抜粋し示す。

①汚水処理人口拡大目標

汚水処理人口拡大目標については、「館山市公共下水道事業全体計画 全体計画書」（令和6年3月）（以下「下水道事業全体計画」という。）において、以下の目標を定めている。

表 6-7 汚水処理人口普及率の目標

現況 (令和5年度)	中期目標 (令和11年度末)	長期目標 (令和31年度末)
52.5%※	62.5%	100.0%

※表 6-1 生活排水処理人口及び計画処理区域内人口より算出

②浄化槽設置目標

浄化槽設置目標については、本市の浄化槽設置整備事業（事業期間：令和6年度～令和12年度）により以下の目標を定めている。

表 6-8 合併処理浄化槽設置目標

令和6年度～令和12年度 (7年累計)
105基(574人分)

③公共下水道区域及び人口拡大目標

公共下水道事業に係る整備計画区域及び人口拡大目標については、公共下水道事業全体計画において、以下の目標を定めている。

表 6-9 整備計画区域及び下水道処理人口普及率目標

	現況 (令和5年度)	中期目標 (令和11年度末)	長期目標 (令和31年度末)
整備計画区域	209ha	—	450ha
下水道処理人口普及率	12.4%※	13%	34%

※表 6-1 下水人口及び計画処理区域内人口より算出

2) 処理区域

本市全域とする。

3) 施設整備計画

① 整備に関する基本方針

第 5 次館山市総合計画「前期基本計画」（令和 8 年 3 月）の基本指針に則り、以下の通りとする。

- ・適正な維持管理による施設の延命化を図り、安定したし尿等の処理体制の維持に努める。
- ・河川・海域等の公共用水域の水質汚濁防止、自然環境保全及び快適な住環境づくりのため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に努める。

② 整備計画

館山市衛生センターにおいては、処理に支障がでないよう適切に整備等を行うほか、今後の部品調達が困難になる機器・装置類も多くあることから、更新対象機器を区分して維持補修計画を策定し、現施設でのし尿処理をできる限り継続する。

また、近年、下水道終末処理場に余力がある地域における、下水道投入方式によるし尿処理施設の整備が増えてきており、既存施設の延命化に加え、鏡ヶ浦クリーンセンターと連携した下水道投入施設の新設についても検討する。

鏡ヶ浦クリーンセンターにおいては、令和 5 年度に汚水処理全体計画区域を 450ha とし、整備目標を令和 31 年度とする全体計画の見直しを行った。

この間に、終末処理場及び管路施設の耐震化工事を含む修繕や整備を実施し、災害時に必要な下水道処理機能の確保を進める。

2. し尿・汚泥の処理計画

1) 収集・運搬計画

表 6-6 に示す現在の収集・運搬体制を維持し、し尿等の適正な収集・運搬を行う。

2) 中間処理計画

当面の間は館山市衛生センターにおいて、現行の処理体制を維持し、なお、新施設に更新する場合も同様に、し尿等の適正な処理を行う。

3) 再資源化等計画

館山市衛生センターから発生するし渣及び脱水汚泥は、引き続き同様の処理を行うものとし、し渣は脱水後清掃センターにおいて焼却、脱水汚泥は肥料として搬出し、農地還元を行う。

なお、施設を更新する場合は、循環型社会形成の観点から、更新施設においても汚泥等の資源有効利用について検討する。

3. その他計画達成のための施策

本市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合に助成を行っている。設置補助制度に関する情報についてホームページで提供するほか、その他の情報媒体を通して情報発信を行い、制度の周知に努める。